第3回

原発と人権

全国研究・交流集会inふくしま

人間・コミュニティの回復と原発のない社会をめざして

全体会・分科会 / 資料集

主催：第３回「原発と人権」全国研究・交流集会実行委員会

後援：福島大学うつくしまふくしま未来支援センター

福島民報社 / 福島民友新聞社 / マスコミ関連九条の会連絡会

第3回『原発と人権』全国研究・交流集会in福島　全大会・分科会／資料集

目　　次

全　体　会

福島第一原発のいま …… 2
福島第一事故現場の現状と課題 …… 6
大石さんの報告 …… 18
原発事故損害賠償請求報告 …… 19
原発事故、ふるさと喪失の恐れ …… 22
福島原発災害―これまでの復興施策の問題点と今後の復興の展望、あるべき復興施策・その方向性 23
この５年間の原発関連訴訟の到達点と問題点 …… 29
原発被害を権利の面からどう捉えられるか。法的責任論をどう構築するか …… 32

第１分科会

原発事故の救済と差止め …… 41

第２分科会

原発ゼロ社会に向けて …… 50

第３分科会

核兵器と原発　チラシ …… 58
マーシャル諸島発　国際司法裁判所への提訴―核被害を繰り返さない証を求めて …… 59
日本はなぜ核を手放せないのか …… 60
日本の核政策と反核感情 …… 61
被災地の人々にどう向き合うか―平和学の立場から …… 62
NPT 体制の現状と私たちの課題 …… 63

第４分科会

原発とメディア―現場取材の報道と問題点 …… 65
事故報道の「ルーティン化」と「コンセンサスのずれ」 …… 66
取材の現場と報道―課題と問題点 …… 68
分断を越えてフクシマから世界へ …… 71

みつばちの目を読んで…… 72
資料　みつばちの目　朝日新聞　2013 年 11 月 13 日付…… 73
みつばちの目　朝日新聞　2015 年 3 月 4 日付…… 74
みつばちの目　朝日新聞　2015 年 12 月 4 日付…… 75
支局つれづれ　国に逆らう…… 76

第 5 分科会
政府の帰還政策を問う…… 78
資料　3.11 後 5 年間の年表（案）…… 81

第 6 分科会
福島切り捨てを許さない！　団結してたたかう福島原発原告団と共にたたかう仲間の交流…… 85

巻末資料
避難指示区域の概念図…… 87
原発被害者訴訟　原告団一覧…… 88
3.11 後 5 年間の年表（案）…… 91

全体会

福島第一原発のいま

2016.3. 19　東京新聞　原発取材班キャップ
山川剛史

事故前

一面の松林、野球場、陸上競技場、
テニスコート・・・さすが金持ち企業

事故発生当初

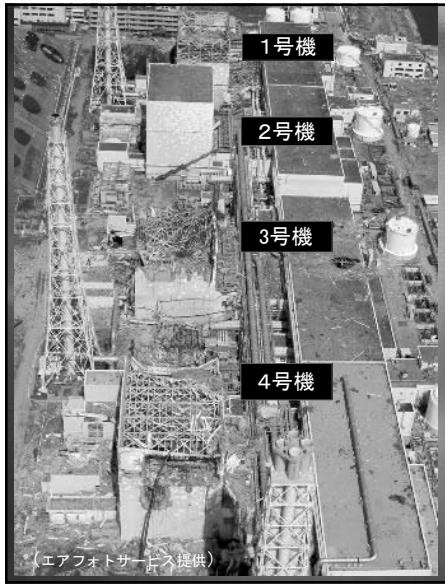

（エアフォトサービス提供）

破壊された海水ポンプ

建屋の水素爆発でがれきが散乱

2013.2.26

2016.2.4
名物だった桜並木は
“タンク並木”に
使い終わった防護服や靴下など
コンテナで山積み（5，6号機脇）

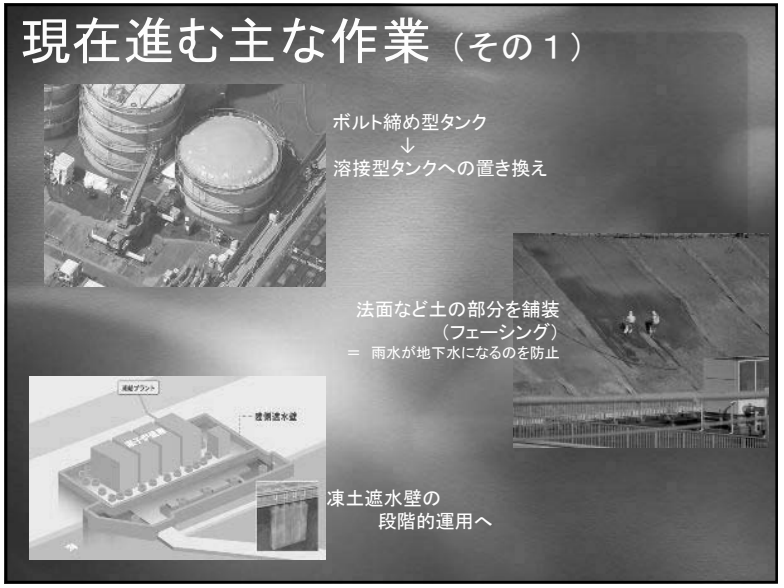
現在進む主な作業（その１）
ボルト締め型タンク
↓
溶接型タンクへの置き換え
法面など土の部分を舗装
（フェーシング）
＝ 雨水が地下水になるのを防止
凍土遮水壁の
段階的運用へ

現在進む主な作業（その2）
1号機の建屋カバーの解体
（使用済み核燃料取り出しの準備）
3号機の建屋上部の除染
（使用済み核燃料取り出しの準備）
山積みの防護服などの焼却
（焼却設備の試運転中）

これまでの成果は？
・溶け落ちた核燃料は、安定的に冷却
・海洋汚染のリスクは大幅低下
海側敷地の地下トンネル内の汚染水抜き取り
タンク内の汚染水も処理
海側遮水壁が完成
・4号機の核燃料はゼロに（2014．12）
・現場の放射線量は低下
（ただし、建屋周辺は別）
防護服もマスクもなしで
構内を歩く作業員
2011の4号機
プールからは水蒸気
現在の4号機
ただのRC造建物に

ただし、難問は山積

2／25現在

貯蔵する水の種類	水量(t)
トリチウム水	614,522
ストロンチウム汚染水	165,375
ボルト締め型タンクの残水	4,600
濃縮廃液	9,071
建屋地下の高濃度汚染水	80,950

80万トン超

- 汚染水問題は継続
  - 冷却による汚染水は日々発生
  - 手を抜くと、またK排水溝のような問題も
- “仮設”の設備が多いことに変わりなし
  - ネズミの仕業でプールが長時間冷却停止したことも
- １～３号機には使用済み核燃料
- １～３号機には溶けた核燃料（デブリ）

各号機 建屋内の放射線量は？

特に線量の高いところ
（他は安全という意味ではありません！）

１号機

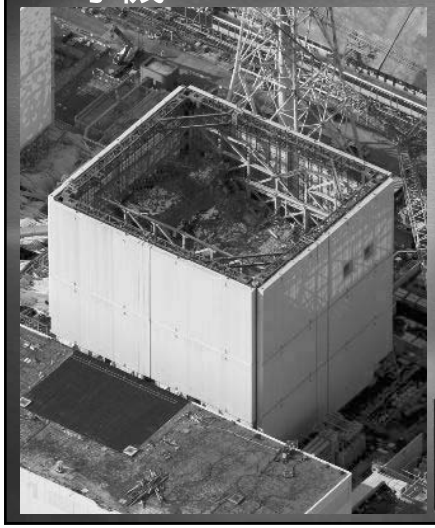

使用済み核燃料　393体
溶けた核燃料　　400体

建屋カバー解体中
（～2016年度中）

がれき撤去
（～2019年春）

取り出し開始
（2021年3月～）

当初予定から3年半遅れ （※妥当な判断）

がれきの状況はご覧の通り。

取り出し用の骨組みを建設するかなど手法は未定。

周辺の敷地狭く、凍土遮水壁などと干渉の可能性も

格納容器にロボ入るも水中の堆積物が舞い上がり、視界ゼロ → 調査方法練り直し

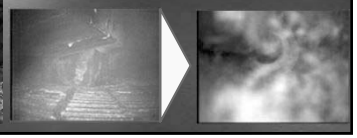

２号機

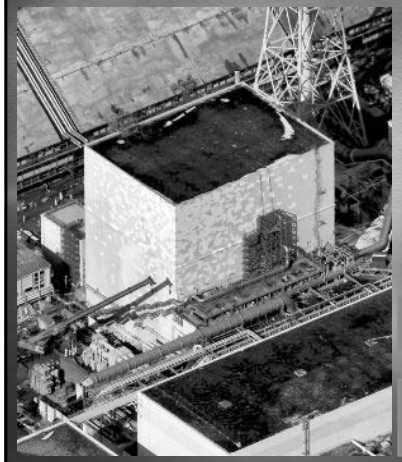

使用済み核燃料　615体
溶けた核燃料　　548体

周辺のじゃまな建屋を撤去へ

取り出し開始
（2020夏）

具体的には未定ばかり

格納容器内にロボット入れようとするも、貫通部の除染が難航

スチーム洗浄、グラインダーで削っても、500～8,300mSv/h

貫通部（X－6ペネ）
向こうは格納容器内

Warrior
掃除機、モップ、グラインダー…
いろいろ持ち替え

３号機

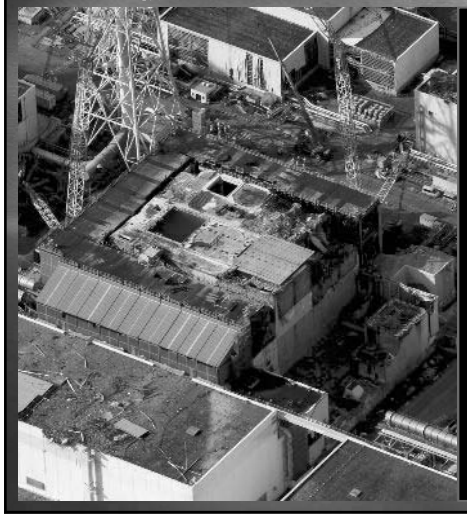

使用済み核燃料　566体
溶けた核燃料　　548体

除染中（床はつりなど）
（～2016年春）

取り出し開始
（2018年1月～）

当初予定から2年半遅れ　（※これも当然の判断）

除染は相当に難航
（床にセシウムが深く浸透。いまだ250mSv/hの地点も）

「コ」の字の構造体の上に、取り出し装置を設置
（小名浜にて除染終了待ち）

結局、いまの立ち位置は？？

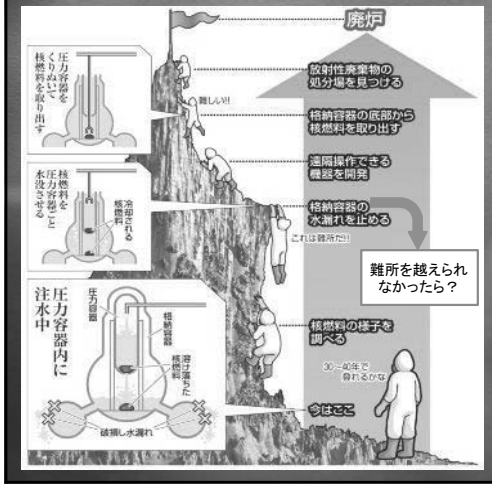

根拠薄い
「廃炉まで30～40年」

分かっていることの方が少ない
（デブリの位置も不明）

分かったことは、
“格納容器内は過酷な環境”
（シーベルト単位の線量、カメラも壊れる）

「気中取り出し」も選択肢？？
技術が確立されていないのに…

最近は、こんな発言も
（次ページ）

気になる発言

原子力規制委員会
更田豊志委員長代理

「（デブリについて）70、80年たっても
まだやっていますという状態を望むの
か、非常に大きな苦労をして取り出す
のがいいのか、議論がある。
（中略）取れるだけ取って、残りは固め
るなどいろいろ選択肢がある」
2／19　1F視察後の会見で

「作業員に多大な被ばくをさせて取り
出すのがいいのか、線量が下がるの
を待ってから取り出すのがいいのか。
いろいろ考えるべき点がある」
中長期ロードマップの会見で

東電福島第一廃炉推進カンパニー
増田尚宏代表（プレジデント）

いずれも現実を踏まえた率直な発言。
その真意は？？

福島第一事故現場の現状と課題

筒井哲郎
原子力市民委員会・プラント技術者の会

１．事故現場の状況

１）2015 年 12 月の状態：　12 月 7 日原発ゼロの会の視察に随行した際の写真など
２）汚染水対策の現状：　海側遮水壁・凍土壁の工事完了
３）凍土壁は失敗だった：　凍土壁の閉合試験は不成功
４）使用済み核燃料：　4 号機は取り出し完了、1・2・3 号機は今後
５）被ばく労働の実態：　依然厳しい作業環境下で日々7000 人近くが働いている

２．政府・東電の「中長期ロードマップ」

１）中長期ロードマップの内容：30～40 年で更地に？
２）使用済み燃料プールからの核燃料取り出し工程見直し：若干延期。
３）デブリ取り出し計画：　冠水計画は多大なリスク
４）正常運転終了後の廃炉期間との比較：
福島事故サイトの「後始末」を 30～40 年間で終わらせることは不可能
100 年単位の仕事になることは必至
政府・東電は本音の計画を立案し説明する責任がある

３．提言『100 年以上隔離保管後の「後始末」』

１）提言内容：　環境汚染を最小に、労働者被ばくを最小に、国民負担を最小に
２）放射線と崩壊熱の減衰：　3 年後と 200 年後とでは放射線の減衰が 1/100 になる
100 年または 200 年後にデブリ取り出しを行うことを提案
３）被ばく量と費用の計算結果：総被ばく量を 1/4 に、総費用を 1/2 にとの見積

４．「後始末」作業の組織と管理

１）業務計画と推進の問題点：
遮水壁延期・凍土壁選定・フランジ型汚染水タンクにおける計画の失敗
２）企業風土・業務契約：　東電は業種として事故現場の「後始末」作業に不適
３）現状の業務遂行組織：　強力な司令塔が見当たらない
４）あるべき業務遂行方法：　計画に力を入れて場当たり的にならないように
５）あるべき業務遂行組織：　司令塔と能力ある人材を全産業界から糾合する

福島第一事故現場の現状と課題

2016年3月19日　原発と人権（福島大学）
原子力市民委員会／プラント技術者の会／APAST
筒井哲郎

目次

1. 事故現場の現状
2. 政府・東電の「中長期ロードマップ」
3.「100年以上隔離保管後の後始末」
4. 解決に向けて　ー　組織と管理

1. 事故現場の現状

1）2015年12月の状態
2）汚染水対策の現状
3）凍土壁は失敗だった
4）使用済み核燃料
5）被ばく労働の実態

ー 1）2015年12月の状態

12月7日　現場見学写真

図1. 3号機建屋

図2.凍土壁ブライン配管

1）2015年12月の状態（つづき）

12月7日　現場見学写真

図3.海側遮水壁（手前水溜りは陸地）

図4.地下水ドレン井戸の手前（76μSv/h）

1）2015年12月の状態（つづき）

図5.　IRID実験棟（楢葉町）

12月7日　現場見学写真

図6. 汚染水タンク

2）汚染水対策の現状

- 海岸にそって遮水壁（パイル式）を完成させたので（2015年秋）、見えないまま地下水が流出することは食い止められる。汲み上げ量が300～400t/dが600t/dになった！
- 凍土壁は工事終了。2月後半から海側凍結開始。⇒凍土壁は失敗だった（次項）
- 地下水バイパス、作動中。
- 敷地のフェーシングは90%完了。
- 汚染水タンクはフランジ型から溶接型に交換中。約10%完了。完了時期延期。
- 汚染水処理設備の容量はほぼそろった。

2）汚染水対策の現状（つづき）

発電所は、南北を河に挟まれた海抜35mの大地を10mまで掘削して建設。元々、豊富な水脈地帯である。

青色：河川
緑色・分水界

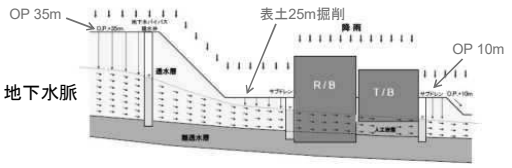

2）汚染水対策の現状（つづき）

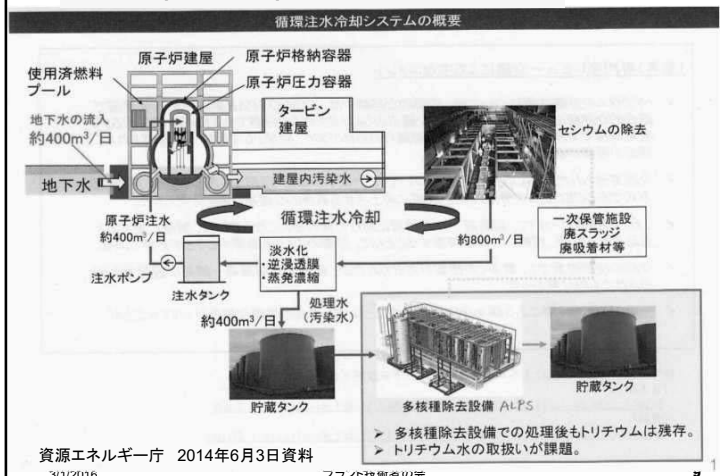

資源エネルギー庁　2014年6月3日資料

3）凍土壁は失敗だった

- 2015年3月に北側・南側・陸側の3辺の工事が完了し、4月末から8月頃末まで試験凍結を行った。測定点は18カ所。
- 結果は、凍結管から80cm離れたところでは、3カ月後の7月末において、すべての測定点で、0℃を下回らなかった。そして、閉合に至らなかった。
- ブラインの送液温度と戻り温度の差は2℃以下である。つまり、平衡状態と推定される。

3）凍土壁は失敗だった（つづき）

- 2015年7月29日の汚染水委員会は、この試験は「システム全体が想定通り稼働するかを確認することを目的としており、試験凍結箇所での閉合確認を実施するものではない」と強弁した。
- 2015年12月18日に東電が陸側凍土壁の凍結開始を原子力規制委員会に申し入れたら「待った」がかかった。
- 2016年2月15日に海側から凍結することで合意。⇒1日も早く建屋に流入する地下水を止めるのが目的だったのに。目的が漂流！

4）使用済み核燃料

- 4号機の使用済み核燃料は保管プールへ移動完了。
- 1,2,3号機の核燃料は取り出しのための準備中。⇒被ばく環境のため工程を延長。

5）被ばく労働の実態

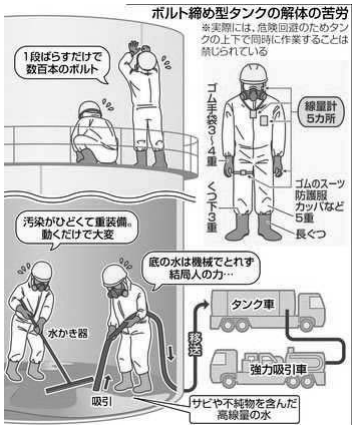

東京電力福島第一原発で、汚染水漏れを繰り返してきたボルト締め型タンクの解体が進んでいる。当初、残った汚染水は機械で回収するはずだったが、底は接ぎ目が多くて逆に時間がかかったため、結局、手作業になった。しかも一基当たり千個を超えるボルトを外す必要があり、もともとは超高濃度の放射性ストロンチウムなどを含む水が入っていた。被ばく防止の重装備を着けての重労働を強いられている。

（片山夏子）

『東京新聞』
2015年12月28日

5）被ばく労働の実態 （つづき）

線量マップ 2014年2月~15年3月測定

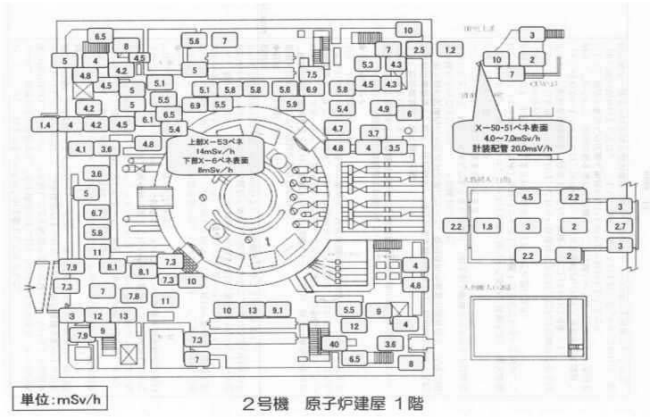

5）被ばく労働の実態（つづき）

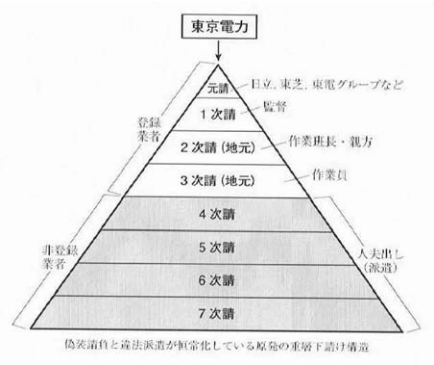

布施祐人『ルポ イチエフ』岩波書店、2012年

2.政府・東電の「中長期ロードマップ」

1）中長期ロードマップ
2）使用済み燃料プールからの
　核燃料取り出し工程見直し
3）デブリ取り出し計画
4）正常運転終了後の廃炉期間

1）中長期ロードマップ　＜IRID資料＞

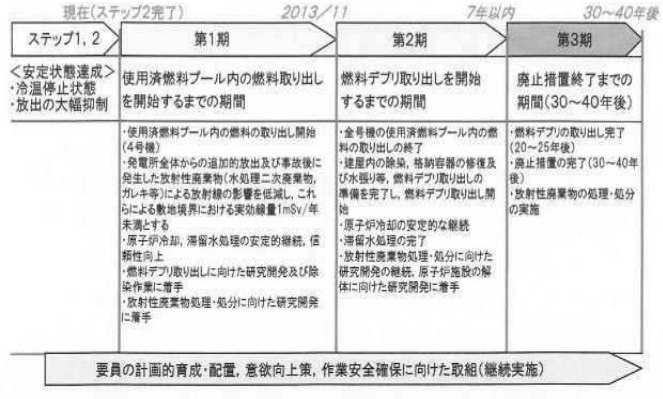

2）燃料プールからの核燃料取り出し工程

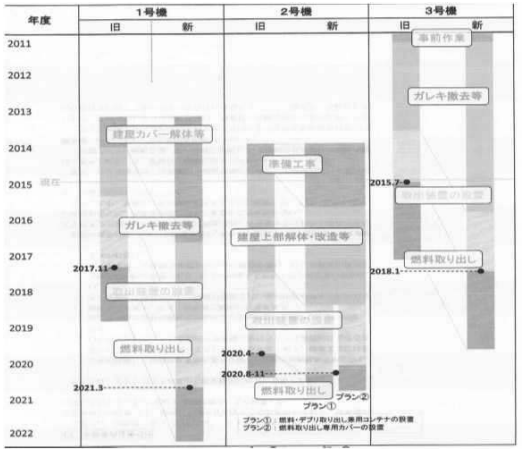

2015年6月
改訂

全体工程の
終わりは？

3）デブリ取り出し計画－格納容器の冠水計画

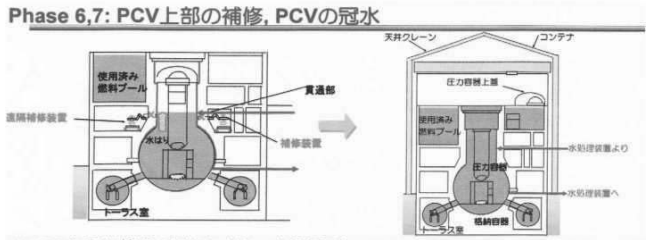

(1) PCV漏えい箇所の補修により，内部を冠水
(2) 炉内機器や燃料取出しのためのクレーン，R/Bカバーを設置
(3) PCV内に十分な水位まで水はりが完了した後，RPV/PCVの上蓋を開放

主な技術的課題:
- 高い線量，低いアクセス性
- 冠水後の耐震安定性確保(水の質量を考慮)
- PCVからの放射性物質放出の抑制
- デブリ取出し時の再臨界防止

3）デブリ取り出し計画（つづき）

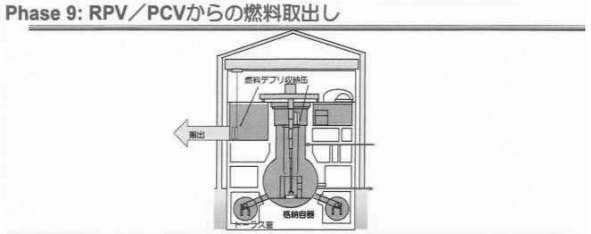

RPV炉内構造物や燃料デブリの取出し

主な技術的課題:
- 燃料デブリはBWRの複雑な炉底部構造物の上に落下していることが想定される(PWRの炉底部と比較して，構造が大幅に複雑)
- 燃料デブリはRPV外部まで落下している可能性がある
- 多種の金属やコンクリートとの混合により，デブリの核特性，機械的特性，化学特性は多様となっていることが想定される
- 再臨界防止
- 燃料デブリ保管技術の確立

4）正常運転終了後の廃炉期間

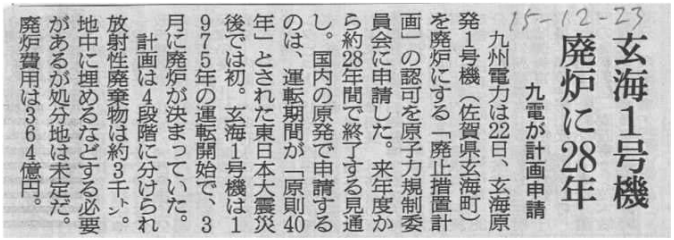

15-12-23

玄海1号機 廃炉に28年

九電が計画申請

九州電力は22日、玄海原発1号機（佐賀県玄海町）を廃炉にする「廃止措置計画」の認可を原子力規制委員会に申請した。来年度から約28年間で終了する見通し。国内の原発で申請するのは、運転期間が「原則40年」とされた東日本大震災後では初。玄海1号機は1975年の運転開始で、3月に廃炉が決まっていた。

計画は4段階に分けられ、放射性廃棄物は約3千トン。地中に埋めるなどする必要があるが処分地は未定だ。廃炉費用は364億円。

朝日新聞　2015年12月23日

事故原発を「30～40年で後始末終了」という
中長期ロードマップは無責任な希望的観測。

3.100年以上隔離保管後の後始末

1）提言内容

2）放射線と崩壊熱の減衰

3）被ばく量と費用の計算結果

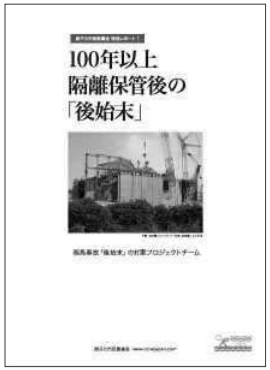

1）提言内容

■ 原則

A.環境への放射性物質放出を最小に

B.被ばく労働量を最小に

C.総費用（国民負担）を最小に

1）提言内容（つづき）：大工程

（1）当面行う作業
- ー使用済み燃料取り出し
- ートリチウム水保管用大型タンク建設
- ーデブリの空冷化・建屋床かさ上げ

（2）隔離保管のための作業
- ータービン建屋・制御室撤去
- ー原子炉建屋外構シールド

（3）100～200年経過後の作業
- ー燃料取り出し
- ー建屋撤去

2）放射能と崩壊熱の減衰

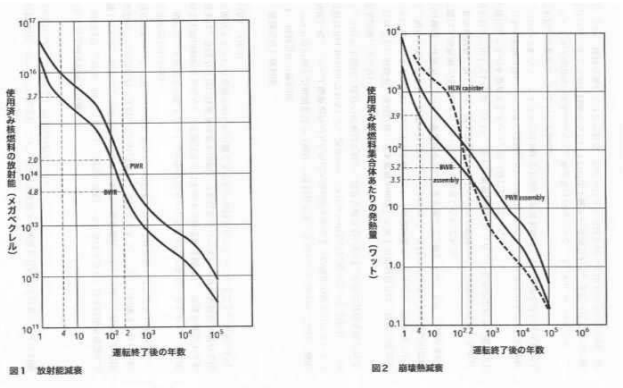

図1　放射能減衰　　図2　崩壊熱減衰

3）被ばく量と費用の計算結果

	中長期ロードマップ	100年保管後の後始末	200年保管後の後始末
終了時期	40年後	115年後	215年後
現場労働者	248,000人・年	119,900人・年	134,900人・年
支援労働者	42,000人・年	30,300人・年	35,300人・年
現場被曝量	3,604人・Sv	954人・Sv	964人・Sv
費用総計	30.6兆円	15.4兆円	17.5兆円
備考	40年間で終了は無理		一人当たり被曝量最小

4）空冷化

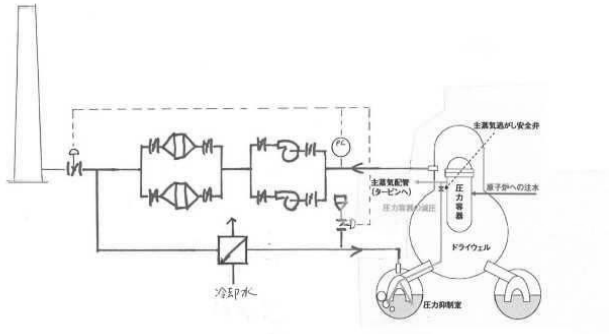

5）10万トン級汚染水タンク

- 実績は十分
- 1年半でできる
- 耐用年数100年
- トリチウムは1/100に減衰後放流

6）排気筒の亀裂：8ヵ所

撮影日：平成25年8 月27日
提　供：東京電力株式会社

4. 組織と管理

1）業務計画と推進の問題事例
2）企業風土・契約形態の問題点
3）現状の業務遂行組織
4）あるべき業務遂行方法
5）あるべき業務遂行組織

1）業務計画と推進の問題点

A. 遮水壁延期問題
B. 凍土壁選定・契約
C. フランジ型汚染水タンク

A.遮水壁の延期問題

- 事故以前には、850t/d汲み上げていた
- 事故直後に、スラリーウォールを建屋まわりに計画し、設計を開始した（馬淵首相補佐官＝当時）
- 汚染水処理対策委員会が、凍土壁（鹿島建設）、粘土壁（大成建設）、グラベル連続壁（安藤ハザマ）を比較検討している（2013年5月30日報告書）。
- 国際廃炉研究開発機構（IRID）が、汚染水対策について6項目の技術提案を募集（2013年9月-10月）。12月に結果をまとめる。

B.凍土壁選定・契約

- 表題：平成25年度「汚染水対策事業」に係わる補助事業者公募要領　平成25年8月11日　資源エネルギー庁
- 事業実施期間：平成25年度から32年度の8ヶ年にわたり研究開発を予定しています。・・・事業終了時点である平成33年3月末時点でどの段階まで達成するのか明記するとともに補助金対象期間である平成26年3月末時点でどの段階まで達成することを目標とするのか明記してください。
  作業環境は、最大空間線量4.5mSv/h
- 予算：136億円
- 入札者：東電－鹿島建設JVだけが入札した
- 落札者：同JV（10月）

契約金額はその後345億円に増額された！

C.フランジ型汚染水タンク

■ 信じられない杜撰な設計と施工

- 底板、側板ともにボルト締め（305/368基）　⇒経年劣化で漏れるのは当たり前
- 水位計なし　⇒遠隔ならびに現場地上にて測定可能であるべき
- 防液堰の高さ不足　⇒漏洩を想定していない？
- 杭を打っていない　⇒総重量1,000トンに耐える地盤か？
- 耐震設計は無視！？　⇒非常識きわまりない
- ベント処理なし　⇒朝晩の呼吸のたびに放射性物質は大気へ
- 塩分対策は？　⇒高濃度の塩分を含有していることへの対策は？
- 地盤傾斜を無視　⇒傾きの放置による破損を懸念（誰が検査を合格させたか？）
- バルブタグ無し⇒2014年3月に追加中

■ 責任の所在は？

- 設計責任は誰に？
- 製造者による瑕疵担保責任は？
  （大成、清水、間組のJV等）
- 最終検査は誰が？規制当局の関与は？
- 東電社内QM組織の見解は？

QMSが機能しない限り再発は免れない！

2）企業風土・業務契約と政策の問題点

■ **企業風土と業務契約**

- 装置産業特有の定型的作業体質、個人の意思決定力不足
- 約30社に分割発注⇒東電がまとめ役
- 発注先・協力企業への依存体質による技術力の欠如
- 多重下請構造
- **品質マネジメント（QM）の機能不全と認識不足（後述）**

■ **政策の問題点**

- 政府側の管掌・責任主体が曖昧　⇒P20参照
- 東電の目標は事故対応と経営回復の二律背反　⇒組織の機能不全
- 政府対応、東電マネジメントの不備、汚染水対応の破綻、世論の批判等により更に著しく社内モチベーションが低下
- **「東電を存続させていること」が招くモラルハザード　⇒早急な破綻処理と福島第一の分離国有化が必要**

3）現状の業務遂行組織

＜東電の「廃炉推進カンパニー」

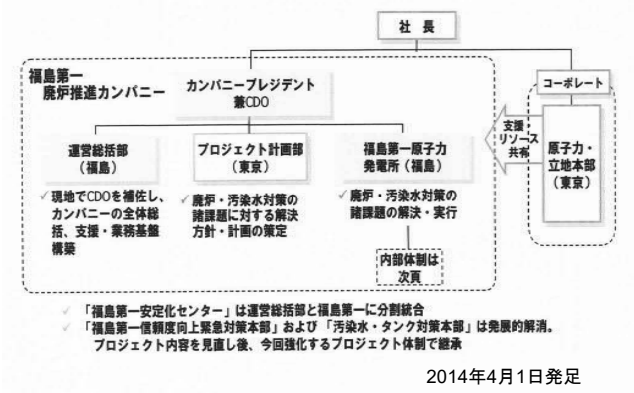

2014年4月1日発足

3）現状の業務推進組織　現場組織

・現場における設備・工事情報を一元管理し、プロジェクト全体管理、工程、エリア総合調整を行うプロジェクト統括管理センターを設置。
・現場の最重要課題である、汚染水処理に集中するユニット所長を設置し、汚染水処理の迅速化・強化を図る。

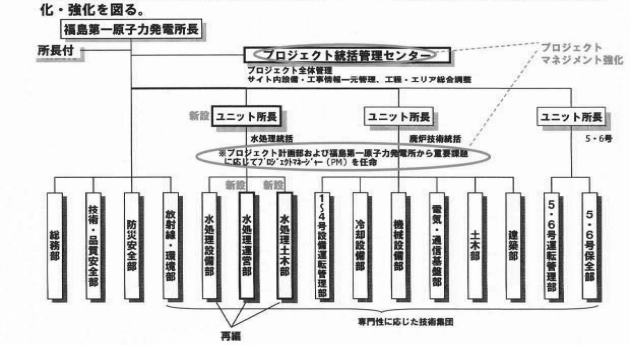

3）現状の業務遂行組織　政府の監督組織

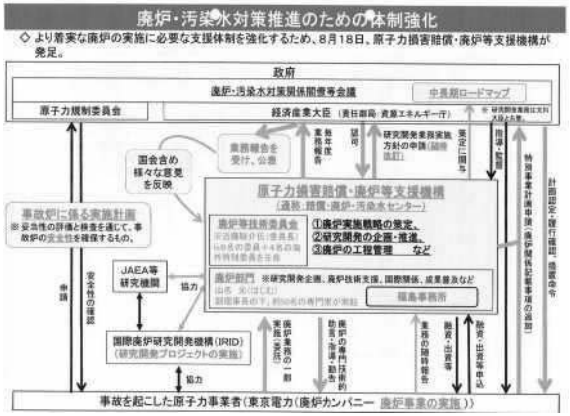

4）あるべき業務遂行方法

■ 本来あるべきQMS（Quality Management System）

ISO9001（品質マネジメントの国際規格）によるQMモデル（PDCA Cycle）

■ 東電のQMSは明らかに破綻している

- JAEC4111「原子力発電における安全のための品質保証規定（日本電気協会）」に基づいたQM体系を構築するとあるが、JAEC4111はQC/QAのレベルにとどまり、QMの有効性評価や改善手法は不十分。
- 3･11以降の度重なる技術的不手際は現行QMSの破綻と、新たなQMS構築が急務であることを示している。

4）あるべき業務遂行方法（つづき）

有償FEEDの並行実施
—Project Life Cycle Analysis に基づく合理的判断

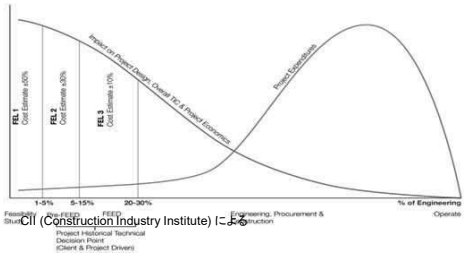

CII (Construction Industry Institute) による

- 全業務の　計画・仕様・工程・予算を明示すべきである。
- 現状は単年度ごとの成り行き任せ。

5）あるべき業務遂行組織（つづき）

■ プログラムマネジメントとは？

- 相互に関連する複数のプロジェクト群の上位に位置し、組織戦略に対応した統合マネジメント手法
- リソースの配分等、個々のプロジェクトの成功基盤を提供
- Single Responsibility

■ プロジェクト＆プログラムマネジメント（P2M)の概念

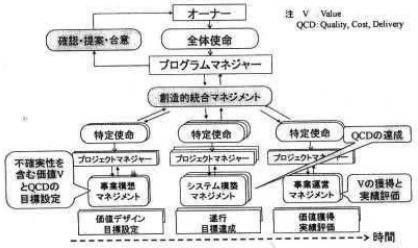

（日本プロジェクトマネジメント協会資料より）

5）あるべき業務遂行組織（つづき）

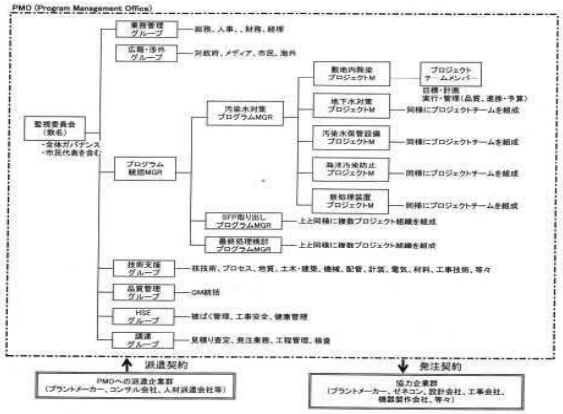

あるべき業務遂行組織（つづき）

■ 位置づけ

- 政府の直接責任下、東電実務組織の上位に設置し、予算行使権、人事権、直接指揮権を含む広範な権限を与える。⇒廃炉公社
- プロジェクトのオーナーは「国民」とし、国会の特別委員会組織がそれを代行する。
- オーナーである国民に対し全面的に情報を開示し、透明性を確保する。

■ 実行案

- 東電実務組織はPMOの指示には全面的に従い、また間接業務の提供を無償にて行う。
- 未知の解決方法には、複数のFEEDを有償で並行実施する。

ありがとうございました。

東海第２原発運転差止訴訟原告団共同代表
（全国脱原発原告団連絡会事務）
大石光伸（常総生協）

【１】3.11 から５年を見て

・日本の原子力ムラ/国企業利権複合体（牙城）の「復興」と、経済期負担を切り縮めるための被害住民の「切り捨て/棄民」政策
・日本の市民の抵抗～原賠法では解決されないことを示す訴訟紛争多発の闘い。全国での原発差止め訴訟。市民と弁護士の共闘。

【２】裁判にかかわって感じたこと

・司法での三つ巴の攻防戦　　市民・弁護士共闘 vs 電力企業・国 vs 司法責任
・人権/人格権の思想は人々に根付くのか？・・・法理論は福島事故を通して人権理論を発展・洗練させることができたか
・司法判断回避・専門技術的行政判断尊重への回帰。
・行政審査の看過し難い過誤欠落なければ「社会通念上無視しえる程度」
・樋口大飯判決の輝き

○全国の原発差止め訴訟は、福島の人々と共に闘う連帯の闘いとして。

・・・その具体的な連帯の仕方、労力。

【３】直面した問題点、悩み

１）科学技術論争や、新規制基準の過誤欠落、審査の過誤・欠落の主張では限界。
２）福島第一原発の人々への被害の深刻さがどうして当該原発運転差止めの法的根拠になり得ないのか！

　全国の原発差止訴訟において福島被害・人格権侵害事実を差止めの法的根拠づけ（関連づけ？）。現状では被害論は裁判官の心証・判決のバックグラウンドにしか。
３）「福島を見ずに、福島の人々の声を聞かずに判決は書かせない」・・・現地証拠調べを申請（検証申立書）で法廷で絶対に譲らない原告団覚悟。
４）国の責任を法廷でどう問うか。「国策」が人権を侵害していることを問う裁判はどうしてできないのか？

原発事故損害賠償請求報告

私は，伊達郡川俣町小綱木地区の原発事故被災者の会の代表を務める清野賢一と申します。

私たちの小綱木地区は東京電力福島原発から北西に40から45キロメータの位置にあります。国道114号を浪江町から福島市へ辿ると，浪江町，川俣町山木屋地区を経て小綱木地区に至ります。山木屋地区の福島寄りの隣接地が小綱木地区です。また飯舘村とも隣接しています。

原発事故の約一ヶ月後，国は避難区域を指定しましたが，事前報道では小綱木地区も避難区域に指定されるという話でした。しかしながら，小綱木地区は指定されず，強制避難となりませんでした。

強制避難とならなかったことは，必ずしも喜ばしいわけではないのです。実際には，私たちの地区は，隣接する避難区域に匹敵する高放射線量が測定されています。現在でも安全基準とされる年間1ミリシーベルト（毎時0．23マイクロシーベルト）を大幅に超える数値が各所で測定されています。

幼い子供のいる世帯では，自主避難することを選択した人もいますが，自主避難による経済的負担は大きく，家族の離散も起きています。多くの住民は，経済的理由から地域にとどまり，被曝を恐れながら暮らしています。とりわけ幼い子供がいる世帯では，将来，子供たちに健康被害が生じるのではないか，大きな不安を抱えて暮らしています。

小綱木地区に住む私たちは，この5年間，高い放射線を被曝し続けているのです。

私たちの地区は中山間地であり，自然に恵まれた場所です。山から湧き出る清水は川俣町の浄水の供給地になっています。住民の多くは兼業で農業や林業をしてきました。外で働き現金収入を得て，その現金収入を補う形で米や野菜を作って暮らしてきました。

すばらしい空気と自然に恵まれ，ほとんどの世帯が季節ごとの野菜を栽培し，自分たちで食べる事はもとより，近所の人達と分け合い，親戚，兄弟，知人にあげる事で喜ばれる，それが楽しみでしたし，生きがいでもありました。

春，秋には山の恵みの山菜やキノコを採って季節の旬を楽しむ，そうした豊かな自然の中で穏やかな生活をしていました。

しかし原発事故により，このような自然の恵みを享受することができなくなりました。農作物を作らなくなり，作っても線量測定をするようになり，線量を気にしながらの生活になってしまいました。

私たちは一日も早く放射線量が低減することを望みましたが，除染作業はなかなか進まず，住居周囲の除染が行われたのは，事故発生から1年7ケ月後でした。約9ヶ月間かかりました。（それは平成24年10月30日から始まり平成25年7月24日までの期間でした。）

その結果，空間被爆線量は，地上1mの位置で

除染前最高値　3．21μsvが，除染後で　1．83μsv

除染前平均値　0．7　μsvが，除染後で　0．42μsv（低減率39．4%）

となりました（「川俣町原子力災害対策課」の報告より）。

しかし，十分な除染とはとてもいえません。

更なる除染を要望しましたが，再除染の計画はなかなか示されませんでした。除染の内容が当初の説明と異なっているとの住民の追及により，ようやく昨年，追加除染が実施され，住居周囲20メートルの範囲で，のり面，原野，山林が除染されました。しかし，4年間に溜まった落ち葉を除去したことによって事故当時の放射性物質が表面に現れたのか，除染前より除染後の放射線量が増加した場所もあります。

小綱木地区では，農地の除染については，表土を剥いで入れ替えるのではなく，土にゼオライトを混ぜて放射性物質をゼオライトに吸着させ農作物に移らないようにするという方法が取られました。土から放射線物質が取り除かれていない状態で農作物を作ることになります。本当に農作物が汚染されないのか不安です。農作業をする者は土を触りますからこれで人体に影響はないのか疑問です。

そもそも住居周囲20メートルの範囲を除染するという方法自体，根拠があるとは思えません。私たちの住居はすぐ近くに山林や森林があります。20メートルを除染しても，その先の山林や森林から放射性物質が雨や風によって流れてくることを防ぐことはできません。自然と共生してきた私たちにとって，山や森や川といった自然環境から放射能汚染が取り除かれなければ決して安全な暮らしは戻りません。

今，私たちは，この高放射線下で原発事故以来5年間，自然の恵みを享受できず，生業が出来ず，避難できずに暮らしを続けています。本当に安全な線量なのか，放射能の影響で病気になるのではないか，恐怖と不安は尽きません。何より元の地域に戻してほしいというのが住民大多数の声です。

私たち小綱木の住民は，2014年9月30日に原子力損害賠償紛争解決センターへADR 申立をしました。

申立て世帯数は180世帯で参加率96%，申立人数は572人で参加率94%で

す。
　この申立ての趣旨は「原発事故による放射能の影響により，自然との共生を奪われ，放射線被曝による健康被害に対する恐怖と不安を抱き続けること」に対する賠償です。
　私たちの願いは，私たちの「ふるさと」を原発事故前の放射線のない自然に戻してほしい事であり，それが出来なければその被害に対して損害賠償を支払ってもらいたいと言う事です。
　和解仲介申立後１年5ヶ月を経過致しました。
　東電は一貫して，年間20ミリシーベルト以下は安全，避難区域外は既に賠償金は支払い済み，と言い続けています。
　東電が起こした原発事故により，何ら関係の無い，平穏に暮らしていた私たちは大きな苦しみを受けています。東電はその責任を負うべきです。

　ADR 手続では，我々の強い要望を踏まえ，昨年10月，住民代表10名の口頭審理が2回にわたり実施されました。住民自ら，生の声で，東電，仲介委員に思いを伝えられたと思っています。
　今年5月には現地調査も計画されており，更なる原発被害の状況が理解されると期待しております。

　私たちはこれからも住民一体となった損害賠償請求の戦いを進めてまいります。
　そして必ず勝てると信じています。
　　これからも皆様のご支援をお願い申し上げます。

以上

原発事故、ふるさと喪失の恐れ／原発と人権 in ふくしま

H28.3.19 全体会　福島原発事故津島被害者原告団長・今野秀則

・浪江町津島地区は福島県の浜通り、阿武隈山地の中腹に位置、福島第１原発から２０～４０km。原発事故のためにふるさとを追われ、震災の年末に４カ所目の避難場所の本宮市内借上住宅に入居、現在に至る。放射線量が高い津島地区は帰還困難区域とされ、除染計画さえ示・されず、帰還時期はまったく見通せない状況。

・津島地区は約４００戸、人口１４００人ほどの中山間地域。地区内には８つの行政区(部落)、殆ど皆が顔見知り、お互い気心が知れた親しい間柄。

・地域では，毎日のように近所の人同士が家を行き来し，お茶飲み話，山菜や畑で採れた野菜を分け合う。山菜や野菜を自分で買うことなど殆どない。そういう近所同士の行き来が，地域内の日常。地区・地域内では行事が沢山，毎週のように何らかの催し事。むしろ土日が多忙。これらを通じて交流を図り懇親を深め、地域内の人々とふれあうことが生きがい。

・原発事故のため，部落の人々は殆ど身一つで県内外に避難を余儀なくされた。親子・夫婦別に避難生活、下津島の例で言えば、元々５０戸が２割り増しの６０を超える世帯に分離、その１／５は県外、県内に留まる４／５も離ればなれに避難生活。このため人と人とのつながりが断たれ，地域社会・コミュニティは根底から破壊。津島地区内の他の部落も同様の状況。

・最近，避難先で家や土地を買う動きが加速。原発事故から満５年。仮の生活を何時までも続けられない。精神的な安定や生きがいを見出せない生活を続けるのは苦痛。断ちがたいふるさとへの思いを振り切り決断せざるを得ない現状。

・ふるさと・自宅に帰れないのは，本当に辛い。何十年か経ても，健康不安から戻る若者は少ない。若い世代は伝統芸能や文化を継承する担い手。その世代が戻らないのは地域社会を支える者がいないということ。原発事故から５年，子どもたちは避難先がふるさと，地域の記憶が薄れる。高齢者だけではふるさと再生は困難、地域社会の維持・継続もできない。

・津島地区が再生できないことへの焦燥感、喪失感。地震だけなら被害は殆ど無い。原発事故は地域の人たちのつながりを断ち切った。自然と一体の暮らし，人々の絆，民俗、文化，伝承芸能，年中行事，慣習など全て。多くの先人の努力と思いが込められた地域の歴史、その思いを引き継ぎよりよい地域にしようとする私達の意思も踏みにじられ、否定し忘れ去られかねない。ふるさと喪失の恐れから訴訟を提起。

・原発事故は地域社会を地図から拭い去ってしまう。人間は放射能を制禦する技術を持たず、原発と人間社会は共存できない。制禦できないものが事故を起こす悲惨な事態、その過酷な現実を被災者は担い続けさせられる。地域社会は人が生活する根幹、それが根こそぎ奪われるようなことが許されていいのか。原発は電気を製造する一手段。人々が生活する基本的な人権に優先せず。答えは自ずと明らか。

・無人のふるさとは伸び放題の草木で覆われ、田畑、庭など家の内外も荒れ放題。野生動物の被害は目を覆いたくなる有様。本当に虚しく、悲しい。私達のような悲痛な思い、悲惨な生活を二度と繰り返さないよう心から願う。

福島原発災害
ーこれまでの復興施策の問題点と今後の復興の展望、あるべき復興施策・その方向性ー

鈴木浩（福島大学名誉教授・元福島県復興ビジョン検討委員会座長）

１．はじめにー福島原発災害５年を迎えて

地震・津波・原発災害という未曾有の複合災害後５年を経て、なお様々な困難に直面している被災者や被災地の実態と今後の復興と生活再建の課題を確認し合うことが、いっそう重要になっている。とくに復興と帰還を急ぐ政府による「避難指示区域の解除」は、放射線汚染に不安を抱く避難者への生活再建を妨げ、「原発棄民」とさえ指摘されている。

- 第１原発立地町の双葉町、大熊町では、**「戻らない」**とする被災者が、それぞれ 55.7%（2014 年調査）、63.5%（2015 調査）、加えて**「判断がつかない」**被災者が、それぞれ 27.9%、17.3%。実に 80%以上の人々はふるさとを離れることを決断したり判断がつかない状況である。隣接する浪江町、富岡町でも「戻らない」がそれぞれ 50.8%（2015）、48.0%（2015）、「判断がつかない」がそれぞれ 31.5%、29.4%になっている。

  これらの被災地域は、「避難指示区域」のなかでも、放射線量の高い「帰還困難区域」、「居住制限区域」などが広く指定されていること、多くの森林地域を抱え「除染」も困難な状況であることなどが、帰還意向を弱めている大きな背景である。
- 今次の複合災害によって、国の定めた「避難指示区域」以外の相対的に放射線量の低いとされる地域からもおびただしい数の人々が避難（いわゆる自主避難）を強いられている。
- 発災直後から半年程度の間に政府から示される原発事故についての情報、放射線量についての「安全基準」、さらには放射線量に基づく区域指定とそれに基づく除染、賠償など、これらが複合して人々に不安、不信、憤りを招き、地域だけでなく家庭内でさえ対立や分断を招いてしまった。これらは各自治体が策定する復興計画の策定にも大きな困難をもたらしている。
- 2015 年 12 月には、被災者や被災地域の状況を伝える新たなデータが次々に示された。

  ＊内閣府「東日本大震災における原子力発電所事故に伴う避難に関する実態調査」、2015.12

  ■資料１　内閣府「東日本大震災における原子力発電所事故に伴う避難に関する実態調査」

  1. 発災直後の**情報伝達**と避難について

  ・避難指示等を聞いて「どこに避難すればよいかわからなかった」約５割、「何が起きたのかよくわからなかった」約４割、「すぐに帰れるだろう」約５割。

  ・避難時に役立った情報は「テレビ・ラジオ」約６割、「自治体等からの電話や呼びかけ」、「家族・近隣住民からの電話や呼びかけ」それぞれ約３割、「親戚からの電話や呼びかけ」、「知人からの電話や呼びかけ」約２割、の順。

  2. **避難先・避難方法**等について

  ・避難に当たり困ったこととして、「どこに避難すればよいかについての情報がなかった」約６割、「行政から避難に関する情報が得られなかった」約５割、「道路が渋滞・損傷していた」約４割、ヒアリングにおいて「道路が渋滞し片道 30 分のルートを 5～7 時間かけて避難した」（浪江町・消防組織）。

  ・2011.3.11～4.30 までに避難所を５ヶ所以上転々とした住民が約２割であった。

  ・2011.4.30 までに避難しなかった理由として「避難を判断できるほどの情報がなかった」、「ど

こに避難すればいいのかわからなかった」がそれぞれ約４割。

＊復興庁・福島県・市町村による「住民意向調査」（2012 年度～）

■資料２　復興庁・福島県・市町村による住民意向調査

1.　帰還意向（2015）

原発立地町である双葉町、大熊町で「戻らない」がそれぞれ 55.7%（2014）、63.5%、隣接する浪江町、富岡町では 48.0%、50.8%に及ぶ。「判断がつかない」は、それぞれ 27.9%（2014）、17.3%、31.5%、29.4%。

市町村名		2015	2014	2013	2012
富岡町	戻りたい	13.9	11.9	12.0	15.6
	判断がつかない	29.4	30.7	35.3	43.3
	戻らない	50.8	49.4	46.2	40.0
大熊町	戻りたい	11.4	13.3	8.6	11.0
	判断がつかない	17.3	25.9	19.8	41.9
	戻らない	63.5	57.9	67.1	45.6
浪江町	戻りたい	17.8	17.6	19.5	39.2
	判断がつかない	31.5	24.6	47.6	29.4
	戻らない	48.0	48.4	30.3	27.6
双葉町	戻りたい	-	12.3	10.3	38.7
	判断がつかない	-	27.9	17.4	26.9
	戻らない	-	55.7	64.7	30.4

2.　「帰還を判断する上で必要と思う情報」（2014 年調査、川俣町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村の調査項目、複数回答、ここでは 50%以上を例示）

・「どの程度の住民が戻るかの状況」－川俣町 59.5%、飯舘村 58.4%、富岡町 53.6%、浪江町 52.4%

・「インフラの復旧時期」－浪江町 71.0%、大熊町 69.8%、双葉町 67.6%、楢葉町 60.4%、富岡町 57.7%、飯舘村 56.2%

・「**放射線量**低下の目途、**除染**成果の状況」－浪江町 59.9%、富岡町 59.8%、飯舘村 59.0%、大熊町 57.2%、双葉町 55.5%

・「**除染土壌や廃棄物の保管・移送・処分**に関する情報」－楢葉町 52.4%

・「**原子力発電所の安全性**に関する情報」－楢葉町 60.4%、浪江町 55.2%

・「自宅のリフォーム、建て替えの目途」－飯舘村 51.9%

3.　「現時点で戻らないと決めている理由」（川俣町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村の調査項目、複数回答、ここでは 50%以上を例示）

・「**放射線量**が低下せず不安だから」－浪江町 60.5%、飯舘村 58.7%、大熊町 57.2%、富岡町 55.4%、双葉町 54.6%

・「**原子力発電所の安全性**に不安があるから」－浪江町 67.2%、富岡町 58.4%、双葉町 56.6%、楢葉町 54.9%、54.2%

・「水道水などの**生活用水の安全性**に不安があるから」－浪江町 65.5%、富岡町 54.1%、大熊町 53.1%、双葉町 53.0%、楢葉町 51.9%

・「家が汚損・劣化し住める状況ではないから」－双葉町 58.7%、大熊町 55.7%、富岡町 54.2%、

浪江町 54.1%、川俣町 50.0%

・「医療環境に不安があるから」－浪江町 67.5%、富岡町 60.6%、大熊町 58.6%、双葉町 56.8%、楢葉町 54.6%

・「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」－浪江町 62.0%、富岡町 58.3%、大熊町 56.9%、双葉町 55.2%

・「避難先の方が生活利便性が高いから」－川俣町 56.9%、飯舘村 54.1%

・「帰還までに時間がかかるから」－大熊町 58.3%、双葉町 56.2%

4. 「今後の住まいを判断するために必要な情報」（田村市、川内村の調査項目、複数回答、ここでは 50%以上を例示）

・「**放射線量**の低下の目途、**除染**成果の状況」―田村市 57.4%

・「**原子力発電所の安全性**に関する情報」－田村市 50.0%

・「**放射線の人体への影響**に関する情報」

・「インフラの復旧時期の目途」－川内村 57.4%

＊国勢調査 2015（人口ゼロあるいは限りなくゼロに近い自治体は 6 町村であった）、など

→「除染→復興→帰還」の単線型復興シナリオの限界と複線型シナリオの緊要性
→市町村を基礎にした復興の困難さと広域連携・長期的対応の必要性
→世界の原発災害「スリーマイルーチェルノブイリーフクシマ」、わが国の原子力災害「広島－長崎－福島」の交点に位置する福島原発災害の実態解明と復興への取り組みは、世界に発信し共有すべき課題である。

これまで避難生活改善（木造仮設住宅の建設や避難者ヒアリングなど）、「福島県復興ビジョン・復興計画」、「浪江町復興ビジョン・復興計画」、「双葉町復興計画」などの自治体復興計画、FAIRDO プロジェクト（チェルノブイリ以降の欧州における原子力災害に向けた活動の一つである NERIS との共同研究）、国連防災世界会議などに関わって得てきた教訓と今後の方向性を確認したい。

２．原発災害の特質と危機管理ガバナンスの課題

① 原発災害の特質（図参照）

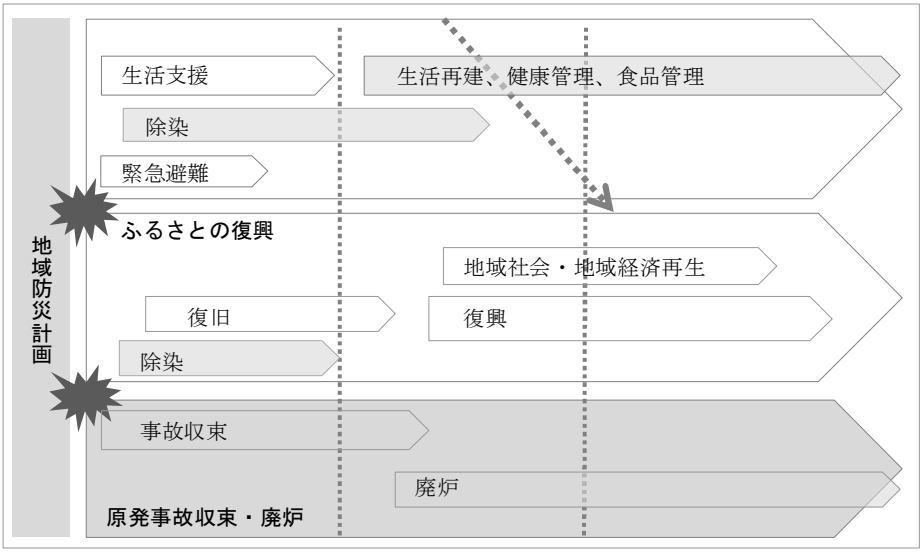

② 初動期の政府による情報発信力の成否がその後の被災者や被災自治体に大きく影響を及ぼしたこと。
③ 放射線汚染による安全性に対する疑念、汚染物質の除染除去への過度な期待と集中そして混乱→家庭内、コミュニティ内、被災自治体内、県内における分裂・分断→仮置き場、復興計画や中間貯蔵施設の立地などの合意形成を著しく困難にした
④ わが国では、福島原発事故を福島県内に閉じ込め（2011 年 12 月野田内閣による“収束宣言”、安倍内閣による“アンダー・コントロール”発言やマスコミの情報発信の低下など）や他の原発の再稼働を進める政策を推進した。
⑤ 国内原発再稼働における前提条件の欠陥・不備（防災対策の点検、事故が起きた場合の迅速かつ透明性の高い情報発信機能や体制、関係地域の住民が主体的に関わる避難対策の策定、使用済み核燃料の処理の見通しの明確化、など）を明確にし、再稼働に対するブレーキをかけていくこと。
⑥ “原子力の平和利用”による原子力利用の愚かさをベールに包んできてしまった。使用済み核燃料問題、地震・津波などの災害多発国土における原子力関連施設立地の危険性、疲弊した地域経済の“救世主”のように立地を受け入れることが本当の地域経済再生になるのかどうかという議論の未成熟、

→透明性の高い迅速な情報発信システムと緊急避難システムの構築をめざす。
（参考　the Aarhus Convention 1998.6.25　Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-making and Access to Justice in Environmental Matters）
→これまでの単発「特措法」型の災害対応から、教訓を蓄積し最大限のガバナンスを発揮できる恒常的な危機管理組織の整備（例：欧米の危機管理庁、放射線防護庁など）。
→原子力利用の危険性を乗り越え、地域社会・地域経済再生の本道をどう再構築するか。

３．国連防災世界会議 2015 における関連事業とその後

① 原発災害を封じ込めた国連防災会議宣言－福島原発災害からの教訓を世界に発し、共有する場にすべきであった→今後の課題でもある。

■資料 3　「国連防災世界会議　仙台宣言（仮訳）」2015.3.18

1. 我々，第３回国連防災世界会議に参加した首脳，閣僚及び代表団は，2015 年 3 月 14 日から 18 日の間，2011 年 3 月の東日本大震災から力強い復興を遂げた日本の宮城県仙台市に集った。世界の多くの地域において増大する災害の影響とその複雑な問題を認識し，世界中で災害により失われる生命及び財産を減らすべく，我々は防災のための努力を強化する決意をここに宣言する。
2. 我々は兵庫行動枠組 2005-2015:災害に強い国・コミュニティの構築が過去 10 年間に果たした重要な役割を高く評価する。その実施を通じて得られた経験の評価とレビュー及び検討を踏まえ，ここに仙台防災枠組 2015-2030 を採択する。我々は，今後の我々の努力を強化するための指針として，新枠組の実施に強くコミットする。
3. 新枠組の実現は我々及び将来の世代のために数十年後の世界を災害のリスクからより安全なものにしようとする我々の不断の努力にかかっていることを心に留め，我々は全てのステークホルダーに対し行動を起こすことを求める。
4. 我々は，第３回国連防災世界会議の開催について日本の人々，政府並びに仙台市に謝意を表明すると共に，グローバルな開発アジェンダの中で防災を推し進める日本のコミットメントに対し感

謝する。

② 「人間の安全保障」（UNDP Human Development Report, 1994）など、社会が共有すべき社会的共通価値観の未成熟や衰退に関する課題が横たわっていること。それはわが国に即して言えば、「基本的人権」、「民主主義」、「地方自治」、「地域コミュニティ」、「生活の質」、「正義」、「倫理」などである。

③ 福島における関連事業による「ふくしま行動宣言」－原子力に対する危機管理に関するガバナンス力の課題を中心に提起した。

■資料 4　「福島原発災害からの克服に向けてーふくしま行動宣言」2015.3.17

2011 年 3 月 11 日に発生した東北太平洋沖地震がもたらした福島原発災害は、丸 4 年を経てなお、復旧・復興の見通しが立たず、その深刻さ・過酷さを突き付けている。本日のワークショップを通して得られた教訓に基づいて、福島原発災害からの克服・人々の生活再建と被災地の復興再生に向けた今後の展開方向について、提起したい。

① 被災者の生活再建を実現し、人間の尊厳を取り戻すことを復興再生の最重要課題と位置づける。

長期的・広域的避難を強いられている被災者の過酷な生活は、いまなお孤独死や自殺などの「関連死」を生み出している。

私たちは原発災害のもたらした分断化・孤立化による著しい生活の質の低下からの生活再建に取り組むために、被災者が人間らしい日常生活を取り戻すことを最重要課題として行動する。

② 誰でもがアクセスしやすい、透明性の高い情報プラットフォームを構築する。

原発被災者や被災地の不信や不安が解消できない背景には災害対応初動期の情報発信の混乱とあいまいさ（事故そのものと避難指示に関する情報、放射線汚染と安全性、除染、賠償、広域避難者支援など）があった。福島原発事故による不信と不安の連鎖を断ち切るためには、透明性の高い情報をいかに適切に収集し、提供できるかにかかっている。

私たちは、原発災害に関する的確・迅速かつ透明性の高い情報発信システムを構築し、アクセスしやすさの確保、復興過程における合意形成プロセスに資する透明性の高い情報プラットフォームを形成するために行動する。

③ 生活再建やふるさとの復興再生に対する合意形成システムを構築する。

原発災害からの復興再生において、被災者や被災地の地域社会が合意形成過程に当事者として参画していくことは極めて重要な復興再生プロセスである。

私たちは地域コミュニティ単位あるいは市町村単位で、住民・企業・行政・専門家などの多様なステークホルダーがフラットに熟議できる「円卓会議」を立ち上げ、福島の復興再生を成し遂げるために行動する。

福島原発災害の教訓から導き出されたこれらの行動方針は、日本国内の他の原発や世界の原発それらの立地地域や地域住民など利害関係者における今後の原子力・放射能に関する危機管理のあり方として共有していくことを提起する。

ここに参加した多くの市民や専門家は、この行動方針に基づいて具体的な行動に結びつけていくための国内外のネットワークを構築していくことを決意する。

2015 年 3 月 17 日

第 3 回国連防災世界会議関連事業 in 福島　参加者一同

→長期間帰れない・帰らない被災者の生活と生業の再建をめざしたプログラムを早急に見直し、実行すること。
→そのために、国、県、市町村の復興計画そして被災者支援計画の再点検と“車座会議”などによる住民参画型の復興計画の充実へ（住民・行政・専門家などの合意形成の仕組みをどう再構築するか）。
→なお未成熟あるいは停滞する基本的人権・民主主義・地域コミュニティ・生活の質などの課題に立ち向かうこと（そのもっとも分かりやすい場面は、住まいやまちづくりなどの課題である）。

【参考文献等】

・スベトラーナ・アレクシェービッチ著・松本妙子訳、「チェルノブイリの祈り」（岩波書店、1998.12）
・塩崎賢明、「復興<災害>」（岩波新書、2014.12）
　災害対策基本法（1961）を援用した「原子力災害対策特別措置法」（1999）
　→原発事故に当たっても市町村が防災の第一義的な責務を負うことになっている。
・鈴木浩ほか、「FAIRDO 第一次報告　福島における除染の現状と課題」（2012）
・鈴木浩ほか、「FAIRDO 第二次報告　『除染』の取り組みから見えてきた課題－安全・安心、暮らしとコミュニティの再生をめざして」（2013）
・鈴木浩、「福島第 1 原発事故と福島における復興の道」（2012.2.25、経済学系学会共催「震災・原発問題福島シンポジウム」、その後出版された報告書に所収、『いま福島で考える－震災・原発問題と社会科学の責任』（桜井書店、2012.10、pp.201-222　）
・鈴木浩、「原発災害と復興政策のあり方」（岡田知弘・自治体問題研究所編『震災復興と自治体－「人間復興」へのみち』、2013.11、pp.285-305 ）
・Paul Bacon & Christopher Hobson edit.“Human Security and Japan’s Triple Disaster”, Routledge, 2014
・国連防災世界会議関連事業 in 福島実行委員会、「福島の復興と被災者の生活再建に向けて」、2015.3.17
・国連防災世界会議関連事業 in 福島実行委員会、「ふくしま行動宣言・３つの決意－福島原発災害の克服に向けて－第３回国連防災世界会議関連事業 in 福島の記録」、2015.10
・村松岐夫・恒川恵市監修、「大震災に学ぶ社会科学第 2 巻　震災後の自治体ガバナンス」（東洋経済新報社、2015.11）
・新潟県、「チェルノブイリ原子力発電所事故等調査報告書」、2015.11

2016.3.18

この５年間の原発関連訴訟の到達点と問題点

（報告要旨）

滋賀弁護士会弁護士　　井　戸　謙　一

１　福島第一原発事故前の原発建設・運転の差止めを目的とする行政訴訟、民事訴訟

(1)　伊方最高裁判決の功罪

(2)　伊方最高裁判決以後の下級審判決（特に民事差止訴訟）の判断枠組みの問題点

２　福島第一原発事故の衝撃

３　福島第一原発事故後の原発関連訴訟等

(1)　原発建設・運転差止め訴訟

ア　民事訴訟（本訴、仮処分）

※　普通地方公共団体が原告になった事例

※　一つの原発に複数の訴訟（⇒高木論文の契機となる）

イ　行政訴訟（無効確認だけでなく、差止め、義務付け等）

※　新しい類型の行政訴訟の隘路

(2)　事故の責任を問う訴訟等

ア　事故の被害の損害賠償請求（ＡＤＲ、訴訟）

原告（申立人）は、強制避難者、自主避難者（全国で１万人）

被告は、東電、国、メーカー

仮払い仮処分の申立例

イ　事故の被害からの回復を求める訴訟

生業訴訟、津島訴訟

ウ　刑事責任を追及する運動

エ　株主代表訴訟

(3)　脱被ばく訴訟

ア　南相馬　特定避難勧奨地点解除取消訴訟（２０mSv 訴訟）

イ　集団疎開裁判、子ども脱被ばく裁判

4　福島第一原発事故後の訴訟等の特徴

(1)　周辺住民による周辺裁判所への提訴

(2)　一つの原発に複数の提訴【大間（２）、浜岡（３）、大飯（４）、高浜（３）、伊方（２）、玄海（２）】

(3)　巨大訴訟

玄海１万人、川内３０００人、京都３０００人等

(4)　多くの専門家の協力

地震学者、火山学者、津波学者、原発技術者、原子力コンサルタント、医者

(4)　普通地方公共団体が原告、代理人になる事例。

函館市大間訴訟、浪江町ＡＤＲ

(5)　弁護団、原告団の連携

6　成果

(1)　二つの勝訴判決・決定　東電役員３名の起訴

(2)　仮払仮処分の道を開いた。

(3)　低線量被ばくの危険性について正当な評価を勝ち取った（集団疎開裁判）

(4)　個別の事象（自殺、精神疾患）との因果関係は認めさせた。

7　課題

(1)　原発差止め訴訟

ア　判断の枠組み論について、裁判所主流は従来の考え方を墨守している。これを変えさせるに至っていない。

イ　要証事実の立証責任が原告側に課せられたのでは勝てない。立証責任の転換か、立証命題の軽減が不可欠。

しかし、いくつかの下級審裁判例で、旧来の判断枠組み、判断手法に逃げ込むことを許している。

ウ　専門的議論は避けられないが、専門的議論に迷い込んでは勝てない。圧倒的な情報量の差は如何ともしがたい。この隘路をどう打開するのか。

エ　もっと、原理原則を問えないのか（佐藤暁氏の指摘）

オ　原告らの思いと裁判のテーマの齟齬があるのではないか。

カ　高木光論文の克服

(2)　福島第一原発事故の責任を問う訴訟

ア　東電の過失責任を認めさせることができていない。

イ　ＡＤＲの基準が低すぎる。東電の同意が要件であるため、実質的に加害者である東電が賠償基準を定めることとなっている。そして、東電は、訴訟においてもＡＤＲ基準に準じることを求める。理由は「公平」。

ウ　２０ｍＳｖ論（低線量被ばくワーキンググループ報告の厚い壁）に勝てていない、連戦連勝と言われたヒバクシャ訴訟の成果をどう生かすかという課題がある。

(3)　脱被ばく訴訟

ア　訴訟要件論で苦労している状況

イ　被害の顕在化が再稼働への厳しい態度につながる。被害者が堂々と声を上げることができる環境整備が必要

(4)　全般的に

ア　原発再稼働路線の戦略

①　想定外事故神話（誰にも責任を取らせない）

②　新しい原発安全神話

③　放射能安全神話

イ　事故被害の矮小化政策・マスコミ対策が功を奏している。裁判官に裁判所の出番であるという意識を持たすことに成功していない。

以上

第３回「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島」

Ｖ報告「原発被害を権利の面からどう捉えられるか。法的責任論をどう構築するか」

淡路剛久（日本環境会議名誉理事長・立教大学名誉教授）

2016･3･19　福島大学

はじめに

１．福島原発事故は、前例のない新たなタイプの被害を引き起こし、かつ引き起ししつつある。５年を経過した現在も、被害は基本的に継続し、あるものは変容し、あるいは新たに発生しつつある。

本報告では、本件事故後、比較的早くから主張され、現在各地の福島原発事故賠償訴訟や原発 ADR などで展開されている新たなタイプの被害（主要ないくつかのもの）を賠償対象とする損害論について述べ（この点については、淡路・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社､2015 年)掲載論文など参照)、さらに５年を経過したいま、事態の変化に応じて論じられるべき点を、若干付け加えたい（この点について、除本理史・渡辺淑彦編著『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか』（ミネルバ書房、2015 年）掲載論文は、多様かつ最新の現地の実態報告をし、問題提起をしている)。

２．なお、本報告では、「被害」と「損害」とを区別して使うことがあるが、それは、本件原発事故により生じた被害を従来の損害論でとらえると、実態として現実に引き起こされた新たなタイプの重要な被害が損害賠償論から抜け落ちる可能性があるからである。実態としての被害を従来の損害論からいったん解放し、現実に生じた実態としての被害をあるがまま把握し、それが賠償されるべき損害かどうかを問う新たな損害論のアプローチが必要と思われる。そのさい、賠償されるべき損害かどうかの評価については、相当因果関係ないし相当性・合理性という正当化の根拠づけとは別に、その被害すなわち侵害された利益（被侵害利益）が法的に保護されるべき権利法益性を有するという評価が重要と思われる。

一　福島原発事故によって生じた被害と権利法益の侵害－そのプロトタイプ

１．福島第一原子力発電所事故は、「被害の広範性、継続性・長期性、深刻性・全面性、地域社会と生活の根底からの破壊」において、前例のない被害を引き起こし、かつ引き起しつつある。このことは、これまで繰り返し指摘されてきた本件原発事故の著しい特徴である。

２．いうまでもなく、前例のあるタイプの被害もまた広範かつ多様に引き起こされた。そのような前例タイプの被害については、原子力損害賠償紛争審査会（原陪審）が中間指針を定め、本件原発事故と相当因果関係のある「原子力損害」であるかどうか、あるいは相当性・合理性があるかどうかを判断基準とし、賠償の有無を決めることができるようにしている。具体的には、従来の損害論（主として交通事故賠償を中心に形成されてきた損害論）を適用することであり、被害者救済にとって特に必要な場合には、「相当性・合理性」

を根拠として相当因果関係を拡張適用することであった。

３．しかし、本件原発事故の損害論でとりわけ問われているのは、前例のない被害の賠償である。本件原発事故が引き起こした前例のない被害の実態は、多様であり、複雑であり、かつ複合的であるが、その根源にあるのは、「原発事故による放射性物質への被ばくと被ばくのおそれ」と、それにより「地域での安心安全で平穏な元の日常生活（家庭生活、地域生活、職業生活など）を根底からまるごと奪われたこと」であろう。

「放射性物質への被ばくと被ばくのおそれ」は、それ自体として身体的あるいは精神的被害の原因となり、また他の被害の原因となっている。「地域で安心安全で平穏な日常生活を営む」ことは、地域住民にとっては当然の生活利益（包括的生活利益）であるが、法的には憲法および民法によって保護された包括的な生活利益（自由権、生存権、居住権、人格権、財産権を含む）と解されー「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）と呼ぶことができるー、その侵害が本件原発事故によるもっとも根元的な権利侵害である。

なお、損害概念については学説上争いがあるので、一言ふれておく。損害概念について被った法益の事実そのものを損害ととらえる損害事実説の立場に立てば、「地域での元の生活を根底からまるごと奪われた」こと、すなわち、平穏な日常生活（家庭生活、地域生活、職業生活など）を奪われた被害事実が損害である。差額説をとっても、（損害項目別の金銭差額ではなく）法益状態の差としてとらえる考え方によれば、侵害行為がなかったならばあったであろう状態から侵害行為によって惹起されている現実の状態の差であり、それは平穏な日常生活の喪失である。損害事実説でも、（金銭差額説をとらない）差額説でも、同様の結論となろう。

４．それでは、本件原発事故によるこのような権利法益の侵害は、金銭評価のための個別的不利益としてどのような特徴的な損害類型を導くであろうか。現在、原発 ADR や福島原発事故賠償訴訟において主張され、争われている主要な損害のうち（中間指針にあげられている損害項目については、争いは少ないであろう）、個別性が強い営業損害とか、就労不能等による損害を除くと、次のようなものがある（網羅的ではない）。(1) 放射能汚染の被ばくによる身体被害と被ばくリスクによる身体被害の危惧（避難中一時滞在した高濃度汚染地域で被曝したリスクと深刻な身体被害の危惧を含む）、(2)避難中の精神的損害（いわゆる避難慰謝料）、(3)地域コミュニティの喪失、(4)移住を決めた被害者の新たな住宅取得費用、(5)環境損害などである。

以下では、ここにあげたそれぞれの新たな損害類型について（環境損害については省略する）損害論の視点から基本的な考え方を述べ、必要かつ可能な範囲で最近の変容や新たな課題についても触れてみたい。

二　放射能汚染への被ばくと被ばくリスクによる身体被害ないしその危惧

１．放射能汚染の被ばくによる身体被害が地域住民の中で発生しているかどうかについ

ては、甲状腺障害（ガンなど）をめぐって放射線医学者や疫学専門家の間で議論があるが、仮に、発生しているとすれば、それは身体的人格権の侵害であり、継続的な医療と賠償がなされるべき重大な損害であるが、ここではこれ以上ふれない。

２．本件原発事故の直後の経過においては、避難住民が高濃度汚染地区に一時滞在し、あるいは居住地区に一時滞在するよう指示された結果、高濃度汚染に被ばくしたのではないか、との深刻な身体被害の危惧を有する避難者のケースがある。このように高濃度汚染へ被ばくしたことによって深刻な身体被害の危惧を有するに至った場合には、「身体権に直結した精神的人格権」の侵害と考えられるべきであり、賠償されるべき損害ということができよう。

３．問題は、放射能汚染による被ばくの程度の証明および身体権に直結した精神的人格権侵害の基準をどう考えるべきか、ということであるが、被ばくの程度は、高濃度汚染地区における放射能汚染の程度と滞在した期間との組み合わせにより、また、身体権に直結した精神的人格権侵害となるかどうかについては、その被ばくの程度が一般人・標準人を基準として生命・身体に対する深刻な危険感・危惧感を引き起こすような程度かどうか、を標準として判断することになろう。

４．本件原発事故において、放射能汚染は、それ自体が以上のように損害論の直接の対象となるが、次項以下に述べる他の類型の損害の原因となっている。その際、汚染レベルを基準化（賠償の対象となるかどうかのもっとも基本的基準は、20ｍＳｖ基準）する政府避難指示区域（時の経過とともにいくつもの類型が指示され、あるいは解除されてきたが）と避難指示区域外の区別（線引き）が、避難者の損害論に対して重要な違いをもたらしている。この点、一般的には、次のように解されているのではないだろうか。すなわち、政府避難指示区域からの避難者は、汚染レベルが高いことから政府避難指示により「避難を余儀なくされている」のだから、本件原発事故によって損害を被った当然の被害者である。その際、20ｍＳｖ基準が重視されている。これに対して、指示区域外からの避難者は、避難指示がないにもかかわらず自らの判断で「自主的に」避難しているのだから、原則的には本件事故による被害者ではない、と（20ｍＳｖについては、最近の裁判例も、その値以下であれば健康影響を否定する傾向にある。東京地判平成 27･6・29、京都地判平成 28･2・18 など）。

しかし、線引き避難指示の次のような事情を考えるべきではなかろうか。すなわち、避難指示の線引きは自治体や行政区単位で汚染の実態とは必ずしも一致していないこと、広範な被災者を原発被害から守るためには一律の基準をたてて避難を指示する必要があったこと、広範な被災者にたいして避難指示を出す際、個別事情を考慮することはできなかったこと、放射線の健康影響については閾値をめぐって争いがあり、20ｍＳｖ以下でも健康影響があることは否定されていないこと、原発事故からしばらくの期間は十分な情報がなかったこと、等である。避難者側からすれば、避難は被害から自分たちの権利を守るための行動であり、いわば人格権の防衛であり、避難者の個別的事情によっては、線引き外で

あっても、また 20ｍＳｖ以下であっても、人格権侵害を回避する被害者側の手段として避難が合理化され（近時環境法で主張され始めている予防原則によって根拠づけることも考えられる)、賠償されるべき損害と解されるべき場合があるのではないか、ということである（京都地判平成 28･2･18 はその例)。このような考え方がとられるべきであろう。

三　「避難慰謝料」

１．避難慰謝料は、包括的生活利益としての平穏生活権を奪われ、「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害である。中間指針のことばによれば、本件事故により「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」である。日常生活阻害慰謝料とも呼ばれるが、従来の不法行為事例ではほとんど経験したことのない被害である（交通事故による入院の事例とも水害による一時移転の事例とも異なる)。その被害の実態をあるがままに把握、評価し、基準額としての包括的賠償額（精神的損害としての慰謝料）に反映させる必要がある。

２．基準額としての包括的損害額を導くためには、避難住民の仮設住宅や借り上げ住宅の物理的広さ、住居の質、地域的条件、同居ないし別居の家族関係、避難生活の送り方などの実態を検証し、避難者住民の陳述に耳を傾けることが必要である。自賠責の入院慰謝料（日額 4200 円）が参考基準となるものでないこと、原陪審中間指針の基準額（月額 10 万円）が不当に低い賠償額であることは繰り返し主張されてきたことである。

３．避難慰謝料については、放射能汚染が除染や自然減衰によって低減し、政府避難指示が解除される地区が出始めるとともに、その打ち切りの時期（終期）が問題とされるようになっている。被災自治体が避難指示の解除と住民の帰還によって早期に復興できるとすれば、それは望ましいことと思われるが、現実の事態はそう簡単ではない。仮に、元の居住地区の放射能汚染が安全安心のレベル（そのレベルが問題であるのだが）まで低減したとしても、公共施設、医療機関、商店、近隣関係など生活インフラが復興しなければ、元の地域で日常生活をおくることはできない。原陪審が提示した解除から１年と一律に決めることも実態にはあわないであろう。実態にあわせて慰謝料支払いの期間の延長ができるようにする基準や法的仕組みを考える必要がある（明日の議論に期待したい)。

４．避難慰謝料については、さらに、区域外からの避難者（いわゆる自主的避難者）に対する慰謝料の問題がある。先に述べたように、個別事情を考慮して避難の必要性を判断すべきであろう。

四「地域コミュニティの喪失」

１．「地域生活を破壊されたこと」(「地域コミュニティの喪失」とか「ふるさとの喪失」とも呼ばれる）は、包括的生活利益としての平穏生活権に包摂された「地域生活を享受する利益」（地域生活享受権）を奪われ（権利法益の侵奪)、かつ、侵奪の結果として精神的

苦痛・ストレスを被った（積極的侵害）ことによって生じた複合的な精神的損害ないし無形の損害である（「ふるさと喪失損害」とも呼ぶ)。先に述べた避難慰謝料は「避難先」における「著しい日常生活阻害」に対する精神的損害の賠償であるのに対して、ふるさと喪失の慰謝料は「避難前」に享受していた「元のふるさとの生活」が破壊され、喪失したことによる精神的ないし無形の損害の賠償を求めているのであり、両者は重なり合うことのない別個の損害である。地域コミュニティは、経済的・財産的側面から社会的、文化的、精神的側面まで、また個人的・私的利益の側面から集団的利益や公的利益の側面まで、広範、多面的かつ複合的な役割・機能を果たしている。わたくしは、地域コミュニティには、生活費代替機能、相互扶助・共助・福祉機能、行政代替・補完機能、人格発展機能、環境保全・自然維持機能を指摘した。地域住民にとってその全体が法的利益であり（包括的生活利益としての平穏生活権－包括的平穏生活権－を構成する重要な権利利益の一つである)、「地域生活享受権」とも称すべき権利である。それらが具体的にどのようなものであったかについては、最近の文献や調査が明らかにしている（早稲田大学調査、明治大学調査、学術会議の報告書、除本教授らの調査など)。

２．他方、原発事故は、このようなコミュニティ生活を享受する法益の侵奪により、さらに深刻な精神的ストレスや精神的苦痛を引き起こすことが、諸調査・研究によって明らかにされている（辻内琢也教授らの研究など)。原賠審の第４次追補においても、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括賠償の対象としている（もっとも、その賠償の内容は、避難慰謝料の将来にわたっての前払いであって故郷喪失の精神的苦痛とは解されないであろう)。このような精神的苦痛やストレスが続き、あるいは亢進すると自死に至ることがある。裁判例においても、自死事件に関する福島地裁平成 26 年 8 月 26 日判決がこのことを詳細に判示している。

３．このようなコミュニティ生活享受権の侵害による損害の賠償をどう法的に構成すべきであろうか。損害の性質としては、（交通事故賠償等における）物的損害や人身損害としての積極的損害や逸失利益などの数字的根拠が示せる有形的損害と違って、その中心が精神的被害であること、賠償額の算定上なんらかの直接的な数理的根拠を示すことは被害の性質上困難であることなどからすれば、精神的損害の一種といって良いであろう。また、法人の名誉毀損に関するが、無形の損害について判示した最高裁判例（最判昭和 39･1･28）のことばを使えば、無形の損害ということもできよう＊注。

＊注－最高裁の判示→「民法上のいわゆる損害とは、一口に云えば侵害行為がなかったならば惹起しなかったであろう状態（原状）を（ａ）とし、侵害行為によって惹起されているところの現実の状態（現状）を（ｂ）とし（ａ）－（ｂ）＝X その X を金銭で評価したものが損害である。そのうち、数理的に算定できるものが、有形の損害すなわち財産上の損害であり、その然らざるものが無形の損害である。」こう述べて、無形の損害が賠償されるべきことを判示した。この最高裁判決の判旨を本件にあてはめれば、被害者住民が

故郷において日常の地域生活を送っていた生活状況（地域生活利益を享受し平穏・平安な生活状態）が原状であり、原発事故によって故郷を喪失した避難生活が現状であるから、その差として生じている無形の損害は、地域生活利益の喪失と、平穏・平安な生活を破壊されたことによって引き起こされる精神的ストレスである。

４．地域コミュニティ生活享受権の侵害を被ったとして損害賠償を請求し得る主体は、どう考えられるべきか。政府避難指示区域からの避難者住民は、避難するかどうかの自己決定の余地なく地域生活の喪失という現状を余儀なくされているのだから、当該損害賠償請求権をもつと解されよう。区域外避難者については、避難を余儀なくされている事情を個別に判断して、避難による地域生活利益の喪失が本件原発事故によって引き起こされた損害といえるかどうかを判断することになろう。相当因果関係説によれば、一般人・標準人を基準にして、元の居住地域を離れて避難することが、合理性、相当性を有するかどうかの判断となろう。また、身体権に直結した精神的人格権としての平穏生活権の考え方を適用する考え方も可能かもしれない。

個人の属性としての主体に関しては、避難指示区域内において独立した地域生活を送っていた生活者、すなわち夫婦や同居者あるいは単身者などは、それぞれ独立して前記の複合的な内容の地域生活利益を享受し、あるいは享受できる地位にあった者であるから、この請求権の主体となり得よう。独立した生活者でない子ども等（学生、生徒、幼児など）もまた、子どもという属性に応じた複合的な地域生活利益を享受していたと考えられ、また、地域においていわゆる人格発達権をも有していたと考えられるから、主体となり得ると解される。

５．地域コミュニティ喪失による精神的損害ないし無形の損害（ふるさと喪失損害）は、いつ発生し、いつ確定するか。一般的に言えば、被害者住民は、避難の時（避難開始時であり、政府避難指示に基づいて避難を開始した時その他原発事故と相当因果関係があって避難した時と解されよう）から、地域生活利益を失い、地域生活から切り離されたことにより強い精神的ストレスを受けている。つまり、ふるさと喪失による精神的損害ないし無形の損害は避難の時に発生したといえよう。もっとも、そのことはふるさと喪失損害が継続的不法行為であることを意味しているわけではない。本件の加害行為の時は、本件原発事故によって放射能汚染が引き起こされた時であり、ふるさと喪失の損害は、本件原発事故により放射能汚染が引き起こされた時に発生しているのであって、その損害結果が継続しているのである（理解のために交通事故を例にとるならば、事故の時が不法行為時であり、事故による障害が固定して後遺症が継続するのと類似の事態である）。そこで問題となるのは、ふるさと喪失損害がいつ確定するかである。次のように考えることはできないであろうか。

本件においては、政府避難指示区域が再編され、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に区分されたが、これらのうち帰還困難区域からの避難者は、将来いずれかの時期に帰還が可能となり得るとしても、将来に向けて実際に日常生活を送る上では帰

還を前提に生活の再建をはかることはできず、帰還困難区域指定の時点で帰還不能として扱われ、帰還不能（元の地域に戻れない）に基づくふるさと喪失損害は確定する、と解されるべきである。帰還困難区域指定前に避難建物（仮設住宅や借入住宅）から移住先への移住者についても、損害の発生時が避難の時であること、移住先でもふるさと喪失の損害は一定期間続くこと、被害者間の公平を維持すべきであることなどから、同様に扱われるべきである。居住制限区域からの避難者についても、合理的期間内に制度的（避難指示区域の解除など）および社会的（地域生活が可能な社会的条件の整備）に帰還可能とならない場合には、同様に解されるべきと思われる。居住制限区域および避難指示解除準備区域からの避難者であって、合理的期間内に制度的、社会的に帰還可能となった者は、避難中ふるさと喪失損害を被っており、かつ帰還後は荒廃し変容したふるさとでの地域生活を再建することになる。ふるさと喪失損害に準じた精神的損害ないし無形の損害が認められるべきである。

６．賠償額については、どう考えるべきか。判例（前掲昭和３９・１・２８）が述べるように、精神的損害ないし無形の損害については、賠償額を数理的に数値化できる直接の基準はない。しかも、地域生活享受権の侵害によるふるさとの喪失といった損害の事例は、本件原発事故によって引き起こされた初めての事例である。他の類似ないし適切な比較事例を参照しつつ、この損害類型の性質に応じて創造的に賠償額を算定することが必要である。ちなみに、現行の交通事故賠償における死亡慰謝料はおおよそ 2500 万円から 3000 万円であること、前記自死事件における自死者 A 自身の精神的苦痛に対する慰謝料は 2200 万円と認定されたことなどが参照され得るかもしれない。いずれにせよ、決定的な数理的根拠は損害の性質上見出し得ないのであり、最終的に裁判官の裁量に委ねられることになることは、法自体が認めていることである（民訴２４８条）。

五　移住を決めた被害者の新たな住宅取得費用

１．居住用不動産損害として失った法益はなにか。居住用の不動産（宅地、家屋）は、所有利益という法益と利用利益という法益によって二重包装されているが、本件原発事故被害地域における不動産について第一次的に発現してきたのは、「居住生活利益」としての利用利益である。住民は、長期間、相双地域において、居住生活利益を享受してきたのである。これは「包括的生活利益」に包含されている法益の一つであり、これを「居住生活権」と呼ぶことができる。したがって、不動産損害として住民が失った法益は、不動産所有権だけではなく、土地建物の利用利益を目的とする居住生活権ということになる。

２．居住生活利益は、事故により侵害された包括的生活利益に含まれていた法益の一つであり、賠償額算定のための重要な損害項目である。不法行為法の目的は、不法行為がなかったならばあったであろう状態にできる限り戻すことであり（原状回復の目的ないし理念）、金銭賠償主義の下では原状回復を可能とするような損害賠償の算定がなされるべきである。居住生活利益の侵害は、財産権の侵害であるだけでなく、生存権、人格権の侵害で

もあり、その原状回復は、生活保障（生活の再建を可能とする最小限の保障）をも目的としなければならない。なお、差額説でも、法益状態の差額と考えれば、基本的に同じになろう。

原状回復の方法としては、原物自体を回復させる原物賠償の方法（日本民法の金銭賠償主義－722 条・417 条－の下では否定される）、喪失した法益の交換価値を評価してその回復としての賠償をする方法、利用価値を評価して賠償する方法、原状回復ないしそれに近い状態を回復するための費用を評価して賠償する方法などがある（この点については、窪田充見「原子力発電所の事故と居住目的の不動産に生じた損害」法時 86 巻 9 号 110 頁以下、淡路・吉村・除本編・前掲書所収）。市場経済のもとでは、喪失した財物の価値は多くの場合に市場における交換価値に化体されていると解されるから、喪失した財物の価値を市場の交換価値によって金銭評価する方法が一般的である。しかし、原状回復を目的とする損害の金銭評価の方法は、それに限られるわけではなく、喪失した財物の利用価値が損害と解される場合もある。本件は、居住生活利益の喪失（居住生活権の侵害）が正面にでてくるケースであるから、原状回復の目的ないし理念に従い、出来る限り元の居住生活に近い状態に戻せるような賠償方法（原状回復費用の賠償と呼ばれる。窪田・前掲）が検討されるべきである。

３．本件不動産損害のうち、居住用不動産の損害、すなわち居住生活利益の侵害の金銭評価についてはどう考えるべきだろうか。本件において問題となっている損害は居住生活利益の喪失であり、その金銭評価であるが、本件がそうであるように、農村地域と都市地域との土地取引あるいは農村地域内での土地取引が頻繁には行われない社会的あるいは取引的条件のもとでは、交換価値は利用価値を反映せず、交換価値をもって利用価値を評価することはできない。本件の居住不動産の損害を利用価値の喪失に基づくと考えるならば、現実の相双地域におけるそれぞれの居住用不動産の利用価値をあるがままに評価すべきであるが、本件の場合に利用価値そのものを金銭評価することは、利用価値を測る直接的な尺度が見いだせないだけでなく、同じ地域内において同等の利用価値を取得する現実的可能性もないために、困難である。

そこで、考えられるのは、元の居住生活利益を出来る限り回復できるような費用（原状回復費用）の賠償、すなわち他の地域での再取得価格の賠償を検討することであり、その中で利用価値の回復（利用面で重要な土地や家屋の広さなど）をも考慮することである。このような利用価値・原状回復費用アプローチによれば、利用価値が所有価値＝交換価値を超えることは、普通に生じる事態である。

４．以上は、避難者が移住を選択する場合を前提として考察したものである。これに対して、避難者には帰還して居住に対する損害賠償（立替費用や修復費用）を求める場合があるし、帰還まで「仮の町」で暮らすという第三の方法も提案されている。「仮の町」という第三の方法については、損害賠償論の域を超えた政策の投与が必要であろう。

いずれも、明日の議論の対象となり得るテーマである。

第１分科会

第１分科会　原発事故の救済と差止め

文責（報告要旨を除く）：
吉村良一（立命館大学）、除本理史（大阪市立大学）

分科会の狙い

前日の全体会の淡路、井戸報告で明らかにされるであろう、福島事故後 5 年の時点における法的課題を深める。その際、賠償における被侵害利益・権利論と差止めの法的根拠論、国の規制のあり方、予防原則等の適用の可能性等、差止訴訟と賠償訴訟では共通して論ずべき論点も少なくないにもかかわらず、これまで、必ずしも十分とは言えなかった相互交流が図れるようにする。

なお当分科会は、日本環境会議（JEC）「福島原発事故賠償問題研究会」の全体研究会、および科研費基盤研究（B）課題番号 15H02866「原発事故被害の創造的回復に向けた協働的政策形成に関する学際研究」（研究代表者：下山憲治）の第１年度研究報告会をかねて開催する。

タイムテーブル

２０日午前　９：３０～１２：００（１５０分）

原発被害賠償訴訟と原発差止訴訟の共通課題についての交流と意見交換を行う

１．前日の淡路、井戸報告を踏まえて問題提起　５０分
　吉村良一（立命館大学）　分科会の趣旨、権利・法益論等
　下山憲治（名古屋大学）　規制のあり方、原発問題と「予防原則」等
　報告各２０分＋質疑１０分

２．関連弁護団から報告　　４０分
　賠償関係弁護団から　西念京祐（弁護士、大阪弁護士会）、米倉勉（弁護士、東京弁護士会）
　差止関係弁護団から　中野宏典（弁護士、山梨弁護士会）、東島浩幸（弁護士、佐賀弁護士会）
　各報告１０分

３．討議（交流と意見交換）　４０分

４．淡路、井戸両氏からのコメント　各５分　⇒　計１０分

２０日午後　１２：４０～１４：３０（１１０分）

賠償・救済と差止めに関する２つの分散会に分かれる

第１分散会　福島原発事故被害の救済

１．辻内琢也（早稲田大学）　被害実態や救済のあり方等について報告　４０分

２．原賠研ワーキンググループから報告

除染班：礒野弥生（東京経済大学）　２０分

被害班：藤原遥（一橋大学大学院）・片岡直樹（東京経済大学）・除本理史（大阪市立大学）（報告者は藤原）　２０分

３．討議　３０分

第２分散会　３．１１後の民事差止訴訟発差止訴訟の現状と課題

報告１　神戸秀彦（関西学院大）　２０分＋質疑５分

報告２　岩淵正明（弁護士、金沢弁護士会）　１５分＋質疑５分

各地の訴訟の現状と課題の交流・討議　　６５分

報告要旨

「原発事故と住民の権利」

吉村良一（立命館大学）

福島原発事故後、現実に発生している深刻な被害を目の当たりにして、原発事故被害の特質を踏まえた損害賠償論が模索されている。そこでの重要課題は、被害者である住民のどのような権利や法益が侵害されていると考えるか（被害論ないし損害論）である。他方、原発の差止めを求める訴訟はこれまでも多数提起されてきたし、事故後も新たに提起されているが、そこでもやはり、原発の危険性と事故がどのような被害をもたらすかを、福島事故を踏まえて具体的に明らかにすることが求められている。

この報告では、被害救済（賠償）と被害防止（差止め）は別の問題ではなく、本質的には同じ事柄の別の局面であるという理解に立って、一方で、福島事故が損害賠償における被侵害権利・法益論にどのような課題を投げかけているか、他方で、福島事故がつきつけた被害の重大性・深刻性を差止めにおける法的根拠論や差止要件論においてどう受け止めるべきかを検討してみたい。

＊＊＊＊＊

予防的取り組みと原子力規制のあり方

下山憲治（名古屋大学）

原発は、それ自体が持つ事故発生の危険と事故によって放射性物質が放出・汚染され、人や環境に対する深刻な影響を内在する。加えて、安全規制の欠落とその体制の機能不全など

が事故素因として潜在していたところに、地震やそれに伴う津波が誘因として作用し、複合して、福島第一原発事故が発生したものといえる。この原発事故後、原発規制組織の改編に加え、重大事故対策や大規模な自然現象への対応も法改正により明確に規制システムに組み込まれることになった。しかし、規制制度それ自体の本質が改善したのか、現在の組織及び規制制度が広域で長期に及ぶ深刻な被害の原因となり得る原発の危険性を抑制できているのか、科学的不確実性を内包する規制を適切に実施しているのか。これらの視点から、予防的取組を基礎においた規制基準の設定と規制実施のあり方、法改正の趣旨を踏まえた原子力法解釈の方向性を検討する。

まず、事故後の原発規制改正の趣旨と内容を明確化し、原発の安全性水準、規制基準の設定と規制の実施の現状と課題を明確にする。その上で、原発技術の専門家の判断とそれに対する法的制御、事故の反省を踏まえた原子力規制や原発の安全性に関する裁判所の審査のあり方を検討したい。

＊＊＊＊＊

川内原発・高浜原発 3,4 号機の各仮処分における判断枠組みの問題点

中野宏典

（弁護士、川内原発仮処分及び高浜原発 3，4 号機仮処分弁護団）

1　民事差止訴訟の判断枠組みに関する争点

⑴　原発の安全性に関わる問題（⇔行政の専門技術的裁量の範囲の問題）

⑵　立証の対象に関わる問題（新規制基準との関係の問題）

⑶　立証負担の分配に関わる問題（どちらが、何を、どの程度立証するのか）

2　原発の安全性について

⑴　川内：「当該危険性の内容及び程度、当該科学技術の効用等に照らして社会的に許容できる範囲のものといえるかどうかという基準によって判断」

「安全目標が達成される場合には、…（略）…危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことができる」

⑵　高浜：「福島原発事故の経験等も踏まえた現在の科学技術水準に照らし、当該原子炉施設の危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されているか否かという観点から、あくまでも厳格に審理・判断することが必要」

3　過去の勝訴判例

いずれも原発の安全性については直接触れていないが、立証の負担等を工夫することで、実質的に厳格な安全性を要求している。

４　中身の議論の最前線

いずれも、これまでの基準地震動について平均像＋α で作られてきたことを認めている。「過去 10 年間で 4 つのサイトに 5 つの超過地震」差止訴訟においては争いがなくなりつつある。→どこまでばらつきを考慮するかの議論へ

５　課題① - 基準と当てはめの不整合（竜頭蛇尾の決定）

川内も高浜も、厳格な安全性を要求すべきだ、と言いながら、実際のあてはめでは緩やかに、例えば専門家が審理した、という外形的事実だけで安全性を肯定。

６　課題② - 判断過程コントロールと実体判断代置型の混同（行訴と民訴の混同も）

（特に高浜）判断過程のコントロールと言いながら、事業者や規制委が述べない事実認定を行うなど、事業者を救済する方向に実体判断。→今後、民訴の意義を明確にしていく必要性。

７　課題③ - 「社会通念」論再考（チャタレイ事件を踏まえて）

「一般社会において行われている良識」

「（中身）の判断は、現制度の下においては裁判官に委ねられている」

「各裁判官の間に必ずしも意見の一致が存すると限らない事実」

→　深刻な事故を万が一にも起こしてはならない原発の判断基準として、果たして妥当か。

＊＊＊＊＊

構造的暴力による社会的虐待：原発事故被災者の精神的被害の構造を分析する

辻内琢也

（早稲田大学災害復興医療人類学研究所　所長

早稲田大学人間科学学術院　准教授

日本心身医学会認定専門医、日本医師会認定産業医）

これまでに筆者らが震災支援ネットワーク埼玉（SSN）や NHK 仙台・福島放送局との共同で行ってきた大規模アンケート調査では、事故後 4 年を経過しても依然として 50%以上の人々が極めて高い心的外傷後ストレス（PTSD）症状を抱えていることを明らかにしてきた。さらに多変量解析の結果からは、ストレス度に影響を与える要因として、「原発事故当初に死の恐怖を感じたこと」、「地元（ふるさと）を喪失したつらさ」、「避難者であることによって地域の中で嫌な経験をしたこと」といった心理的要因だけでなく、「相談できる人がいないこと」、「家族との関係がうまくいっていないこと」といったソーシャルサポートに関連した社会的要因、そして「不動産の心配」、「生活費の心配」といった経済的要因が複合的に関連していることを明らかにした。

PTSD の原因となるトラウマ体験には、戦争体験、テロ・重大事故・災害体験、誘拐・人質・拷問体験、身体的・性的暴行、ドメスティックバイオレンス（DV）・虐待体験などの直接的（個人的）暴力が想定されている。しかし我々の研究データからは、政治・経済・社会の構造に組み込まれた「構造的暴力（structural violence）」（ヨハン・ガルトゥング, 1991）による PTSD という概念が想定できるのである。原発事故という暴力によって、生活・人生・環境に関わるすべてが根こそぎ奪われ、その後の「帰還」と「賠償」をめぐる政策決定が、継続する暴力となって被災者・被害者の生活や人生を蹂躙しているのである。この構造は DV や虐待に典型的に見られるものと酷似しており、ある種の「社会的虐待（social abuse）」だと言えるだろう。加害者の権力・権威・パワーによって、被害者の生活や人生がコントロールされ、繰り返される威嚇・強制・脅迫といった身体的・心理的・経済的暴力に服従せざるを得なくなり、次第に精神的・肉体的に消耗し、社会的孤立に追い込まれていっているのである。

DV や虐待対策の観点からは、暴力を他人事として無視せず、暴力の存在を容認しないことが必要である。被害の実態を調査し、その根底にある構造的暴力を可視化し、表層に見えている個々人に襲いかかっている諸問題の解決策を練りながら、さらに奥にある社会病理の構造を紐解いていくことが重要であろう。この暴力の放置は、私たち自身の未来を蝕むことにつながるのである。

＊＊＊＊＊

除染・中間貯蔵と復興

礒野弥生（東京経済大学）

1　本報告の位置づけ

福島原発事故は、福島県はもちろん広範囲な地域に放射性物質をばらまき、土壌や森林などの自然環境を汚染し、人が居住するには危険な高濃度の地域汚染をもたらした。汚染された土地をどのような方法で再生させ、人が安全委住める地域とするかは、事故当初からの課題である。放射性物質汚染対処特別措置法を制定し、生活環境中の土壌等にある放射性物質を取り除き、人が住める状況を作り出すことをその政策の柱に据えた。これが除染政策の位置付けである。

避難指示区域に関しては、除染の向こうには「被害」環境の終息と地域復興の始まりがあるという図式が描かれていた。また、避難するほどの土地ではないとされる空間線量地域においては、「リスクの除去」により生活環境の「安全性を確保」するキーとなる政策として位置づけられてきた。

分科会報告として、除染政策の愁眉の課題である中間貯蔵施設問題を中心に、現在明らかになった問題点を整理し、現時点の課題と低減を行う。また、最後に、当面の復興政策について言及する。

２　中間貯蔵施設と廃炉作業

除染由来の土壌等（環境省試算では 1,600 万 m3～2,200 万 m3）は最終的に県外で処分するが、30 年間中間貯蔵施設において保管することを、同法に基づく基本方針および JESCO 法により定められた。同用地に隣接する原発敷地で廃炉作業が行われていて、廃棄物は同敷地内に保管されているが、東電は 2017 年３月には構内保管容量を超える見通しを示したが、それ以上の受け入れ先は決まっていない。

廃炉作業に伴う廃棄物、そしてデブリや燃料棒の保管・処分施設が決まってない中で、住民は同施設／用地が、廃炉作業に伴う廃棄物が搬入され、さらにはデブリ等の高濃度放射性廃棄物の処理施設／用地と化すおそれがあることを懸念している。この懸念に対応して、30 年間貸借契約での対応を求めている地権者団体、土地を売らないという団体、人などがある。

施設周辺住民については、これから除染が始まり一定期間の後に解除される可能性が高い。その時に、施設に隣接する場所に戻るという選択は極めて低い。これらの人々の生活再建の課題が残る。特別交付金をすれに充てることが考えられているが、同地に戻っての生活が前提となっている。

双相地域の市町村は、国の復興政策の中で揺れている。

３　問題と解決のための課題

（１）これまでの除染あるいは施設整備の受入に関して、住民と環境省との合意形成手続きは極めて不十分である。住民団体の一つは、３で挙げた懸念を払うために、地権者という立場から対抗策を考えている。直近の周辺住民は説明会の対象となったが、町を越えると説明会の対象ですらない。そこで、施設建設を一時停止し、適切な方法を住民参加で再考する必要がある。その場合の手続きについて、早急に議論する必要がある。

（２）戻れない住民を含めた住民の生活再建のために、特別交付金の使い方を考える必要がある。基金制度を設け、個人の生活再建の確保のために用いる事が出来るようにすべきである。このような制度の可能性を課題としてあげたい。

（３）指定廃棄物最終処分場について言及してこなかったが、両者を併せて考える必要がある。このような施設を受け入れるにせよ、住民の復興という視点から、これらの施設を含めた復興計画がつくられなければならない。とすれば、現在のような復興計画ではなく、戻らない住民を含めた生活再建計画こそが、復興計画の中心になる必要がある。その点を見据えて、（１）の中間貯蔵・最終処分のあり方合意手続きを考える必要がある。

＊＊＊＊＊

原発事故によるコミュニティの被害
――双葉郡川内村を事例に

○　藤原遥（一橋大学大学院経済学研究科）
片岡直樹（東京経済大学）
除本理史（大阪市立大学）

双葉郡川内村は、自治体ごと避難を余儀なくされた相馬・双葉郡 9 町村の中でいち早く 2012 年 1 月に帰村宣言を行い、3 月に元の庁舎で行政機能を再開した。それから 4 年が経とうとしている現在、住民の生活を支えるコミュニティは再生できているのだろうか。われわれはこの問題意識から、住民の生活の基礎単位となる行政区に焦点をあてて実態調査をおこなってきた。本報告では、実態調査をもとに、原発事故によってコミュニティが受けた被害、および今後予想される被害について考察する。

コミュニティは、成員の生活の必要を充足するための機能的な連関と、地域固有の文化の継承を基礎として、社会的な統一体を成してきた。川内村の場合、このようなコミュニティは行政区単位で成立していた。各行政区では、自治組織を通じて住民の生活上の必要を満たすための機能的連関が維持され、各区で伝承されてきた民俗芸能を中心に独自の文化を守ってきた。だが、過疎化・少子化にともない、自治組織や民俗芸能の担い手が不足する傾向にあった。そうした中で、働き世代・子育て世代や子どもはコミュニティを維持するために貴重な人材とされてきた。

原発事故はそのような重要な担い手をコミュニティから奪うことになった。現在も、避難を余儀なくされている住民の数は全区民のうち 3 割～4 割にのぼる。その多くは働き世代・子育て世代や子どもである。中でも、民俗芸能の担い手であった子どもの帰還率が著しく低く、文化継承に影響が及んでいる。

川内村では約 300 年の歴史をもつ三匹獅子舞が 4 つの行政区で伝承されてきた。三匹獅子舞は主に春と秋の諏訪神社の例大祭で披露されてきた。例大祭は行政区の一大行事であり、世代を超えた区民同士のコミュニケーションの場であった。三匹獅子舞は区民の帰属意識やアイデンティティを形成してきたものであり、例大祭の核として位置づけられてきた。

三匹獅子舞は各行政区の「継承のシンボル」とされ、その担い手選びに条件が課されてきた。後世に継承する人材を育てることを重視してきたのである。原発事故後は、区内で生活する子どもが減少した中で、その条件を緩和して三匹獅子舞の担い手を確保している。現在の担い手が引退した後、三匹獅子舞をどのように継承していくかが課題となっている。

＊＊＊＊＊

原発差止め訴訟の理論的課題
――新規制基準との関係をめぐって

神戸秀彦（関西学院大学・民法）

１．福島第一原発事故（以下「福島事故」）以降の原発差止めに関する近時の判決・決定（民事訴訟）の内、次のものが注目される。住民の請求・申立を認容した①大飯原発３・４号機差止め福井地裁判決（２０１４＜平２６＞・５・２１、請求認容、関西電力控訴)、②高浜３・４号機差止め仮処分福井地裁決定（２０１５＜平２７＞・４・１４、申立認容、関西電力保全異義申立）である。他方で、住民の申立を却下した③川内原発１・２号機差止め仮処分鹿児島地裁決定（２０１５＜平２７＞・４・２２、申立却下、住民ら即時抗告)、④高浜３・４号機差止め仮処分福井地裁決定（２０１５＜平２７＞・１２・２４、②決定の保全異議審・②決定取消）である。

２．福島事故以前で、特徴的な注目すべき判決は、（ⅰ）伊方原発許可取消訴訟最高裁判決（１９９２＜平４＞・１０・２９）（行政訴訟)、およびその影響を受けた（ⅱ）女川原発差止め訴訟仙台地裁判決（１９９４＜平６＞・１・３１）（民事訴訟）である。他方で、（ⅲ）志賀原発２号機差止め訴訟金沢地裁判決（２００６＜平１８＞・３・２４）が注目される。（ⅰ）・（ⅱ）を仮に「行政判断審査方式」（「伊方・女川型」）とし、（ⅲ）を仮に「実体判断方式」と呼ぶ場合、③・④を含む多数が前者であり、①・②が後者ということになる（淡路剛久「原発規制と環境民事訴訟」＜国際比較環境法センターワークショップ、２０１６・２・２１＞)。

３．実体判断方式に属する①（②も同様)・（ⅲ）の意義は大きい。福島事故を踏まえて、①は、（１）差止め請求の根拠としての人格権の侵害は、大自然災害・戦争と同等の「根源的権利」の広範な剥奪であり、（２）差止め要件としての具体的危険性は、人格権侵害の重大性・広範性（（１））と相関するから「万が一」でも足りる、（３）司法審査（「民事訴訟」）の対象は（１）の存否であり、改正原子炉等規制法による新規制基準への適合性の有無ではない、（４）立証責任は転換されず、「具体的な」危険性なら「万が一」の立証で足りる、とした。ただし、（４）については、福島事故前の（ⅲ）の次の考え方に改めて注目すべきである。原告が被ばくの「具体的可能性」を「相当程度」を立証した場合、被告が被ばくの「具体的危険」の不存在の反証を尽くすべきであり、これをしない場合は「具体的危険」の存在が推認される、と。

４．なお、①事件等で提出された高木光（京大）意見書は、①が、（ⅰ）の「相対的安全性」の原則や原子力規制委員会の新規制基準の意義を無視している、とする。しかし、行政訴訟ではなく、民事訴訟である以上、裁判所の審査の対象は、人格権などの権利侵害の恐れの存否であり、同委員会による許可の「裁量の逸脱又は濫用」ではない、と思われる。

第２分科会

■第 2 分科会プログラム「原発ゼロ社会に向けて」
日時：2016 年 3 月 20 日 9:30～14:30
場所：福島大学M講義棟・3 号室
全体座長・司会：寺西俊一（日本環境会議/一橋大学）
主催：原子力市民委員会/環境エネルギー政策研究所

●趣旨

1. 福島・原発・再エネ・エネルギー政策･気候全般にわたって今起きている問題群を全体的に俯瞰しつつ、その解決に向けた方向性について、対話・探求・創造型のワークショップ方式で、論点を深掘り・展開する。
2. フラットなワークショップ方式で討論を行う。

	時　間	内　容
第 1 部	9:30～11:00	論点の提示(原発、再エネ、気候、エネ政策全般)
第 2 部	11:00～12:30	主要論点についての議論
昼食休憩		
まとめ	13:30～14:30	総合討論：これからの原子力・エネルギー政策に向けて

第 1 部：論点の提示(原発、再エネ、気候、エネ政策全般)（9:30～10:30）

➢ 論点提示後、若干の意見交換を行って、論点の追加・深掘り・重要性の判断等を行う。

（1） 原子力発電復活を防ぐための主要争点(20 分)
　　論者：吉岡　斉（原子力市民委員会、九州大学)

（2） 持続可能なエネルギー供給を実現するための主要争点(20 分)
　　論者：飯田哲也（環境エネルギー政策研究所)

第２部：主要論点ごとの議論（10:30～12:30）

➢ 以下の論点ごとの話題提供（各 10 分未満）をベースにそれぞれ議論する。

（1） 原発ゼロを実現するための政策体系とそのガバナンス
　　話題提供：伴　英幸（原子力資料情報室)

（2） 原発再稼働をどう考えるか（安全規制を中心として)
　　話題提供：筒井哲郎（原子力市民委員会、プラント技術者の会)

（3） 原発立地地域の課題
　　話題提供：朴　勝俊（関西学院大学)

（4） エネルギー・電力需給の将来像
　　話題提供：松原弘直（環境エネルギー政策研究所)

（5）地域からの実践的ソリューション
　　話題提供：佐藤彌右衛門（会津電力)

第３部：総合討論：これからの原子力・エネルギー政策に向けて（13:30～14:30）

➢ 寺西座長をコーディネータに、これまでの議論を踏まえつつ、現状から望ましい政策に向けて、政策プロセスやガバナンス、政治のあり方を含めて、どのように見直してゆくのかを議論する。

第２分科会（3 月 20 日：９時 30 分～14 時 30 分）会場：福島大学 ML 講義棟３号教室

「原発ゼロ社会に向けて」（原子力市民委員会，環境エネルギー政策研究所）

～～

第１ 部：論点の提示(原発、再エネ、気候、エネ政策全般)（9:30～10:30）

＜報告１＞原子力発電復活を防ぐための主要争点（20 分）要旨

吉岡斉（九州大学教授、原子力市民委員会座長）

2011 年３月の福島原発事故まで、日本の原子力発電は質量ともに拡大を続けてきた。しかし福島原発事故により、原子力発電の維持・拡大が国民利益（や人類利益）に反することが明白となり、日本の国民世論も脱原発を望むようになった。

そうした原子力発電をめぐる日本国民の認識変化のもとで、民主党政権は 2012 年９月、脱原発を長期的に実現する方針を決めた。しかし同年 12 月に発足した自民党・公明党連立政権は、原子力発電事業・政策を、制度的にも内容的にも、できるだけ福島事故前の状態に近づけることを目指す「原子力発電復活政策」を、３年あまりにわたり推進してきた。しかし原子力発電復活政策は成功しているとは言えない。復活へと少しずつ前進しているものの、そのペースは緩慢である。たとえば現在、原発再起動はわずか４基（43 基中）にとどまり、復活というには程遠い。

原子力発電は技術的・経済的な素姓が悪いため国民利益（や人類利益）に反する。そのことを前提として、国民利益（や人類利益）増進のために、原発ゼロ社会を実現していく必要がある。それに際し以下２点が重要となる。

（１）原子力発電復活政策の推進を阻止したり進行を遅らせたりするだけでなく、主要な計画を最終的に廃止していくことも目指す。

（２）脱原発へ向けての現実的な構想を提案していく。とくに脱原発による経済的ダメージ緩和の構想を示す。また全国レベルだけでなく地域レベルの構想も示す。

以上の考えに立って、これからの原子力政策にかかわる主要争点を１０点挙げる。

（１）政策の長期目標を原発ゼロとすべき

（２）原子力介護政策を廃止すべき（国民は受害者）

（３）再稼働の是非は安全第一の原則に立って行うべき

（４）原子力防災は現実的に達成可能な減災を目指すべき

（５）福島事故の後始末（事故収束等）は時間を味方に

（６）核燃料再処理路線は廃止すべき（日米協定はその趣旨で見直すべき）

（７）高速炉もんじゅは博物館又は大学とすべき

（８）高レベル核廃棄物の処分は急がずに

（９）原発輸出は慎むべき（とくに日印協定によるインドへの原発輸出はよくない）

（１０）地域脱原発への抵抗を減らすための構想を示すべき

なお、この 10 点は発表者の見解であり、原子力市民委員会ＣＣＮＥの総意ではない。

＜報告２＞持続可能なエネルギー社会を実現するための主要論点（20 分）要旨

飯田哲也（環境エネルギー政策研究所　所長）

2011 年３月 11 日の東日本大震災により発生した東京電力福島第一原発事故は、人類史に残る未曾有の事故であり、今なお事故収束の見通しが立たず、10 万人もの原発事故起因の避難者を残し、日本社会に深い傷跡を残したままである。

この大不幸中の小幸の一つは、日本社会全体を長年「洗脳」してきた原子力ムラの虚像が打ち砕かれ、国民世論の基調が脱原発に大転換したことだ。脱原発のシェアが少数派から多数派に転じたに留まらず、原発・エネルギー問題への意識・関心・「知識」も桁違いに高まったことから、原発・エネルギー問題に関する国民の「OS」が変わったと見てよい。

しかも折しも世界史的かつグローバルなエネルギーシフトの真っ只中で、日本社会にこの大転換が生じたことは、3.11 直後に成案・導入された固定価格買取制度(FIT)の歴史的偶然とも相まって、今後の日本のエネルギー転換に一筋の光となった。

とはいえ、「持続可能なエネルギー」という考えが政策のコモンセンスになるには多重多層の問題群があり、政治や既得権益層の「逆走」もあって、今や混沌・混迷としか呼びようがない状況にある。

以上の認識のもとで、本日提起したい論点を以下に示す。

1. 政策次元の転換
   (1) エネルギーコンセプトのアップデート～「ベースロード電源」を手がかりに
   (2) FIT 法の検証と漸進的改良に向けて
   (3) 「熱政策」の構造的不在を埋める
   (4) 自然エネルギーと電力システム改革との高次での統合
   (5) 自然エネルギーと気候変動政策との高次での統合
   (6) 住宅政策・交通政策・都市政策のアップデートと環境エネルギー政策との高次での統合
2. 政治次元・メタ政治次元における転換
   (1) 気候変動における「極右」と「極左」の不幸な結婚
   (2) 日本の政策形成文化を変える～行政の機能不全と独善と「政治」性
   (3) 審議会・委員会方式の学芸会的な茶番と機能不全
   (4) 「エネルギー『業』策」から「エネルギー政策」へ
3. 「専門家」の質の向上へ
   (1) 「供給技術プッシュ」から「需要社会プル」への視点の転換
   (2) 新旧の知識が混在し混乱する日本　※デンマーク「第 4 世代地域熱供給」と対比して
   (3) 学習し進化するオープンな知識社会へ

4.　変革の戦略

(1)　プラグマティズム(wright & build)による実効性の向上

(2)　地域からのエネルギー変革を実体化する

以上

第２部：主要論点ごとの議論（10:30～12:30）

＜報告１＞原発立地地域の課題

朴勝俊（ぱく・すんじゅん、関西学院大学総合政策学部教授）

(１)財政の問題

・地元財政の原発依存

・原発関連財源：固定資産税、核燃料税、使用済み核燃料税、電源三法交付金、電力会社の寄付金・・・・

※道府県レベルでは依存度は低い。一部の市町村は相当に依存度が高い。

・固定資産税（特徴：原発建設完了後、時間が経つにつれて急激に減少。20 年後までにゼロになる。しかし、固定資産税が無くなっても「地方交付税交付金」で最大 75%戻ってくる。

・電源三法交付金（特徴：アブナイ橋をわたれば増える。）

原発完成前に支給。老朽化、プルサーマル受け入れ、定検間隔の延長で金額 UP！

福島事故後は原発停止中も設備利用率 81%と見なして支給されていた・・・、が、改められた。

・核燃料税（道府県税）：多くの道県では、原発が止まっていても税収が得られる方式に（出力割の導入）。

・使用済み核燃料税（市町村税）：鹿児島県薩摩川内市、新潟県柏崎市、佐賀県玄海町、福井県敦賀市など

・電源三法交付金：脱原発にこそ交付金を！　産炭地域振興政策の教訓を踏まえて。

(２)産業をどうするか

・原発は自然豊かな地域。一次産業（農業・林業・漁業）の可能性。しかしそれで十分か？

■原発の雇用（福井県の例）：正社員（関電 1800 人、原電 400 人、原発一件 400～500 人）

協力会社（上記社員の 2～3 倍にあたる）、その他（民宿、飲食店、タクシー会社、など）

※原発関連雇用は、自治体人口のごく一部に過ぎない。

上記の正社員と協力会社の部分を代替する職の場ができればよい。

■ドイツ・グリーンピース「チャンスとしての脱原発（ 2000 年)」

(※ 日本語版 URL　http://e-miraikousou.jimdo.com/)

ポイントは、(1)再生可能エネルギー、(2)天然ガス火力発電所、(3)原発解体[数十年かかる]

□シュターデ原発（ドイツ北部・北海への水路、350 人の正規職員、協力会社約 100 人）

→原発解体(最大 500 人程度)、ガスコンバインド火力(約 50 人)、風力発電工場(約 1000 人)

□ビブリス原発（ドイツ中部・商工業地域、職員約 880 人）

→原発解体（最大 500 人程度)、ガスコンバインド火力（約 50～150 人)、太陽電池工場（約 60 人)、ガス火力メーカー（約 500～600 人)、原発解体技術拠点（約 100 人）

□イザール原発（ドイツ南部・農村地域、職員約 720 人）→原発解体（最大 500 人程度)、バイオマス施設工場（約 300～400 人)、自動車用燃料電池研究（約 100 人）

※原発解体の是非は慎重な議論が必要。ただし、ドイツ・グリーンピースは原発解体の雇用効果を重視。

■朝日新聞福井版特集(2012/1)「廃炉・その先に」：ヨーロッパの原発地元はより豊かに！

グライフスバルト原発（東独地域）：原発建屋は洋上風力工場と、バイオディーゼル工場に。敷地は工業団地に。

■最新財政事情

上記のドイツの 3 自治体の経済・財政指標をグラフ化した（2000～2013 年、原発閉鎖年を 100 とする指数、物価上昇の影響を除去した実質値)。郡レベルでは原発閉鎖後に財政の悪化は見られず、人口や雇用者数は好転している。

＜参考文献＞ 朴勝俊(2013)『脱原発で地元経済は破綻しない』高文研

＜報告２＞再稼働を可能にするための安全規制

筒井哲郎（原子力市民委員会・プラント技術者の会）

１．再稼働の現状

１）九州電力 川内１・２号機

２）関西電力 高浜３・４号機

３）四国電力 伊方３号機

２．新規制基準適合性審査の内容

１）設置・運転の技術的能力

２）設計基準：地震・津波・竜巻・火山・不法侵入・火災・溢水・誤操作など

３）重大事故対処

４）故意による大型航空機の墜落、テロ攻撃

３．除外項目

１）特定重大事故対処設備（テロ対策など）の期限延長

２）防災避難計画は、審査対象外

３）立地審査指針は棚上げ

４）免震重要棟の取りやめ（川内）

４．新規制基準と適合性審査の性格

１）既存原発を外付けの事故対策設備追加で合格させる。追加設備の信頼性は問わない

２）基準地震動改訂による耐震設計の安全率切り詰め

３）過酷事故対策の成功率は不問

４）テロ対策は「入門管理」で。

５）防災避難計画は自治体に押し付け

⇒企業の社内検査と同様に、推進するための「検査」！

５．批判

１）敷地外へ放射能が飛散する設備は”Bad Design”である（Gregory Jaczko）

２）通常の産業設備は、初期消火に失敗したら燃え尽きるのを待つ原発は、それから大車輪で人間が冷却する⇒成功率は不問

３）被害が大きすぎる。確率で安心できるものではない⇒賠償責任保険で示せ

４）根底の思想は、産業設備ではなく、軍事施設である

＜報告３＞原発ゼロを実現するための政策体系とそのガバナンス

伴英幸（原子力市民委員会、原子力資料情報室）

１．原子力推進の政策体系（現状）

● エネルギー基本計画

☆現行の原子力推進政策は「エネルギー基本計画」によって形成されている。同計画は３E＋S を柱に、原発を政策の中に位置付けるためのものといえる。

原発と石炭火力を重要なベースロード電源と位置づけ、原発に関しては「可能な限り低減」するというものの、2030 年時点の発電電力量に占める割合を 20～22%とした。これは、ほとんどの原発の再稼働を前提としている。

☆エネルギー基本計画には経済産業省と文部科学省の政策決定が反映されているが、主体は経産省である。両省は形式的な審議会を通して政策を確定している。具体的には総合資源エネルギー調査会（経産省）と科学技術・学術審議会（文科省）である。

審議会委員は両省が自分たちの意向に沿う委員を選任しているので、審議というより、いわば承認機関といえる。

☆ 福島原発後の世論は脱原発を求めるものが 80%を超えて（広瀬弘忠㈱安全・安心研究センター）いる。この世論は政策には反映されていない。

☆ エネルギー基本計画はエネルギー政策基本法（2002 年）第 12 条に基づいて策定されている。審議の過程ではエネルギー基本計画を国会決議事項にすべしとの意見もあった（塩川鉄也議員など）が、この意見は取り入れられなかった。

● 原子力政策大綱（⇒原子力政策基本方針）

☆ 2005 年から島原発事故までは「原子力政策大綱」が日本の原子力政策を、発電から放射線利用まで総合的に進める政策体系となっていた。

☆ 同大綱は原子力委員会（内閣府）が策定する。同委員会は原子力基本法に則り、原子力委員会設置法によって策定が規定されているものであった。原子力委員会は原子力予算に関することも所掌事務となっていたが、経産省の一役人からリークされた「秘密会合」によって審議中だった大綱改定案の策定が 2012 年に廃止され、また、原子力委員会設置法が「改正」されて、委員は 5 名から 3 名に削減、予算に関することは所掌事務から外された。「原子力利用に関する政策に関すること」は所掌事務に残っているが、従来の大綱ではなく基本方針を決定するとしている。3 名の委員が招聘した有識者の意見を参考に作るとしている（途上）。

☆ 従って、原子力委員会による決定の政策上の影響力はほとんどないと言ってよく、原子力政策は経産省が主導している状況だと言える。

第３分科会

日本はなぜ核を手放せないのか

第3分科会「核兵器と原発」「原発と人権」全国研究・交流集会in福島

2016年3月20日（日）

福島大学 M講義棟・22号教室

日本は、広島、長崎、ビキニ、福島と被ばく体験をしているのにもかかわらず、核兵器に依存し、原発を基幹エネルギーとしている。日本が核と決別できない背景を検証し、核と決別するための方策を探求したい。

9:30 **開会挨拶と問題提起** 佐々木猛也 日本反核法律家協会 会長

9:45 **「マーシャル諸島発 国際司法裁判所への提訴：核被害を繰り返さない証を求めて」** 明星大学 竹峰誠一郎

10:05 **「日本はなぜ核を手放せないのか」** 共同通信社 太田昌克

11:00 休憩

11:05 **「日本の核政策と反核感情」** 福島大学 黒崎輝

11:25 **「被災地の人々にどう向き合うか－平和学の立場から」** 環境・平和研究会共同代表 鴫原敦子

11:45 質疑・討論

12:15 昼食

13:00 **「NPT体制の現状と私たちの課題」** 明治大学 山田寿則

13:20 パネルディスカッション **「日本はなぜ核を手放せないのか」**

コーディネーター 山田寿則

太田昌克

鴫原敦子

黒崎輝

竹峰誠一郎

14:25 **まとめと閉会挨拶** 大熊政一 日本国際法律家協会 会長

共催：日本反核法律家協会・日本国際法律家協会

2016.03.20@福島大学　第３回「原発と人権」　第３分科会「核兵器と原発」

マーシャル諸島発　国際司法裁判所への提訴――核被害を繰り返さない証を求めて

竹峰誠一郎（明星大学、グローバルヒバクシャ研究会）takeminese@hotmail.com

はじめに

- 3.11「その後」の時代展望
- 「事故５年後のいま、これまでの状況や対応を踏まえ、今後の展望をどのように見いだして行くのか」（第３回「原発と人権」全国研究・交流集会へのお誘い）
  →今後の展望をどう拓く？福島の地域に根を下ろし、掘り下げることは重要であるが、それだけでいいの？
- 「核と決別するための方策を探求します」（第３分科会「核兵器と原発」の紹介文）
  →「核と決別する」には？「原発のない社会をめざして」だけではなく、核兵器の課題と結ぶこと、そして‥‥

１．東電福島原発事故を見つめる視座

- 「グローバルヒバクシャ」の視座
- 「3.1」から「3.11」を見つめる
- マーシャル諸島から見つめる　　米核実験場　そして今も、米ミサイル実験場

２．「蟻」が「巨象」に立ち向かう：「核ゼロ訴訟」

- 米・ロ・英・仏・中・印・パ・イスラエル・北朝鮮の核保有９カ国
  ←マーシャル諸島共和国　人口５万3000人余りの極小国
- 未来に繰り返さない証を求めて←核被害を背負う当事者として
- 小さな国とNGOとの連携
  →「被爆国」日本は？

３．終わりなき核被害を生きる

- マーシャル諸島の現地にある「核ゼロ訴訟」への疑問の声　わたしたちがかかえる被曝問題は？
- マーシャル諸島では聞かれない　　「復興」の言葉　そして「風評被害」の訴え
- 住み処としての土地が奪われても、存続するコミュニティ
- 被害者になっていくこと、そして生き抜いていくこと

おわりに

- 「小さな島国」の特殊な話？
- 被曝の歴史、世界各地の核被害地に学ぶ

主な参考文献

竹峰誠一郎『マーシャル諸島 終わりなき核被害を生きる』新泉社、2015年
_____「マーシャル諸島『核ゼロ訴訟』の挑戦」『世界』通巻872号、2015年８月号

第３分科会「核兵器と原発」「原発と人権」全国交流・研究集会･福島　　3-20-2016

太田昌克（共同通信編集委員）

「日本はなぜ核を手放せないのか」

＜報告の概要＞巨大原発事故から５年、日本政府は清算と総括なきまま原発回帰へと歩を進める。旧態依然なのは、「民」の核政策だけではない。核同盟の盟主が差し掛ける「傘」に身を委ね、核兵器禁止条約を一顧だにしない被爆国政府の「軍」の核政策は冷戦時代と同じ思考様式で規定され続けている。最近明らかになった日本と核をめぐる歴史的事実を説明しながら、現代日本が直面する「核の死角」を最新の調査報道から解き明かす。

１．最近の取材ノートから

▽原発再稼働とプルサーマル、もんじゅ

・再処理の「永続化」、盟主の圧力、行き場のないMOX使用済み燃料、菅直人氏の嘆き

▽北朝鮮の核実験と韓国の核武装論

・強化型原爆、朴正熙の「レガシー」と日本の影、パイロプロセシングと米国の譲歩

▽日印原子力協力協定の問題点

・再処理容認とプルトニウム量産、増大する南アジアの「核兵器庫」

▽米核戦略の陰影いまも

・沖縄とキューバ危機、「にぶった剣」、核を手放せない米国と日本

２．史実から核同盟の「源流」を追う

▽「原子の火」で同盟管理

・起点となったビキニ、反核と紙一重の嫌米、「病的、選ばれた犠牲者」（国務省覚書）

▽夢か幻か

・「５６長計」と核燃サイクル、資源論、６９年の外務省議論とＮＰＴ加盟

▽「平和利用」で核ならし

・大量報復戦略、日本への核貯蔵構想、代替策としての核艦船寄港と沖縄への核配備

▽核抑止信仰と日米密約

・密約求めた日米、「中国との戦争になれば即時核使用を」（佐藤栄作）、虚構の三原則

３．現代日本が直面する「核の死角」

▽プルトニウム、ごみか資産か

・「やめられない、止まらない」、増え続ける核物質、頭かかえる米、英は「ゼロ資産」

▽強まる核依存と「安定・不安定パラドクス」

・失われつつあるプラハ精神と新型ＡＬＣＭ、中国脅威論で強まる核絶対視

▽新次元の核リスク

・１０年のワイオミング事件、六ケ所村の警備会社、アジアの「プルトニウム雪崩」

＜ご参考＞

「原子力時代の死角」　http://www.47news.jp/hondana/nuclear/

「核７０年の黙示録」　http://www.47news.jp/47topics/postwar70/revelation/

日本の核政策と反核感情

黒崎輝（福島大学）

・この報告では、核兵器使用禁止問題への日本政府の立場や対応に、日本の反核感情が与えた影響やその限界について検討し、反核世論や反核平和運動の意義について考えたい。

・広島・長崎への原爆投下を受け、戦後世界では新たな大量破壊兵器への不安が広がり、「ノーモア・ヒロシマ」のスローガンが唱えられるようになった。国連では原子力国際管理交渉が始まった。しかし、米ソ対立を背景に同交渉は行き詰まり、両国は熾烈な核軍備競争に突入した。こうしたなか、朝鮮戦争を背景に、ストックホルム・アピール署名運動が日本を含む世界各国で展開された。

・日本国内で反核感情が醸成され、それが「国民感情」と呼ばれるまで広く社会に浸透・定着するようになったのは、1950 年代後半のことである。その契機となったのは、54 年 3 月のビキニ水爆実験で第 5 福竜丸が被災した事件であった。また、この事件を機に原水爆禁止運動が誕生し、「国民運動」へと発展した。60 年代に入ると、原水禁運動は分裂し、「国民運動」としての性格を失うが、反核感情は日本社会にしっかりと根付き、この国民感情を無視することは日本政府にとって政治的に困難になる。

・国民の反核感情は核兵器問題に関する日本政府の立場や対応に影響を与えた。50 年代後半、反核感情の高まりを背景に、後に「非核三原則」として定式化された日本の非核兵器政策が形成された。それは、日本は核兵器を使用したり、他国の核攻撃基地になったりしてはならない、という人々の思いの表れであった。また、61 年に国連総会で核兵器使用禁止決議が採択された際、核抑止に基づく西側陣営の軍事戦略と相容れない同決議に、米国や西欧諸国は反対したが、日本政府は国内世論や国会決議を考慮して賛成票を投じた。

・しかし、核兵器使用禁止に関する国連総会決議に日本が賛成したのは、これが最初で最後となった。背景には、佐藤栄作首相が 68 年 1 月に核四政策を表明して以来、米国の「核の傘」への依存が日本の核政策の一つの柱として確立されたという事情があった。その後も 55 年体制の下、日米安保体制と「核の傘」依存をめぐって保革対立が続いた。この保革対立の構図と国民の反核感情は、日本の「核の傘」依存のあり方に影響を与えたものの、自民党政権の下で日本は日米安保体制を堅持し、「核の傘」依存を続けた。

・冷戦終結と 55 年体制の崩壊後、国内政治の変化――革新勢力の衰退と二大政党化――に伴い、安保・核論議も変容した。日米安保体制の是非ではなく、そのあり方が主要な争点となり、日米安保体制の存続を前提として「核の傘」依存のあり方を論じることが可能な政治環境が整ったのである。その萌芽も実際に現れている。

・近年、核軍縮交渉の場で主要議題となっている核兵器の非人道性の問題への日本政府の対応にも、国民の反核感情の影響が見てとれる。とはいえ、日本政府は「核の傘」依存の方針を変えておらず、自民党一強体制の下、日本が「核の傘」依存からの脱却に向かうことは想像し難い。福島原発事故を経て、今後も日本が「被爆国」らしくあり続けるためには、反核平和を求める世論と社会運動の存在が重要になってくる。

「核兵器と原発」分科会レジュメ

被災地の人々にどう向き合うか―平和学の立場から―

鴫原敦子

１．核の「平和利用」という誤謬

戦後の日本は、米国の核の傘の下、核の「平和利用」としての原発に依拠して経済成長と近代化を追求するという、開発政策と安全保障政策が一体となった平和構想のもとにあった。国内格差を最大限利用し、周辺地域におけるリスク受容と引き換えに地域振興策としての経済的便益が図られ、それによって中央の繁栄を支えるという構図が描かれた。3.11後の原発事故は、こうした虚構のうえに築かれた経済大国日本の平和観を根底から覆した。

1953年のアイゼンハワーの国連演説による「Atoms for Peace(平和のための原子力)」構想は、原爆と原発を意識的に分離するためのスローガンとしての役割を果たしたが、ここでの「平和」は、あくまで対軍事としての「平和」概念でしかない。さらに「平和利用」＝「民生利用」（経済的利用）という置き換えによって、原子力の平和利用は国益と企業利益追求のため、専ら経済的要請を根拠に推進されることになる。原発は戦後日本復興のため、国際競争力強化のため、そして原発事故を経てなお震災復興と日本経済再生のために不可欠と位置づけられている。

２．被ばく被害の連続性

他方、東電福島第一原発事故後に採用されている放射線被ばくの安全基準や政府見解は、広島・長崎の疫学調査結果に基づいている。しかしこれらは米国の軍事研究としての視点から行われたもので、低線量被ばくや内部被ばくが考慮されていないなど、被ばく者側の視点に立っていないことは既に指摘されてきている。広島・長崎での被ばく被害を矮小化したまま導かれた「安全基準」が、戦後の原発労働への動員に利用され、3.11以後は、被ばく被害を認定するための「科学的根拠」として利用されている。広島・長崎、ビキニ、福島と、被ばく体験が繰り返されてもなお、それによってもたらされた被害の全容が被ばく者側の視点に立って正当に把握されてきたとは言い難い。むしろ被ばく被害は矮小化され捨象されて経済的利益優先の政策が選び取られてきた。この意味においても、核の軍事利用と平和利用は根底でつながっているのである。

３．被災地で何がおきているか

しかしながら被災地に暮らす人々の側から被害の全容を示していくことは、現状では容易ではない。「すみやかな復興」をめざし帰還政策を柱とした復興が推進され、同時に自主的避難者に対する支援の切り捨てがなされている。原発事故に伴う様々な区域設定や賠償の差異は住民間に深い亀裂をもたらしている。「復興」という希望が人々の「絆」の象徴として語られる被災地において、健康被害への潜在的な不安を抱える人々は、同調圧力のもとにさらされる。将来世代にわたる平和的生存権が保障されているとは決して言い難い状況である。しかし原発が存在することで地域社会内部の人間関係や生活基盤が編成されてきた地域においては、そうした関係性の破壊を恐れて、被害者自身が被ばくのリスクを受容しながら、被害を否定せざるをえないという状況すら生じている。

こうした現状を踏まえ、核との決別を目指そうとするなら、現に核被害のもとにある人々が直面する問題をいかにして捉え、核との決別にむけた動きとどう連帯していけるかが問われることになろう。そのうえで、国内であれ国外であれ一部の人々に生命を脅かすほどの犠牲を強いる発展のあり方、国際秩序のあり方そのものを問う視座が不可欠となる。

NPT 体制の現状と私たちの課題

山田寿則（明治大学）

本報告は午前の議論を踏まえて午後のパネルにつながる論点を提供すべく行われる。

核不拡散条約（NPT）は、核兵器の保有が認められた 5 大国（米ロ英仏中）を核兵器国と位置づけ、それ以外の非核兵器国への核兵器の拡散を防止する趣旨で起草された条約だが、このような権利義務の不平等を均衡化させる観点から、同時に原子力の平和利用の「奪い得ない権利」が締約国に認められ、また核軍縮につき誠実に交渉する義務が規定されている。なお、このような NPT の基底にある権利義務の取引はグランド・バーゲンと呼ばれる。

NPT は今日の世界では最も普遍的な条約の一つであり、国際社会の政治的・法的秩序を規定する中心的な条約となっている。核兵器の位置づけや原子力の利用の在り方を考えるうえでも無視することはできない。だが、NPT は 1970 年に発効してから既に 45 年を経ている。私たちは、現在の状況において NPT 体制を考えなければならない。

ここで注目したいのは以下の事柄である。

まず、この NPT に基づき核軍縮の追求を求める裁判がマーシャル諸島共和国により国際司法裁判所に提起されている（いわゆる核ゼロ裁判）。NPT では、持てる国と持てない国が「差別」されているが、この持てる国の特権には核軍縮の推進という特別の責務が付随することに注意すべきだろう。核ゼロ裁判が問うているのは、まさにその特権に付随する特別の責務の存在と、その誠実な履行である。

つぎに、インドに対する原子力協力が進められているという事実がある。インドは NPT 非締約国であり NPT 体制の外にある国である。他方で NPT 外には事実上の核保有国しかほとんど残っていないという現実がある。この事象をどう読み解き、どのように取り組むべきだろうか。

さらに、核軍縮と「原子力の平和利用」の関係性である。従来 NPT 体制下ではこれは両立するものと考えられてきたが、これをどのように考えるべきだろうか。

以上の事柄を素材に「核兵器と原発」の関係性を考えるとともに、私たちの課題をともに考えていきたい。

第４分科会

第３回、原発と人権　全国交流集会ｉｎふくしま
第４分科会　原発とメディア――現場取材の報道と問題点　　柴田鉄治

福島原発事故が起こるまでの原子力報道は、いわゆる「原子力ムラ」の安全神話に寄りかかって、失敗に次ぐ失敗だった。

そして、福島事故が起こってからの原発事故報道も、事故現場に肉薄せず、政府と東京電力の発表を流すだけの「まるで大本営発表ではないか」と酷評された。

もちろん、NHKの「ネットワークでつくる放射能汚染地図」のような、現場に突入した優れた番組もあったが、大半のメディアは、新聞もテレビも「危険な現場には入るな」という指令にしたがって、現場に迫らず、発表依存に陥ってしまったのである。

こうした事故前、事故直後の原子力報道の失敗によるメディアの信頼感の喪失から立ち直るまでに、かなりの時間を要したが、その後の各メディアの努力によって、少しずつ信頼感を取り戻しつつある。

しかし、各メディアは頑張っているとはいっても、福島事故の悲惨さが、全国民に正確に伝わっているかといえば、必ずしもそうだともいえない。オリンピックの招致のためとはいえ、首相が「原発事故はコントロールされている」と平気でウソを述べたりしているのも、そのひとつ。

また、汚染水の処理ひとつをとっても、いっこうに進まず、貯蔵タンクは増える一方だし、放射性廃棄物の最終処分場はいまだに決まらず、海岸近くの海底に埋めようというような案まで出てきている。故郷を離れて避難している福島県民が１０万人を超えているのに、帰郷の目途さえ立っていない。

そうした悲惨な状況であるにもかかわらず、政府は原発の再稼働を急ぎ、原発所在地の市長村長や県知事も再稼働に同意しているところをみると、事故現場からの報道が、まだまだ十分ではないと言えるのではあるまいか。

福島事故の悲惨さを見て、ドイツやイタリア、スウェーデンなどの諸国が「脱原発」に動いているのに、事故を起こした当事国である日本が、再稼働に突っ走っている状況をみれば、原発事故の深刻さを伝える現場からの報道が、まだ十分ではない結果だと言われてもやむを得まい。

もちろん、再稼働に突っ走っている原因は、現場取材の不十分さだけではなく、原発の再稼働をめぐって日本のメディアの論調が二極分化していることが大きい。

原発の再稼働について、国民世論は圧倒的に反対論が多いことは、各種の世論調査の結果が物語っているのに、日本の政府や原発所在地の自治体が、世論を無視して再稼働に突っ走っていけるのも、二極分化した一方のメディアに支えられているからだといえよう。

３・１１から５年たったいま、こうした日本のメディア状況を含めて、原発取材と報道の問題点を、この分科会で多角的に見直してみたい。（以上）

事故報道の「ルーティン化」と「コンセンサスのずれ」

福島民友新聞社　報道部　小泉篤史

東日本大震災、福島第１原発事故から５年。３月になると新聞やテレビには、家族を失いながらも前を向いて生活再建に向かう人の姿や、避難生活の孤独や苦悩などが描写される。「進まぬ復興」「進まぬ廃炉」などという言葉もここ数年、決まり文句のように並んでいる。

福島県（県庁）は、「風評」と「風化」を復興に向けた大きな課題と位置づけている。震災、事故直後に本県に染みついた「危ないフクシマ」のイメージのまま、「風化」が進めば、福島県は「危ない」のイメージが固定される。だから行政が「風化」を恐れるのは至極もっともな姿勢だ。（一方で「風評」という便利な言葉のおかげで、本県の現状発信が能天気な面もあるような感は否めない）

震災当初から取材を続けている身としては「風化」の責任の一端はマスコミにもあるように考えている。震災、原発事故当初の取材現場は文字通り大変だった。初めてと言っていい津波と原発事故による複合災害に直面した時、どこに行き、誰に話を聞き、何を写し、何を伝えるのか―。各社、各記者の力量が問われた場面だったと考えている。

しかし一方で、震災、原発事故からしばらくすると震災、事故報道がルーティン化し始めたのではないかという感もある。つまりは「廃炉」「汚染水」「除染」「中間貯蔵施設」「災害公営住宅整備」の問題には「進まない」、「帰還」には「あきらめ」「踏ん切りがつかない」とまとめる。「賠償金」「政府の復興策」は「被災者（避難者）に寄り添っていない」と書けば済むという雰囲気は各紙を読んでいても感じることがある。震災、原発事故が日常の取材対象となることで記事が陳腐化することで読者の関心が薄まっている可能性があるのではないか。

もちろん原発事故報道が多くの記者にとって「うまくいっていない」「うまくいっていないのではないか」と感じているのも事実だと考える。その背景の一つには東電の情報公開の姿勢の問題があるのは間違いない。近頃発覚したメルトダウンの判断のまずさを例に挙げるまでもなく、東電は事故の情報の発信に消極的だ。自身も２０１３年当時、建屋海側地下からの汚染水流出の取材を担当したことがある。規制委が汚染水漏出の可能性が高いと指摘する中、東電は判断を保留し続け参院選の翌日に初めて地下汚染水の漏出を認めたというケースを目の当たりにし、改めて東電への不信感を強めたのも事実。東電サイドから東電や原発事故に関し、彼　らにとって都合の悪い情報を聞き出すのにはそれなりの努力が求められる。

そして東電の消極性以上に深刻なのは報道する側の「結論ありき」あるいは「主張ありき」の姿勢ではないか。ここで「これはあくまで個人の見解で」と断らなければいけないことがまさに不自由な状況を指し示していると思うのだが、「原発は全廃するのが当然だ」という前提で取材する人がいる一方で、「福島の復興が一歩一歩着実に前に進んでいる」との報道を極端に好意的に受け取り、反原発運動などへの反感をあらわにする受け手もいる。

ベクトルが大きく異なるものの、どちらも「結論ありき」「主張ありき」の感があるのは否めない。反原発を掲げるジャーナリストこそ、例えば地域復興の切り札として福島第２原発の再稼働をひそかに期待する人々の声やを、まずは反論せずに聞いてみることが必要であり、「復興が進んでいる」という感覚を抱いている人こそ、原発事故で人生の多くが狂ってしまった人々の心境に思いをはせるべきではないのか。

「原発全廃は当然」「福島の復興は着実に進んでいる」はいずれも一定の層の理解を得ているスタンスだが、幅広い立場、見解の受け手が想定される新聞などマスメディアの場合、どちらも「コンセンサスが得られている」命題とは言い難いが「原発全廃は当然ですが」「福島の復興は着実に進んでいますが」という前提が何の断りもなく入り込んでいる記事は各新聞やテレビにも多くみられるのではないか。

幅広い立場の人に向けたはずの情報発信が「反原発」「進む復興」との姿勢が強調されることで受け手を限定してしまっていることはないのか。受け手を限定することで同じ考えを共有する人の見解を一層強固にするのではなく、本当は限定から外れる人に届いてこそ初めて意味を持つ、有用な記事は実はたくさんあるような気がしている。

【どれがコンセンサスを得られているのか？】
①原発事故により、多くの人が避難を強いられ、現在も苦難の生活を続けている人も多い
②東電には事故の責任があるのだから、賠償金は避難者が求めるだけ支払うべきだ
③福島第１原発事故で多くの放射性物質が県内に飛散した
④飛散した放射性物質の影響で甲状腺がんが増えている
⑤東電の事故報道の姿勢は消極的だ
⑥福島第１原発事故があった今、全国の原発の廃炉は当然だ
⑦賠償金は避難者をだめにするだけだからいいかげんやめたほうがいい

おそらくコンセンサスがあると言えるのは①、③、⑤ぐらいではないか。

（ｋｏｉｚｕｍｉ．ａｔｓｕｓｈｉ@ｍｉｎｙｕ．ｊｐ）

第３回「原発と人権」全国集会・交流集会 in ふくしま
第４分科会「取材の現場と報道―課題と問題点」　2016 年 3 月 20 日（日）福島大学 M 棟 21 号教室

原発被災地・福島のフリーランス記者として
―「棄民」から「飢民」の流れに抗う、「起民(Upstanders)」への視点

藍原寛子（IFJ 日本フリーランスユニオン・日本会員）

1. 柴田氏の問題提起を受けて―本稿の論点

- 「原子力ムラ」の安全神話とマスメディア：マスメディアは原発や原子力技術の安全性をどう捉えてきた（いる）か。マスメディアの功罪－追認や黙認が安全神話を強化する可能性も→マスメディアの「大きな影響力」の幻想と課題
- 「現場主義」と「大本営発表（発表依存)」:「現場に行くこと」「現場にいること」を誰が決めるのか。大本営発表の検証責任の不在。忍従を強いられる被災者が抱く不条理との乖離
- 「脱原発」とメディアの距離―メディアの論調、海外メディアと日本のメディアのスタンスの違い―「メディアの立ち位置」

2. 放射能の「安全」と「正しさ」の間―「安全神話」強化に加担するメディアの暴力性

- 報道の信頼度調査―「信頼度＝正しさ？」か、「正しさ」の意味は？　放射能の「しきい値なし理論」は、「正しさ」と「正義」と「安全神話」への援用可能か
- 専門家が持つ圧倒的な情報量―メディアの重要な役割である情報の非対称性の切り崩しの検証
- 「『分からない』は許されない」理論への埋没―吉村昭の教訓[1]、取材手法と高度な科学・医療技術と情報の非対称性をどう埋めるか。医療を含む科学知識と報道、「人間や社会の本質を伝える」報道と取材手法

[1] 吉村昭（1969)『神々の沈黙』朝日新聞社　pp355-358

- 「帰還」「除染」「被ばく」問題―高村薫の警告[2]、高齢者政策となった帰還政策の現実：高齢者はさらに「裏切られる」のか。
- 被ばくと健康影響と除染政策

3. インターネット、ソーシャルメディアの拡大―マスメディア時代の終焉と、震災後の新しい公論形成過程の萌芽

- 大手メディア（新聞、テレビ、ラジオ）に載らないニュース、国会前が世界とつながった―サンフランシスコのデモ、アラブの春、オキュパイ運動と世界の共振性
- 集団や組織から、個の時代へ―情報の動きと質の変容（県外保養、県外自主避難者の情報獲得行動）
- 告発者を含むインナーサークルと、「個として」容易に接続する時代の到来―告発者の直接発信をいかに早く受け止められるか→暴力や抑圧、秘密主義、権力など人権の視点から問題の多いインナーサークルの瓦解の一歩
- 抵抗運動の場としての新聞紙面―震災直後に東電の莫大な予算で“占領された”紙面（膨大な大本営発表と高額な「お詫び広告」）を、市民の力で取り戻す（「福島切り捨てを許さない」、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟団による1面広告、2016年1月20日、福島民友、福島民報）→原発問題におけるメディア解析：金と、紙面（実質的な紙面の大きさやテレビ・ラジオの報道する尺）と、報道の質と記者や社員のやりがいと、読者との相関性、原発問題を巡る新たな情報戦争の主戦場はどこか？

4. 大本営発表より最も遠いところへ―「視えない放射能」と向き合う人々、エンパワーする「起民」へのまなざし

- 震災がもたらした人々のエンパワーメント（多様な抵抗運動）―自主避難、測定、個としてつながり、発信する人々→被災者は「棄民」から「飢民」へ。しかし声を上げ、抗う人々「起民（Upstanders）[3]」への視点

[2] 「対談・未知を生きる―原発を抱えた国で」『婦人之友』2016年4月号pp46-59　筆者との対談

[3] 拙論2015「核災害自主避難者の自律と新たな公共圏の出現―『棄民』から『起民（Upstanders）』へ―」福島大学行政政策科学研究科修士論文

- マスメディアの影響力の幻想―特に被災地での「公論形成力」の検証の必要性、「進んで弱体化され、弱体化していく」マスメディア
- インターネットで個がつながる時代、情報の非対称性で、住民や被災者の不利益が解消されない状況が明確であるのに「両方の意見を載せればいい」で本当にいいのか？議論の二極化・単純化で生じるさらなる偏り
- 真の Resiliency（「復興」）、「人間の復興」とは何か―当事者を中心に据えた報道の重要性―誤った政策に対する有効な発言力と速やかな修正力、震災後は特に必要とされる議論・公論形成の場
- 国民やメディアによる「公論形成力」は政治や社会の健全性を象徴する
- 声を上げ、行動する人々「起民」を軸にした公論形成と「熟議民主主義　Deliberative Democracy」の可能性：民主主義のための議論の３D ステップ（Debate, Discussion, Deliberative）、カナダの放射性廃棄物問題の議論

＊本稿は当日発表の予稿です。第四分科会の会場において、追加資料を提出させていただきます。

藍原寛子：福島県福島市生まれ。福島民友新聞社、参議院議員公設秘書を経て、フリーランスのジャーナリスト。東日本大震災後は神保哲生ビデオニュース videonews.com で現地報告、日経ビジネスオンラインのコラムコーナー「フクシマの視点」http://business.nikkeibp.co.jp/ を執筆。 震災後から The Big Issue 日本版「被災地から」でレポート中。福島を拠点に日本各地に避難した被災者を取材。海外の原発・核被災地域（スリーマイル原発、ユタ州のダウンウインダーズ、「トモダチ作戦」の被ばく兵士、ウラン鉱山核被災のナバホ族やプエブロ、フランス・シノン原発、原水爆実験被災のマーシャル諸島など）を取材。映画「種まきうさぎ―フクシマに向き合う青春」（森康行監督）のマーシャル諸島での撮影を担当した。専門は医療、人権、災害、社会情勢、ジェンダー。フルブライター。米国マイアミ大学とフィリピン大学の客員研究員として臓器移植と臓器売買を調査した。日本医学ジャーナリスト協会会員、Japan Perspective News 株式会社代表。

分断を越えてフクシマから世界へ　　本田雅和

・ヒロシマ、ナガサキ、ミナマタ、そしてチェルノブイリ、…
　私たちは何を学び何を学ばなかったのか
　オキナワ、パレスチナ、アフガニスタン、ゆうばり
　相似と相違　植民地主義
　辺境からの搾取　辺境への差別　そして棄民

・原子力産業＝核文化を支えてきた
　イデオロギーとしての科学と学問」の政治性・危険性は早くから１９７０年代からダグラス・ラミスらによって、大衆社会にも警鐘が鳴らされてきたのだが広がらなかった。

・放射能は危険ではない＝制御可能だ＝原発は安全だ

→つまり安全神話は原子力村に代表される主流科学が「宗教」だった
→戦争を遂行させてきた近代日本の天皇制イデオロギーと酷似

・大熊町生まれの農民ｋじん、佐藤祐禎の予言の書・歌集「青白き光」より

・「漂流する秋」内池和子詩集から

・内橋克人さんの言葉

・子どもたちの保養運動を続ける宍戸仙助・前校長の言葉

・抗議せよ、そして生き延びよ
　　イギリスの反核運動の闘士　エドワード・トムソン
　記憶せよ、抗議せよ、そして生き延びよ
　　井上ひさし
　記憶せよ、抗議せよ、抵抗せよ、そして生き延びよ
　　本田雅和

毎日楽しみに読ませていただいております。

４日付の「みつばちの目」を読んで、昔のことを思い出しましたので、書いてみました。

私はかつて地元紙の記者として県庁内の記者クラブに常駐しておりました。[redacted]、相当以前のことになりますね。

県の広報課から、ある会議の取材を非公開としたい－という申し出がありました。クラブの幹事社は「受け入れられない。公開すべき」と伝えました。県と幹事社が押し問答をしているときに、花札、麻雀の賭場だった「奥の院」（現在の会見場）から時事通信の記者が出てきて、双方に「そんなの頭取りにすればいいじゃん」と助言しました。

「頭取り」という取材手法は田舎の記者クラブの人間、県庁の広報担当者には耳慣れない言葉で、関係者一同「？」という表情をしていると、その記者は「冒頭の挨拶部分だけにカメラを入れることだよ」と解説しました。

クラブ側は絵が撮れるし、県の担当者も一応面目は保たれます。双方の痛み分けという形で、１５分程度で収拾しました。短時間ではありましたが、新鮮、かつ重要なやり取りでしたので、まるで昨日のことのように覚えています。

その場はそれで収まりました。しかし、頭取りは広報担当者の頭に刷り込まれました。職員同士の情報交換や人事異動で「双方のメンツが立つ取材手法」として県庁内に拡散しました。

その場限りの緊急措置だったはずの「頭取り後の秘密会」という取材手法が、定着してしまったのです。あろうことか、県の方から「この取材は頭取りでお願いします」と指定してくるようになりました。

私は出入りを繰り返しながら数年間、記者クラブに詰めました。改善しようとすればできたかもしれないのに、ライバルを抱える地元紙という制約もあって何もしませんでした。

他県の事情をよく知る若い記者さんに「閉鎖的な体制を定着させた責任は福島のジャーナリズムにもある」と指摘され、恥ずかしい思いです。あのとき、記者クラブに本田記者が在籍していれば、福島県も変わっていたかもしれません。

今後ますますの健闘を祈ります。

蛇足ですが、「頭取り」を提案した記者は、その後時事通信を退社し、朝日新聞でそれなりのポストに就かれたと聞いております。

朝日新聞　２０１３年１１月１３日　朝刊　２６ページ　福島全県

みつばちの目

ヒロシマ、ナガサキ、そして太平洋ビキニ海域での漁船被災を経て、日本から始まった原水爆禁止運動は、加害者への「報復」運動には決して転化しなかった。「こんな苦しみは私たちで最後にしてほしい」とのヒバクシャの思いは、普遍的倫理性を帯びて地球規模で広がり、核軍縮に向けて国際政治をも動かした。

今回の原発事故はさらに多くのヒバクシャを生み出し、低線量長期被曝（ひばく）という被害は今後も続く。福島県関係の政治家の多くが「脱原発」をいうが、「県内」廃炉までしか主張しないのはなぜなのだろう。「放射能が県境で立ち止まらないことは分かっているけれど、国の大きな方針は変えられない」。あきらめを語る県民は多い。

「上に逆らってもどうせ何も変わらない。そんな世界観で教育されていた。そんな時代だった」。ナチス・ドイツの官僚Ａ・アイヒマンがエルサレムでの戦犯法廷で語った言葉だ。今は「そんな時代」ではないはずだが。　（本田雅和）

© 朝日新聞社　無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

朝日新聞　２０１５年３月４日　朝刊　２８ページ　福島全県

みつばちの目

「プレハブの校舎は夏は暑く、冬は寒い。…進路指導は狭い廊下で行ったと聞いている。…しかし、幸運は苦労に宿るという。頑張った３年間の努力は皆さんの血となり、肉となる」

小高工業高校の卒業式に飛び入り参加した安倍晋三首相の言葉に、違和感を感じたのは私だけだろうか？

卒業生たちが３年間、避難先の仮校舎で過ごさねばならなかったのも、他校の校舎や倉庫を借りて実習をしなければならなかったのも、原発事故があったからに他ならない。

被害者である子どもたちを前に、東京電力とともに原発を推進してきた国の責任者として、まず言うべきことは他になかったか？震災から４年が経とうとするときに、いまだにまともな教育環境さえ整備できないこの国は先進国なのか？

障害や困難を「仲間と一緒に乗り越えてほしい」とも首相は言った。仮設住宅に暮らし、仮設校舎に通う生徒は空疎な精神論とは別の所で障害や困難と日々闘っているのだ。（本田雅和）

◎ 朝日新聞社　無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

朝日新聞　２０１５年１２月４日　朝刊 ２９ページ　福島中会

みつばちの目

県は3日、震災遺産の散逸を防ぎ、資料の収集を進めるために県立博物館や図書館、浜通りの関係市町村の担当者らを集めた会議を開いた。開催については記者クラブに通知し、冒頭のみ公開、実質議論の中身はほとんどを非公開にした。

個人情報が扱われる会議でもなく、生臭い政治家同士の密談でもなく、税金を使って役人が集まるこの程度の会議がなぜ非公開か？　私の質問に県側の返答は「自由な議論をしたい」「所属組織の代表意見と取られては困る」「一部参加者には非公開と通知してしまった」――いずれも記者の傍聴取材を断る理由にはならないと伝えたが、判断は変わらなかった。

これまで数多くの自治体を取材してきた経験から言えば、福島県には「秘密会議」が多すぎる。できるだけ理由を質し、記者仲間としつこく公開を求め、一部実現させてもきた。そのたびに感じるのは県側のかたくなまでの「よらしむべし」の姿勢だ。それを許してきたのもまた、福島のジャーナリズムだと自戒する。

（本田雅和）

© 朝日新聞社　無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

支局つれづれ

国に逆らう

「原発に反対でもしようものなら『国に逆らうのか』と地域や親族が圧力をかけてくる。そう、原発はずーっと国策だったんです」。福島県伊達市から札幌市に避難してきた宍戸隆子さん（41）は、福島第一原発事故以降の「にわか脱原発論者」ではないだけに、反原発の困難さを身にしみて感じてきた。保守的な地方都市で国策に異を唱えることの難しさは都会の比ではない。国も電力会社も「安全」や「雇用」や「地域経済への貢献」を強調、原発を推進しなければ「エネルギー危機は不可避」とあおった。

戦争という国策に日本が突入していったときも、地域社会では同じ光景が繰り広げられたのではなかったか。大日本帝国は「神の国」であり、戦争遂行はアジアの「平和」「解放」「繁栄」のためとされた。国のプロパガンダのうさん臭さに気づいた者は決して少なくはなかったが、「国賊」と言われても言動に表した者は絶対的な少数者だった。

今はそんな時代ではない、という人もいるが、本当にそうか？　早くから反原発を訴えて署名運動などにも取り組んできた宍戸さんは、札幌市内での討論集会で「原発を止められなくてごめんなさい」と涙を流して謝った。「謝らねばならないのは私たちの方だ」という声が会場からあがったが、「一億総懺悔（ざんげ）」論で真の加害者の責任を曖昧にしてはならない。無論、原発の存在を許した私たち全員が次世代への加害者であることは間違いないのだが。

（報道センター・本田雅和）

第５分科会

第３回　原発と人権　全国研究・交流集会 in 福島

第５分科会「政府の帰還政策を問う」　　Ｍ講義棟２３号教室

文責：松野信夫(関東学院大学)

背景及び分科会設立主旨

東京電力福島第一原発事故により、多数の方々が避難を余儀なくされた。十分な説明もなく着の身着のまま避難された方がほとんどである。その後、仕事を求めて避難したり、子供の健康を考え避難された方々など各家族の事情により様々な状況がある。避難するのは特殊な思想・考えではなく、ごく普通の「安心できる生活を送りたい」というだけである。生活の先行きが不透明となっての自殺や、疾病をお持ちの方への手当てが不十分となった事態も多数発生している。いずれにしても明確であるのは、原発事故がなければこんな災害も発生しなかったし、避難しなかったということである。原発事故被害者の総数も明確には把握されていない。被害救済の第一歩は被害の全体像把握であるべきであるが、それすら行われていない。

一般災害との大きな違いの１つは、目に見えない放射線を対象としていることであり、その影響がすぐに発現しない場合もあり長期に及ぶことである。見えないため、除染しても線量を測定しないと、安心できない。山林などは除染できないため、雨が降れば他に流出してしまい、これも測定しないと分からない。公害・環境問題においては汚染者負担の原則(ＰＰＰの原則)があるが、被災者・避難者が多大な費用負担を強いられているという理不尽な状況が続いている。ごく普通の生活を送っていた被災者・避難者に責任は全くない。声をあげなくても救済される状況が理想であろう。

一方、何故か避難基準が、原発災害前に設定されていた１mSv/年の 20 倍である２０mSv/年に改定された。これが不安を増長させている。

町民アンケートも行われているが、そのほとんどが世帯主を対象としたアンケートである。最近行われているアンケートでは、「現状維持」に関する選択肢がないものがあり、気持ちを正直に表現できないという問題が生じている。

住宅支援が 2017 年 3 月に打切りとなるなど強制的と言えるような帰還政策が打ち出されている。言葉は悪いが、兵糧攻めで帰還させようとしているとも言えよう。政府は、復興の加速化などと称し、帰還政策を強力に推進している。これに対して、原発事故被害者は、不安を抱えながら、手をこまねいている。当分科会では、喫緊の課題である避難指示解除問題や住宅問題を中心に、２０mSv の問題、移住・帰還の法的観点から見た問題、チェルノブイリの経験などについて報告・議論を行い、午後に全体的なパネルディスカッションを行う。こうした報告・議論を通じて、閉塞状況にある原発事故被害者の現状を如何に切り開いていくかについて、深めていきたい。

被災者・避難者の置かれている状況

1 日目に避難者等の報告があります。是非、お聞きください。

被災者・避難者ごとに様々な事情を抱えているが、一般的な状況を以下に記す。

・「帰還」が原発事故以前の生活を取り戻すことになっていないため単純に判断できない。
・原発の実情に関する情報が少ない。原発が安心できる状況か否かは帰還を考える際の重要な項目であるが、メルトダウンの発表を大幅に遅らせたように東電の情報隠し体質に対する不信感が根底にある。
・原発事故の影響により、職を失った方も多く、経済的基盤(就労状況)によって、避難可否、避難の形態などが異なる。
・事故当時、子供達に無用な被ばくをさせてしまったのではないかという不安感で自分を責め続けている親もいる。
・声をあげたくても、時間的余裕、経済的余裕がなく、声をあげられない状況の方々もいる。
・避難された方々は、夫と母子の二重生活になるケースが多く、負担が大きいため、経済的に余裕がないことが多い。
・就労状況、子供の年代等によって同一家族でも時と共に様々な判断・決断が変化することがある。
・世代間、父母間で判、帰還、避難などの判断が異なってしまう場合がある。これに伴い、不幸にも家族内で分断が生じてしまうことがある。
・高齢者の中には、避難指示が解除されたにも拘わらず、故郷に帰れず、年金頼みの苦しい生活を送っている方々もいる。
・避難先で高齢者の病気が悪化するケースがある。
・実際に避難していない方々にも、避難したいと思っている方々もいる。
・避難先においても、戻っても　差別を受けるケースがあり、精神的ストレスがある。
・住宅は生活の基本であるが、これまで転々とされた方も多くいる。長期安定的な支援制度が望まれる。
・住宅支援は 1 年単位で延長されているが、1 年単位での就労は不安定なものしかなく、長期安定的な住宅政策が望まれている。
・線量の高いホットスポットが点在するため、公表されている線量だけでは判断しにくい。また、ホットスポット地域から避難されている方々もいる。
・子供の被ばく線量を薄めるために、「保養」が有効とされ、チェルノブイリでは国費で行われているようであるが、日本においては、ボランティアの支援があるもののほとんどが自己負担となっている。

これらの状況の中で、被災者・避難者は結果として様々に分断されつつあるが、福島原発事故被害者として、全員の救済が成されなくてはならない。何十年にも及ぶ原発災害に対応するためには、恒久立法も必要思われる。一方、年間被ばく量 1 mSv の場合、

震災後に生まれた子供が平均寿命生きた場合、粗く言えば、生涯被ばく量が約８０mSv になるとも言えるため、より一層慎重な議論が必要と思われる。

タイムスケジュール

９：３０～　９：３５　分科会の概要説明

９：３５～１０：０５　講演：「核施設労働者の年間限度線量からみた 20 ミリ帰還政策低線量被ばくの健康影響等」
元国会事故調査員　崎山比早子氏

１０：０５～１０：３５　講演：「チェルノブイリから学ぶ一原発事故の健康影響と被災者支援」
「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク事務局長
吉田由布子氏

１０：３５～１１：０５　講演：「東日本大震災・福島原発事故と自主避難者の賠償問題・居住福祉課題――近時の京都地裁判決の分析を中心に」
北海道大学大学院法学研究科教授　吉田邦彦氏

１１：０５～１１：３５　講演：「飯舘村の汚染実態、除染限界、二地域居住シナリオ」
日本大学生物資源科学部教授　糸長浩司氏

１１：３５～１１：５０　質疑応答

(昼休憩)　　…「チェルノブイリ　２８年目の子どもたち」ＤＶＤ上映

１２:４０～１４:３０　パネルディスカッション「被害者視点でのあるべき政策とは？」
基調講演及び司会　大阪市立大学大学院経営学研究科教授
除本理史氏

パネラー
元国会事故調査員　崎山比早子氏
「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク事務局長
吉田由布子氏
北海道大学大学院法学研究科教授　吉田邦彦氏
日本大学生物資源科学部教授　糸長浩司氏
大阪市立大学大学院経営学研究科教授　除本理史氏

当分科会の資料は当日配布します。

3.11 後 5 年間の年表（案）

2016-03-07 版　第 5 分科会

	原発関連 （福島、東電、再稼働、輸出）	政策関連 （国・県など）	被災者・避難者関連
2011 年 3 月	東電「炉心損傷」と発表 3 号機で水素爆発 4 号機で火災	半径 3km 圏内の住民に避難指示 →その後、10km、20km に拡大、 30km 圏内も自主避難を要請	情報なく無用な被ばく 避難開始。（母子避難も）
2011 年	4 月：2 号機の取水口から高濃度汚染水が噴出 4 月：汚染水　1 万 1500 トン海に放出 5 月：東電「炉心損傷」ではなく「炉心融解（メルトダウン）」であったと発表 5 月：「水棺」方式を事実上断念 6 月：汚染水浄化装置（アレバ）試運転開始→稼働→一時停止 8 月：福島第一事故に伴う損害賠償金の算定基準や支払い日程を発表（東電） 12 月：「政府事故調　中間報告書」 12 月：廃炉工程表策定（政府）	4 月：避難指示基準 年間 20mSv に政府が定めた 4 月：屋内退避指示を解除し、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に再編（政府） 4 月：復興構想会議発足（内閣官房） 5 月：校庭利用の基準「年間 1mSv を目指す方針」に変更（文科省） 6 月：「東日本大震災復興基本法」施行（内閣官房）　増税と復興債の財源 6 月：「特定避難勧奨地点」の設定（官邸） 7 月：「東日本大震災からの基本方針」（復興庁） 8 月：中間指針 8 月：「原発避難者特例法」 8 月：原子力損害賠償支援機構法が成立（政府） 8 月：「福島県復興ビジョン」を策定 9 月：原子力損害賠償支援機構」が本格稼働（政府） 9 月：原子力損害賠償紛争解決センター（ADR ｾﾝﾀｰ）開設（文科省） 9 月：緊急時避難準備区域の一部解除（官邸） 10 月：中間貯蔵施設の異本的考え方策定（環境省） 12 月：区域見直しと避難指示解除に関する基本方針（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）（政府） 12 月：「福島県復興計画（第 1 次）」を策定 12 月：中間指針追補 12 月：冷温停止状態と宣言 収束宣言	4 月：自衛隊による不明者捜索（内閣府） 7 月：被災 3 県からの転出超過数が 3 万人を超（総務省） 7 月：福島の牛飼料の藁から高濃度セシウム検出
2012 年	2 月：「独立検証委員会報告書」 4 月：滞留水 30 万㎥超え 4 月：電事法に基づき法的には「廃止」 6 月：「東電　事故調査報告書」 7 月：「国会事故調　報告書」 7 月：「政府事故調　報告書」 12 月：港湾に流出するも、外洋に流出なしと発表	1 月：川内村帰村宣言 2 月：復興庁発足（2021 年までの期間限定） 2 月：汚染状況重点調査地域を指定（環境省） 3 月：福島復興再生特別措置法が成立 3 月：中間指針第 2 次追補 4 月：避難指示区域再編開始 6 月：子ども被災者支援法 7 月：福島復興再生基本計画が閣議決定 7 月：福島県：福島復興再生基本方針 9 月：福島県、中間貯蔵施設の建設受入れを容認 12 月：特定避難勧奨地点解除（伊達市） 12 月：中間指針第 4 次追補 12 月：「福島県復興計画（第 2 次）」を策定	3 月時点：震災関連死 1632 名（1 都 9 県）（復興庁） 平成 23 年　震災関連自殺 55 名（内閣府） 8 月～：葛尾村などで住民意向調査 9 月時点　震災関連死 2303 名（1 都 9 県）（復興庁） 平成 24 年　震災関連自殺 24 名（全国）（内閣府）
2013 年	4 月：汚染水移送配管から約 22 万トンの漏れ 6 月：廃炉工程表改訂（政府） 7 月：汚染水が海に流出していると正式に認める	3 月：収束宣言を事実上撤回 9 月：安部首相　「アンダーコントロール」 10 月：子ども被災者支援法の基本方針	3 月：福島（福島，いわき），東京，千葉で国・東電を被告とする集団訴訟提起（以後全国に拡大） 8 月～：富岡町などで住民意向調査

	原発関連 (福島、東電、再稼働、輸出)	政策関連 (国・県など)	被災者・避難者関連
		12 月：原子力災害対策本部「原子力災害からの福島の復興の加速に向けて」(閣議決定)	9 月時点　震災関連死 2916 名(1 都 9 県)(復興庁) 平成 25 年　震災関連自殺 38 名(全国) 福島県民健康調査　甲状腺がん又は疑い　113 名
2014 年	2 月：東電　就労不能損害の賠償打切り方針	3 月：「避難指示区域」の解除(官邸) 4 月：田村市都路地区避難指示解除 8 月：栃木県塩谷町が放射性指定廃棄物の最終処分場候補。反対運動発生 9 月：福島県が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認 9 月：「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画(案)」(国) 10 月：川内村東部の避難指示解除 12 月：「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」(専門家会議)の中間とりまとめ	8 月～：富岡町などで住民意向調査 3 月：日弁連「福島第一原子力発電所事故被害者に対する被害回復と法的支援を求める意見書」 9 月時点　震災関連死 3194 名(1 都 9 県)(復興庁) 平成 26 年　震災関連自殺 22 名(全国)(内閣府)
2015 年	4 月：トルコ国会、原発建設の商業契約承認　三菱重など受注内定 4 月：5 基廃炉…関電美浜 1、2 号機と日本原子力発電敦賀 1 号機（ともに福井県)、中国電力島根 1 号機（島根県)、九州電力玄海 1 号機（佐賀県） 6 月：廃炉工程表再度改訂(政府) 8 月：川内原発 1 号機再稼働 11 月：川内原発 2 号機再稼働 12 月：「日印原子力協定」の締結	5 月：第 5 次提言(2017 年 3 月までに避難指示解除を求める) 6 月：原子力災害対策本部「原子力災害からの福島の復興の加速に向けて（改訂」(閣議決定) 7 月：「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言」 8 月：子ども被災者支援法の基本方針を改定「支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当となる」と方針転換 9 月：楢葉町避難指示区域解除 11 月：2020 年五輪の基本方針「『復興五輪』として、被災地と連携し、復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する」 12 月：「福島県復興計画（第 3 次)」を策定 12 月：栃木県塩谷町、候補地返上正式申し入れ	4 月：全国の避難者は約 22 万人(復興庁 4 月 16 日集計) 5 月：原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）設立 7 月：日弁連「避難指示の解除、慰謝料支払の打切りに反対する会長声明」 8 月～：富岡町などで住民意向調査 12 月：福島県民健康調査　甲状腺がん又は疑い　153 名 9 月現在　震災関連死 3407 名(1 都 9 県)(復興庁) 平成 27 年　震災関連自殺 23 名(全国)(内閣府)
2016 年	2 月：40 年超えの関西電力高浜原発 1、2 号機について原子力規制委員会は新規制基準に適合するとの審査書案を了承。 2 月：高浜原発 3, 4 号機(4 号機は直後に緊急停止)	2 月：東電幹部ら強制起訴	2 月：原発被害者訴訟原告団全国連絡会設立 2 月：日弁連「被災者の生活再建支援制度の抜本的な改善を求める意見書」 2 月：東京都から避難者向けにアンケート(災害救助法による避難住宅の延長を希望）という選択肢なし) 2 月：福島県から「住まいに関する意向調査」 「5 年間放置された家にイノシシが住んでいたり、アライグマやハクビシンが出入りしている例がある」「アカマツに異常発生」(NHK3/6 放映)
2017 年		3 月：区域外避難者の住宅支援打切り 3 月まで：帰還困難区域以外の区域について避難指示を解除(復興庁) 3 月末：避難指示解除準備区域と居住制限区域について、避難者への精神的賠償の支払いを一律終了	

	原発関連 (福島、東電、再稼働、輸出)	政策関連 (国・県など)	被災者・避難者関連
2018 年		年度末見込：住まいの確保に関する事業が概ね完了(復興庁)	
2019 年			
2020 年		東京オリンピック・パラリンピック	
2021 年		復興・創生期間の終了 復興庁の設置期限	
	廃炉ロードマップ：第３期（第２期終了から廃止措置終了まで（目標：ステップ２完了後 30～40 年後))		
あるべき姿	情報公開、安心・安全性の確保	情報公開、民主的な手続きに基づく政策決定、立憲政治	人間の復興、そして自然の復興

第６分科会

＜「原発と人権」交流集会の第６分科会　３月２０日 13:00~14:20　　教室＞

福島切り捨てを許さない！
団結してたたかう福島原発原告団と共にたたかう仲間の交流

福島原発事故による「ふるさと喪失」から５年。依然として１０万人近くの人々が過酷な避難生活を余儀なくされ、人口ゼロが６町村、原発関連死が２０００人を超え、事故収束と廃炉、生業の再建の見通しは見えていない。被害はいまも継続・拡大をしています。それにも関わらず政府は避難指示解除・賠償打切りという帰還促進策を強行している。分断と切り捨ての二重の苦しみとたたかう福島原発原告団は待望の「全国連絡会」を結成。避難した人も、残った人も、帰還した人も、さまざまな条件の違いを乗り越えた団結の力で、国・東電の法的責任を徹底的に追及し、原状回復と全面賠償を勝ちとる決意を固めた。福島原発事故を「最大最悪の公害」として連帯した取り組みをすすめてきた公害総行動実行委員会・公害弁連・フクシマ現地調査実行委員会は、第４１回公害総行動（６月１～２日）の前進につなげる第３回「原発と人権」交流集会と第５回フクシマ現地調査を結ぶ接点として第６分科会を開催します。フクシマは終わっていない！　フクシマをくり返すな！　原発再稼働・原発輸出は許さない！　福島原発原告団の団結を強め、共にたたかう仲間との相互交流をはかり、連帯・共同を前進させる場です。

〇福島現地（県内四訴訟）の原告団・弁護団の報告　〇全国各地の原告代表の発言
〇公害総行動実行委員会・公害弁連・フクシマ現地調査実行委員会代表の発言

巻末資料

避難指示区域の概念図

平成27年9月5日時点

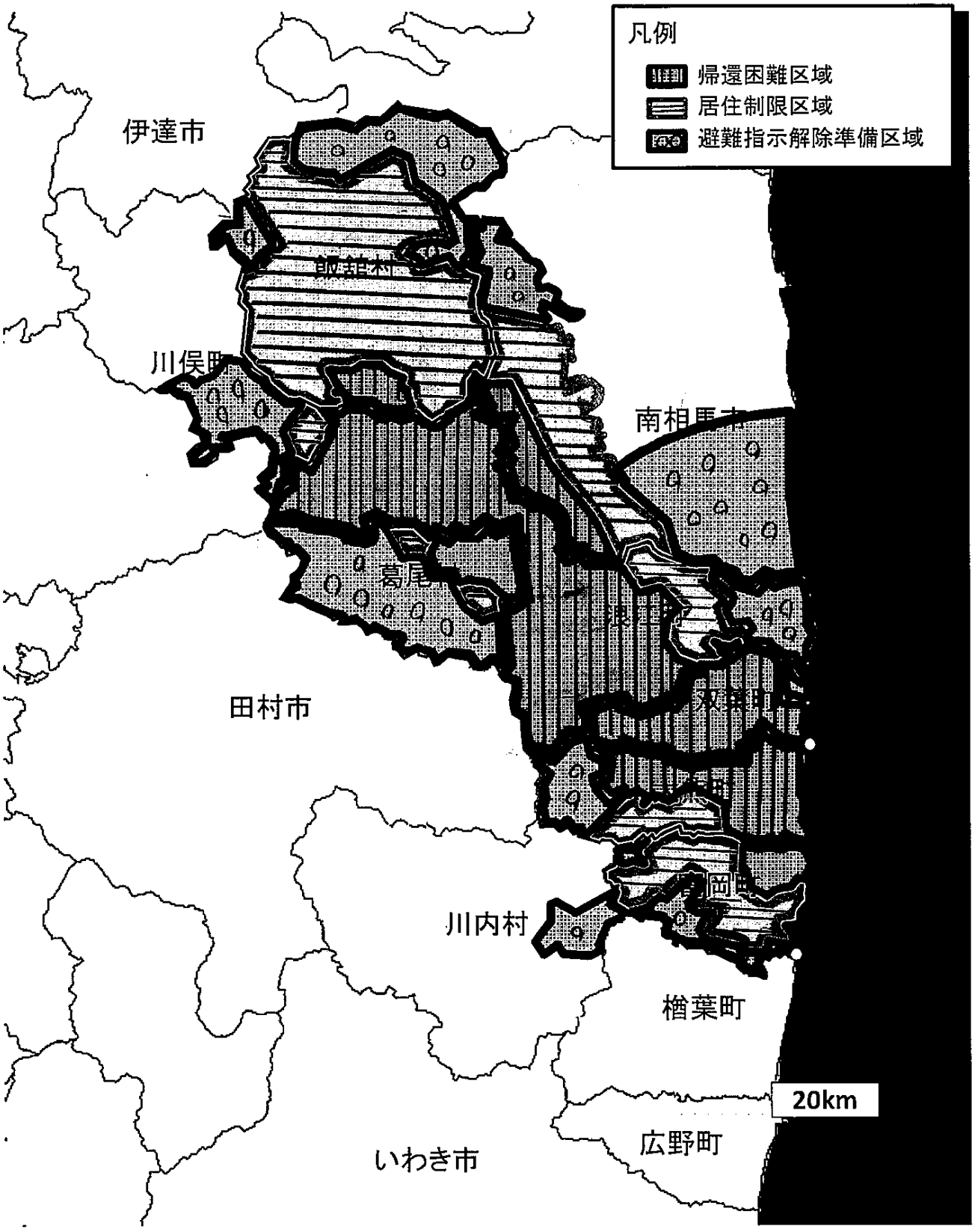

原発被害者訴訟　原告団一覧

※　平成28年2月4日までに集約した情報

		1	2	3	4	5	6	7	8	9
原告（団）		「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団	福島原発避難者訴訟原告団	元の生活をかえせ・原発被害者いわき訴訟原告団（略称：いわき市民訴訟原告団）	福島原発・南相馬訴訟原告団	福島原発被害東京訴訟原告団	千葉県原発訴訟原告と家族の会	福島原発かながわ訴訟原告団	
代表等		中島孝	中島孝	早川篤雄	伊東達也	高田一男	鴨下祐也	遠藤行雄	村田弘	
原告数（合計）		3865名	18世帯40名	189世帯589名	667世帯1577名	47世帯151名	89世帯281名	18世帯40名	61世帯177名	
原告の属性※		福島県とその隣接県の滞在者と避難者（内，約9割は福島県，滞在者と避難者の割合は7：3）	避難指示等対象区域から主に福島県内（及び首都圏）への避難者	避難指示等対象区域から主に福島県内（及び首都圏）への避難者	自主的避難等対象区域（いわき市）の滞在者		＜第1次・第2次＞自主的避難等対象区域（いわき市）から首都圏への避難者及びその家族＜第3次＞首都圏への避難者19世帯42名，福島県田村市の滞在者42世帯152名，福島県他地域の滞在者5世帯20名，栃木県県北地域の滞在者7世帯20名	千葉県への避難者とその家族 避難指示等対象区域15世帯38名 自主的避難等対象区域2世帯5名 その他（福島県内）1世帯4名	神奈川県への避難者とその家族 避難指示等対象区域45世帯127名 自主的避難等対象区域16世帯50名	北海道への避難者とその家族 避難指示等対象区域8世帯 自主的避難等対象区域53世帯 その他（白河市）3世帯、会津若松1世帯、松戸市1世帯
訴訟名		「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟		福島原発避難者訴訟	元の生活をかえせ・原発事故被害いわき訴訟（略称：いわき市民訴訟）	福島原発・南相馬訴訟	福島原発被害東京訴訟	福島第一原発事故被害者集団訴訟	福島原発かながわ訴訟	原発事故損害賠償・北海道訴訟
提訴日		第1次　平成25年3月11日 第2次　平成25年9月10日 第3次　平成26年3月10日 第4次　平成26年9月10日	第1次　平成25年5月30日 第2次　平成26年9月10日	第1次　平成24年12月3日 第2次　平成25年7月17日 第3次　平成25年12月26日 第4次　平成26年5月21日 第5次　平成27年2月18日	第1次　平成25年3月11日 第2次　平成25年11月26日 第3次　平成26年12月17日	第1次　平成27年9月16日	第1次　平成25年3月11日 第2次　平成25年7月26日 第3次　平成26年3月10日	第1次　平成25年3月11日 第2次　平成25年7月12日	第1次　平成25年9月11日 第2次　平成25年12月12日 第3次　平成26年3月10日 第4次　平成26年12月22日	第1次　平成25年8月21日 第2次　平成25年9月27日 第3次　平成26年3月4日 第4次　平成26年8月12日 第5次　平成26年8月21日 第6次　平成26年12月15日 第7次　平成27年8月12日
原告数		第1次　800名 第2次　1160名 第3次　620名 第4次　1285名	第1次　12世帯26名 第2次　6世帯14名	第1次　17世帯39名 第2次　64世帯181名 第3次　35世帯137名 第4次　35世帯119名 第5次　38世帯113名	第1次　336世帯822名 第2次　264世帯574名 （うち16世帯は1次と重複） 第3次　83世帯181名	第1次　47世帯151名	第1次　3世帯8名 第2次　14世帯40名 第3次　72世帯233名	第1次　8世帯20名 第2次　10世帯27名	第1次　17世帯47名 第2次　6世帯22名 第3次　12世帯27名 第4次　26世帯81名	第1次　13世帯43名 第2次　20世帯70名 第3次　33世帯110名 第4次　1世帯2名 第5次　1世帯4名 第6次　6世帯21名 第7次　2世帯6名
裁判所		福島地方裁判所　※全て併合		福島地方裁判所いわき支部 ※第2陣は第1陣と併合しない	福島地方裁判所いわき支部 ※避難者訴訟とは併合しない		東京地方裁判所	千葉地方裁判所	横浜地方裁判所	札幌地方裁判所
被　告		国・東電		東電	国・東電		国・東電	国・東電	国・東電	国・東電
弁護団		「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団		福島原発被害弁護団（通称：浜通り弁護団）			福島原発被害首都圏弁護団	原発被害救済千葉県弁護団	福島原発被害者支援かながわ弁護団	原発事故被災者支援北海道弁護団
弁護団HP		http://www.nariwaisoshou.jp/		http://www.kanzen-baisho.com/			http://genpatsu-shutoken.com/blog/	http://genpatsu-chiba.com/	http://kanagawagenpatsu.bengodan.jp/	http://hokkaido-genpatsu-bengodan.jp/
主な請求の内容	原状回復	原告らの居住地において、空間線量率を0.04μSv/h以下とせよ	―	―	―		―	―	―	―
	賠償料	事故発生から原告ら居住地の空間線量率が0.04μSv/hとなるまで、原告1人当たり月5万円を支払え	・ふるさと喪失につき2000万円を支払え	・ふるさと喪失につき2000万円 ・避難生活につき月50万円を支払え	・いわき市全域の空間線量率が0.04μSv/hとなる原状回復措置及び福島第一原発の廃炉完了まで、月3万円（18歳未満月8万円） ・事故後に懐胎・誕生した子どもを除き25万円（事故当時妊婦であれば+25万円）を支払え		＜第1次・第2次＞ 避難生活につき月50万円/1人 ＜第3次＞ 1800万円/1人	・コミュニティ喪失につき2000万円 ・避難生活につき月50万円を支払え	・ふるさと喪失・生活破壊につき2000万円 ・避難生活につき月35万円を支払え	1人当たり1000万円
	実損害	弁護士費用のみ	・居住用不動産等の再取得費用 土地1368.8万円（全国平均） 建物2238万円（全国平均） を賠償せよ	・居住用不動産等の再取得費用（福島県市街地における再取得を可とする金額） 土地：500㎡までは福島県市街地における平均地価（38000円/㎡）＋500㎡を超える面積部分について固定資産評価額の単価×1.43 建物：フラット35の2238万円（115.3㎡）＋115.3㎡を超える延べ床面積×平成23年度の平均新築単価（15万8900円/㎡） ・家財道具購入費（損害保険基準） ・弁護士費用等 を賠償せよ （その他の実損害は、別途解決する）	弁護士費用のみ		・避難費用、休業損害、弁護士費用等を賠償せよ	・居住用不動産等の再取得費用 土地1368.8万円（全国平均） 建物2238万円（全国平均） ・家財道具購入費（損害保険基準） ・その他、避難費用、弁護士費用等を賠償せよ	・居住用不動産等の再取得費用 土地1368.8万円（全国平均） 建物2238万円（全国平均） ・家財道具購入費（損害保険基準） ・その他、避難費用、弁護士費用等を賠償せよ	1人当たり500万円＋弁護士費用 （不動産に関する損害は除く）

※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針追補における「避難指示等対象区域」「自主的避難等対象区域」の定義に従い分類しています。

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
			福島原発事故損害賠償愛知・岐阜原告団（仮称）	原発賠償京都訴訟原告団	原発賠償関西訴訟原告団	原発賠償ひょうご訴訟原告団	みやぎ原発損害賠償訴訟原告団		福島原発おかやま訴訟原告団
				福島敦子 荻原ゆきみ	森松明希子	橋本洋一 木幡智恵子	石井優（ゆたか）		土屋輔樹
			36世帯114名	58世帯175名	80世帯221名	34世帯92名	35世帯90名		39世帯103名
山形県内に避難している（していた）方及びその家族 避難指示等対象区域15世帯49名 自主的避難等対象区域186世帯689名 その他（福島県内）1世帯4名	新潟県への避難者とその家族 避難指示等対象区域54世帯162名 その他（自主的避難等対象区域を含む福島県内）155世帯549名	群馬県への避難者とその家族 避難指示等対象区域22世帯65名 自主的避難等対象区域20世帯60名 （第3陣は未集計）	愛知県・岐阜県への避難者とその家族 自主的避難等対象区域13世帯51名 その他（福島県内）10世帯22名 （第3次は未集計）	・京都府への避難者とその家族 ・避難指示等対象区域2世帯2名 ・自主的避難等対象区域50世帯144名 ・その他の福島県内5世帯9名 ・福島県外7世帯20名	関西地方への避難者とその家族 避難指示等対象区域14世帯29名 自主的避難等対象区域54世帯161名 その他13世帯35名	兵庫県への避難者とその家族 避難指示等対象区域4世帯11名 自主的避難等対象区域23世帯69名 その他（福島県内）2世帯3名	宮城県への避難者とその家族	埼玉県への避難者とその家族	岡山県への避難者とその家族 避難指示等対象区域2世帯5名 自主的避難等対象区域31世帯83名 その他の福島県内6世帯15名
―――	―――	―――	―――	原発賠償京都訴訟原告団	原発賠償関西訴訟	福島原発事故 ひょうご訴訟	―――	原発事故責任追及訴訟（埼玉）	福島原発おかやま訴訟
第1陣　平成25年7月23日 第2陣　平成26年3月10日 第3陣　平成27年3月11日	第1陣　平成25年9月11日 第2陣　平成26年3月10日 第3陣　平成26年10月20日	第1陣　平成25年9月11日 第2陣　平成26年3月10日 第3陣　平成26年9月11日	第1次　平成25年6月24日 第2次　平成25年12月20日 第3次　平成26年3月5日	第1次　平成25年9月17日 第2次　平成26年3月7日 第3次　平成27年7月7日	第1次　平成25年9月17日 第2次　平成25年12月18日 第3次　平成26年3月7日	第1次　平成25年9月30日 第2次　平成26年3月7日 第3次　平成27年3月	第1次　平成26年3月3日 第2次　平成26年12月22日 第3次　平成27年12月25日	第1次　平成26年3月10日 第2次　平成27年1月19日 第3次　平成27年8月25日	第1次　平成26年3月10日　第2次　平成27年3月10日
第1陣　62世帯227名 第2陣　57世帯204名 第3陣　83世帯311名	第1陣　101世帯　354名 第2陣　30世帯　99名 第3陣　78世帯　258名	第1陣　32世帯90名 第2陣　10世帯35名 第3陣　3世帯12名	第1次　8世帯29名 第2次　15世帯44名 第3次　13世帯41名	第1次　33世帯91名 第2次　20世帯53名 第3次　11世帯31名	第1次　27世帯80名 第2次　14世帯40名 第3次　40世帯105名	第1次　18世帯54名 第2次　11世帯29名 第3次　5世帯9名	第1次　22世帯58名 第2次　10世帯21名 第3次　3世帯11名	第1次　6世帯16名 第2次　7世帯30名 第3次　7世帯22名	39世帯103名
山形地方裁判所	新潟地方裁判所	前橋地方裁判所	名古屋地方裁判所	京都地方裁判所	大阪地方裁判所	神戸地方裁判所	仙台地方裁判所	さいたま地方裁判所	岡山地方裁判所
国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電
原発被害救済 山形弁護団	福島原発被害救済 新潟県弁護団	原子力損害賠償 群馬弁護団	福島原発事故損害賠償 愛知弁護団	東日本大震災による 被災者支援 京都弁護団	原発事故被災者支援 関西弁護団	兵庫県原発被災者 支援弁護団	みやぎ原発損害賠償弁護団	原発被害救済 弁護団（埼玉）	岡山原発被災者 支援弁護団
http://mlaw.cocolog-nifty.com/	http://genpatubengodan.cocolog-nifty.com/blog/	http://gunmagenpatsubengodan.jp/	http://genpatsu-aichi.org/	http://hisaishashien-kyoto.org/	http://hinansha-shien.sakurane.jp/kansai_bengodan/index.html	http://hinansha-hyogo.sakura.ne.jp/index.html	http://mgs-bengodan.net/	http://genpatsubengodan.jp/	http://okayamabengodan.blogfc2.com/
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――
1人当たり1000万円	1人当たり1000万円	1人当たり1000万円	1人当たり1000万円	・慰謝料及び客観的損害として 1人当たり500万円 ・弁護士費用 を賠償せよ （財物損害は後日追加予定）	・慰謝料及び客観的損害として 1人当たり1500万円 ・弁護士費用 を賠償せよ （財物損害は後日追加予定）	・慰謝料及び客観的損害として 1人当たり1500万円 ・弁護士費用 を賠償せよ （財物損害は後日追加予定）	①ふるさと喪失等慰謝料3000万円 ②避難生活慰謝料840万円（月額35万円×2年）	1人当たり1000万円	・1人当たり1000万円 ・弁護士費用
弁護士費用のみ	弁護士費用のみ	弁護士費用のみ	弁護士費用のみ				・弁護士費用	弁護士費用のみ	

20	21	22	23	24	25	26	27	28
阿武隈の自然との共生者の原発事故損害賠償を求める会（略称：阿武隈会）	**鹿島区訴訟原告団（仮称）**	**原発事故被災者を守る会（都路町訴訟原告団）**	**小高のふるさとを守る会**	**福島原発ひろしま訴訟原告団**	**原発賠償愛媛訴訟原告団**	**福島原発事故被害救済九州原告団**		**「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団**
佐野強（連絡担当）	**多田穣治（連絡担当）**	**今泉信行**	**山澤征**	**渡部美和 石森雄一郎（連絡担当）**	**渡部寛志**	**金本友孝**		**今野秀則**
30世帯61名	**108世帯272名**	**184世帯642名**	**126世帯398名**	**11世帯28名**	**10世帯25名**	**15世帯41名**		**224世帯663名（うち70世帯242名が提訴済み。その余は2016年度内に順次提訴見込み）**
田村市都路町のうち、旧緊急時避難準備区域にあたる地域に、自然との共生生活を求めて移住してきた者	南相馬市鹿島区の滞在者（30km圏外で、政府による避難指示区域外であるが、「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」として中間指針上の対象区域となっている地域）	田村市都路町のうち、旧緊急時避難準備区域にあたる地域の滞在者及び避難者（先行する阿武隈会訴訟は移住者、都路町訴訟は古くからの居住者）	南相馬市小高区からの避難者（ほとんどが避難指示解除準備区域の住民、一部居住制限区域の住民）	広島への避難者 飯舘避難準備区域から1世帯5名 その他福島県から8世帯21名 関東地方から2世帯2名	愛媛県内への避難者 避難指示等対象区域1世帯4名 その他の福島県内9世帯21名	九州地方への避難者 福島県から6世帯18名 東北・関東地方から9世帯22名	震災当時，南相馬市小高区及び原町区の避難指示等対象区に居住していた避難者	震災当時，双葉郡浪江町津島地区（地区全体が帰還困難区域に指定されている）に居住していた避難者
阿武隈会訴訟	**鹿島区訴訟**	**都路町訴訟**	**小高区訴訟 （「ふるさとを取り戻せ！」訴訟）**	**福島原発ひろしま訴訟**	**福島第一原発事故損害賠償愛媛訴訟**	**福島原発事故被害救済九州訴訟**	――――	**ふるさとを返せ 津島原発訴訟**
第1次　平成26年3月10日 第2次　平成26年8月5日 第3次　平成27年4月2日 第4次　平成27年8月18日	**第1次　平成26年10月29日 第2次　平成27年3月27日**	**第1次　平成27年2月9日 第2次　平成27年9月10日**	**第1次　平成27年10月8日**	**平成26年9月10日**	**第1次 平成26年3月10日 第2次 平成27年4月10日**	**第1次　平成27年9月9日 第2次　平成27年3月11日**	**平成26年12月19日**	**第1次　平成27年9月29日 第2次　平成28年1月14日 第3次　平成28年5月20日予定**
第1次　21世帯44名 第2次　2世帯3名 第3次　6世帯12名 第4次　1世帯2名 合計　30世帯61名	第1次　11世帯23名 第2次　97世帯249名 合計　108世帯272名	第1次　105世帯398名 第2次　79世帯244名 合計　184世帯642名	第1次　126世帯398名	11帯28名	第1次　6世帯12名 第2次　4世帯13名 合計　10世帯25名	第1次　10世帯31名 第2次　5世帯10名	344名	第1次　32世帯　116名 第2次　38世帯　126名 合計　70世帯　242名
東京地方裁判所	福島地方裁判所 （相馬支部より回付）	福島地方裁判所郡山支部	福島地方裁判所 （相馬支部より回付）	広島地方裁判所	松山地方裁判所	福岡地方裁判所	東京地方裁判所	福島地方裁判所郡山支部
国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	国・東電	東電	国・東電
東日本大震災による 原発事故被災者支援弁護団				**福島原発ひろしま訴訟 避難者弁護団**	**（愛媛） ※弁護団は結成せず**	**原発事故被害者 弁護団福岡**	**″小高に生きる！″原発被害 弁護団**	**「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団**
http://ghb-law.net/				http://k-sugar.cocolog-nifty.com/hiroshimanuclear/	http://fukushima-hinansyajimdo.com/	http://genpatsukyusai-kyushu.net/	なし	目下作成中
――	――	――	――	――	――	――	――	**①津島地区全域について本件原発事故由来の放射線量を毎時0.046マイクロシーベルトに至るまで低下させる義務の確認 ②津島地区全域について本件原発事故由来の放射線量を2020年3月12日までに毎時0.23マイクロシーベルトに至るまで低下させよ。**
・自然との共生生活等喪失慰謝料（自然との共生生活や、自給自足の生活、第二のふるさと、終の棲家を奪われたことに対する慰謝料）として、1000万円。	**・主に滞在者慰謝料として800万円（平成23年9月で賠償打ち切りとされているため、同年10月よりとりあえず5年間分の月10万円の慰謝料を求める）。**	**・自然豊かなコミュニティ等喪失慰謝料（自然豊かな地域における自給自足の生活、家族の団らん等を奪われたことに対する慰謝料）として、1000万円**	**・地域コミュニティ喪失慰謝料（ふるさと喪失慰謝料）として、2000万円**	**・1人当たり1000万円 ・弁護士費用**	**・1人当たり500万円 ・弁護士費用**	**・1人当たり500万円 ・弁護士費用**	**①避難生活に対する慰謝料（月額20万円を避難指示の解除後3年を経過するまで） ②「小高に生きる」ことを奪われたことに対する慰謝料（2000万円）**	**①2011年3月11から津島地区全域について本件原発事故由来の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで、毎月末日限り、月額35万円の慰謝料を支払え ②（前記①とは別に）事故直後の高濃度被ばく線量について慰謝料金300万円 ③（予備的請求）仮に原状回復請求が認められない場合、慰謝料3000万円**
・財物損害（土地に関しては購入価格。住居に関しては購入価格、建築価格、セルフビルドの場合は建築士による建築価格の推計。家財に関しては、購入価格、市場価格。）。なお、旧緊急時避難準備区域であるが、全損評価を求める。 ・固定資産税相当額の損害。 ・弁護士費用。	**・弁護士費用。**	**・弁護士費用。**	**・弁護士費用**				**・弁護士費用**	**・弁護士費用**

3.11 後 5 年間の年表(案)

2016-03-07 版　第 5 分科会

	原発関連 (福島、東電、再稼働、輸出)	政策関連 (国・県など)	被災者・避難者関連
2011 年 3 月	東電「炉心損傷」と発表 3 号機で水素爆発 4 号機で火災	半径 3km 圏内の住民に避難指示 →その後、10km、20km に拡大、 30km 圏内も自主避難を要請	情報なく無用な被ばく 避難開始。(母子避難も)
2011 年	4 月 : 2 号機の取水口から高濃度汚染水が噴出 4 月 : 汚染水　1 万 1500 トン海に放出 5 月 : 東電「炉心損傷」ではなく「炉心融解(メルトダウン)」であったと発表 5 月 : 「水棺」方式を事実上断念 6 月 : 汚染水浄化装置(アレバ)試運転開始→稼働→一時停止 8 月 : 福島第一事故に伴う損害賠償金の算定基準や支払い日程を発表(東電) 12 月 : 「政府事故調　中間報告書」 12 月 : 廃炉工程表策定(政府)	4 月 : 避難指示基準 年間 20mSv に政府が定めた 4 月 : 屋内退避指示を解除し、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に再編(政府) 4 月 : 復興構想会議発足(内閣官房) 5 月 : 校庭利用の基準「年間 1mSv を目指す方針」に変更(文科省) 6 月 : 「東日本大震災復興基本法」施行(内閣官房)　増税と復興債の財源 6 月 : 「特定避難勧奨地点」の設定(官邸) 7 月 : 「東日本大震災からの基本方針」(復興庁) 8 月 : 中間指針 8 月 : 「原発避難者特例法」 8 月 : 原子力損害賠償支援機構法が成立 (政府) 8 月 : 「福島県復興ビジョン」を策定 9 月 : 原子力損害賠償支援機構」が本格稼働 (政府) 9 月 : 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR ｾﾝﾀｰ)開設 (文科省) 9 月 : 緊急時避難準備区域の一部解除(官邸) 10 月 : 中間貯蔵施設の異本的考え方策定(環境省) 12 月 : 区域見直しと避難指示解除に関する基本方針(避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域)(政府) 12 月 : 「福島県復興計画 (第 1 次)」を策定 12 月 : 中間指針追補 12 月 : 冷温停止状態と宣言 収束宣言	4 月 : 自衛隊による不明者捜索(内閣府) 7 月 : 被災 3 県からの転出超過数が 3 万人を超(総務省) 7 月 : 福島の牛飼料の藁から高濃度セシウム検出
2012 年	2 月 : 「独立検証委員会報告書」 4 月 : 滞留水 30 万㎥超え 4 月 : 電事法に基づき法的には「廃止」 6 月 : 「東電　事故調査報告書」 7 月 : 「国会事故調　報告書」 7 月 : 「政府事故調　報告書」 12 月 : 港湾に流出するも、外洋に流出なしと発表	1 月 : 川内村帰村宣言 2 月 : 復興庁発足(2021 年までの期間限定) 2 月 : 汚染状況重点調査地域を指定(環境省) 3 月 : 福島復興再生特別措置法が成立 3 月 : 中間指針第 2 次追補 4 月 : 避難指示区域再編開始 6 月 : 子ども被災者支援法 7 月 : 福島復興再生基本計画が閣議決定 7 月 : 福島県 : 福島復興再生基本方針 9 月 : 福島県、中間貯蔵施設の建設受入れを容認 12 月 : 特定避難勧奨地点解除(伊達市) 12 月 : 中間指針第 4 次追補 12 月 : 「福島県復興計画 (第 2 次)」を策定	3 月時点 : 震災関連死 1632 名(1 都 9 県)(復興庁) 平成 23 年　震災関連自殺 55 名(内閣府) 8 月～ : 葛尾村などで住民意向調査 9 月時点　震災関連死 2303 名(1 都 9 県)(復興庁) 平成 24 年　震災関連自殺 24 名(全国) (内閣府)
2013 年	4 月 : 汚染水移送配管から約 22 万トンの漏れ 6 月 : 廃炉工程表改訂(政府) 7 月 : 汚染水が海に流出していると正式に認める	3 月 : 収束宣言を事実上撤回 9 月 : 安部首相 「アンダーコントロール」 10 月 : 子ども被災者支援法の基本方針 12 月 : 原子力災害対策本部「原子力災害からの福島の復興の加	3 月 : 福島(福島, いわき), 東京, 千葉で国・東電を被告とする集団訴訟提起(以後全国に拡大) 8 月～ : 富岡町などで住民意向調査 9 月時点　震災関連死 2916 名

	原発関連 (福島、東電、再稼働、輸出)	政策関連 (国・県など)	被災者・避難者関連
		速に向けて」(閣議決定)	(1都9県)(復興庁) 平成25年　震災関連自殺38名(全国) 福島県民健康調査　甲状腺がん又は疑い　113名
2014年	2月:東電　就労不能損害の賠償打切り方針	3月:「避難指示区域」の解除(官邸) 4月:田村市都路地区避難指示解除 8月:栃木県塩谷町が放射性指定廃棄物の最終処分場候補。反対運動発生 9月:福島県が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認 9月:「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画(案)」(国) 10月:川内村東部の避難指示解除 12月:「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」(専門家会議)の中間とりまとめ	8月～:富岡町などで住民意向調査 3月:日弁連「福島第一原子力発電所事故被害者に対する被害回復と法的支援を求める意見書」 9月時点　震災関連死3194名(1都9県)(復興庁) 平成26年　震災関連自殺22名(全国)(内閣府)
2015年	4月:トルコ国会、原発建設の商業契約承認　三菱重など受注内定 4月:5基廃炉…関電美浜1、2号機と日本原子力発電敦賀1号機(ともに福井県)、中国電力島根1号機(島根県)、九州電力玄海1号機(佐賀県) 6月:廃炉工程表再度改訂(政府) 8月:川内原発1号機再稼働 11月:川内原発2号機再稼働 12月:「日印原子力協定」の締結	5月:第5次提言(2017年3月までに避難指示解除を求める) 6月:原子力災害対策本部「原子力災害からの福島の復興の加速に向けて(改訂)」(閣議決定) 7月:「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」 8月:子ども被災者支援法の基本方針を改定「支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当となる」と方針転換 9月:楢葉町避難指示区域解除 11月:2020年五輪の基本方針「『復興五輪』として、被災地と連携し、復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する」 12月:「福島県復興計画(第3次)」を策定 12月:栃木県塩谷町、候補地返上正式申し入れ	4月:全国の避難者は約22万人(復興庁4月16日集計) 5月:原発事故被害者団体連絡会(ひだんれん)設立 7月:日弁連「避難指示の解除、慰謝料支払の打切りに反対する会長声明」 8月～:富岡町などで住民意向調査 12月:福島県民健康調査　甲状腺がん又は疑い　153名 9月現在　震災関連死3407名(1都9県)(復興庁) 平成27年　震災関連自殺23名(全国)(内閣府)
2016年	2月:40年超えの関西電力高浜原発1、2号機について原子力規制委員会は新規制基準に適合するとの審査書案を了承。 2月:高浜原発3,4号機(4号機は直後に緊急停止)	2月:東電幹部ら強制起訴	2月:原発被害者訴訟原告団全国連絡会設立 2月:日弁連「被災者の生活再建支援制度の抜本的な改善を求める意見書」 2月:東京都から避難者向けにアンケート(災害救助法による避難住宅の延長を希望)という選択肢なし) 2月:福島県から「住まいに関する意向調査」 「5年間放置された家にイノシシが住んでいたり、アライグマやハクビシンが出入りしている例がある」「アカマツに異常発生」(NHK3/6放映)
2017年		3月:区域外避難者の住宅支援打切り 3月まで:帰還困難区域以外の区域について避難指示を解除(復興庁) 3月末:避難指示解除準備区域と居住制限区域について、避難者への精神的賠償の支払いを一律終了	
2018年		年度末見込:住まいの確保に関する事業が概ね完了(復興庁)	

	原発関連 (福島、東電、再稼働、輸出)	政策関連 (国・県など)	被災者・避難者関連
2019 年			
2020 年		東京オリンピック・パラリンピック	
2021 年		復興・創生期間の終了 復興庁の設置期限	
	廃炉ロードマップ：第３期（第２期終了から廃止措置終了まで（目標：ステップ２完了後 30～40 年後))		
あるべき姿	情報公開、安心・安全性の確保	情報公開、民主的な手続きに基づく政策決定、立憲政治	人間の復興、そして自然の復興

発行年月日　2016 年 3 月 19 日
発　行　者　第３回「原発と人権」全国研究・交流集会実行委員会

実行委員会参加団体

環境エネルギー政策研究所／原子力市民委員会／公害・地球環境問題懇談会／自由法曹団／青年法律家協会弁護士学者合同部会／全国公害被害者総行動実行委員会／全国公害弁護団連絡会議／日本科学者会議／日本環境会議／日本国際法律家協会／日本ジャーナリスト会議／日本反核法律家協会／日本民主法律家協会／脱原発弁護団全国連絡会／「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団／福島原発被害首都圏弁護団／福島原発被害弁護団／「原発と人権」ネットワーク